

裾野市史研究

口絵 桃園尾畑遺跡出土の顔面把手付土器	
江戸時代裾野の生活・文化と女性・子供 ……	高橋 敏 (1)
裾野市内の遺跡概要 ……	渡瀬 治 (21)
葛山氏と言われる人々〔歴史随想〕 ……	入山 光信 (59)
深良用水開鑿と鉾山技術 ……	脇野 博 (71)
—「かねほり甚左衛門」をめぐって—	
近世における箱根用水の井組について ……	柴 雅房 (83)
湯山半七郎の思想 ……	岩崎 信夫 (105)
—教導職時代を中心として—	
編さん室日誌 ……	(131)



1990年3月

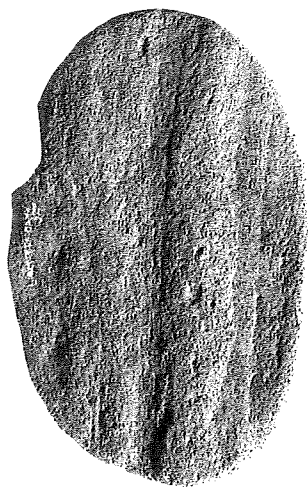
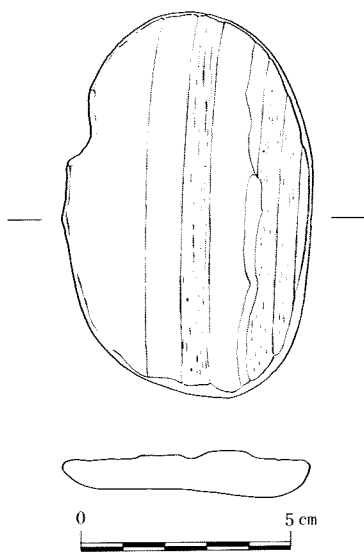
裾野市史編さん委員会



桃園尾畑遺跡出土の顔面把
手付土器（人面土器）

人面土器は縄文時代中期前半、関東地方西南部から駿豆、甲信地方にかけて盛行した勝坂式土器文化圏から出土するもつとも特徴ある土器で、深鉢の内縁に大型の人面把手をつけ、それと対象的な位置に獣面と思われる把手がつけられている。

人面は左手で頬杖をし、右手を胸にあてた豊かな表現をみせており、尾畑縄文人が製作した原始美術の最高のものである。



金沢上川遺跡出土の矢柄研磨器

昭和六〇年の東名裾野インターチェンジ建設に伴う調査時に検出したもので、比較的柔らかい平坦な石を二枚に割り、その間に矢柄を挟んで研磨したものとと思われる。

石器内面には、三条の研磨痕が見られた。

矢柄研磨器は県内では初めての発見例である。

江戸時代裾野の生活文化と女性・子ども

高橋 敏

はじめに―裾野市史編さんの近況

一 地域史の視点

二 石造物による生活文化の発掘

1、筆子塚

2、句碑・墓碑

三 女性の巡礼と横道供養塔

四 巡礼女性の死

五 子どもの死と病

六 善光寺聖唯念と名号碑

おわりに

はじめに―裾野市史編さんの近況

裾野市とはもう十数年ぐらいのおつき合いになります。

十年ぐらいになりますか、学生を連れまして夏は必ず裾野

の教育委員会にお世話になりました、合宿調査をさせていただきました。裾野市の研修所等に三泊四日か四泊五日合宿させていただいて、学生と古文書の整理をお手伝いしておりました。その間、裾野市は市史の準備室の段階でございまして、大庭景申先生等には学生ともどもいろいろお世話になりました。その後、裾野市が県下最後の市史という事で、編さん事業を始めるということになりました、前の関係もあつたのでしよう、手伝っていただけないかという事で、裾野市史にかかわることになったわけでございます。

現在裾野市史は鋭意編さん中ですが、担当している者の多くが東京の在住者で、地元の方が意外に少ないため、身近なところから歴史は語らなければいけないという鉄則を守るためにも、市民の皆様の協力、地域の歴史に

対する情熱を今後とも市史の方にいただければと希望しております。

市史は第一回配本の「深良用水」を現在編集中でございます。教科書等では箱根用水と言っておりまして、全国的に知られております。また、戦後、タカクラテルという作家が小説「箱根用水」を書きまして、映画「箱根風雲録」にもなり全国的に有名になりました。この史料の編さんをしているわけですが、有名なわりには史料の収集が難しいです。一例をあげれば、皆さんもよくご存じの友野与右衛門という人物を文献の上で確認していくことは大変困難です。地元の裾野市域に残っている史料につきましては、悉皆で史料を当たっておりますので、ほとんど市史の方でつかまえております。ただ、なかなかつかまえられないのが深良用水を開削した関係者たちです。まず友野与右衛門以下江戸の商人が何物であるかがわからないのです。

ことしの夏、担当者と東京へ調査に行つてまいりました。江戸は今の東京ですから、何か手がかりがあるのではないかという淡い期待を持つてのことです。ところが、東京は江戸の時代から火災都市です。これに震災と戦災が皆目都市の様相を変えてしまっています。箱根用水を開削したのは寛文年間、一六七〇年代ですから、三百年ちょっと経過してまゝです。三百年という歳月がやはり大変なものなのです。

手がかりを求めて、東京都公文書館、東京都中央図書館、国立公文書館と、次から次へ訪ねては関係文献をあさりましたが、無駄骨でした。例えば、寛文のころの絵図は残っていますが、絵図は武家を中心にかいてあるので、將軍、大名等については詳しいのですが、町人のことは全然眼中に入っていないものですから、皆目わかりません。最後に訪れた国会図書館で「旧幕引継文書」という、明治維新时期に幕府のものが明治政府に引き継がれた文書の中の「浅草観音領門前町武士屋敷之覚」という帳面に遭遇しました。

友野与右衛門は、「江戸浅草」とか「江戸浅草駒形横町」の住所で出てきます。江戸浅草の駒形というところに友野与右衛門は寛文年間に住んでいたことは推測できるわけです。わずかな可能性を信じて一枚一枚帳面を見ていきましたところが、友野与右衛門と並んで金主元となった商人で長浜半兵衛という人物がいたので、この長浜半兵衛の名前を発見しました。長浜半兵衛の土地の売買の記録です。検地された一筆が売られますと張り紙が張られていくわけですが、その張り紙のひとつに長浜半兵衛が出てきました。このときは感動しました。長浜半兵衛は江戸四ツ谷の住所で出てきておりますが、浅草の武家屋敷が町人に買われていく中で土地を買ったという意味では、江戸の相当の商人であつたらうことは事実とみなしてもよいと思います。

また、当時の沼津代官の野村彦太夫の屋敷が浅草の今土橋近くにあるのです。浅草寺関係の絵図がありまして、これに野村彦太夫の屋敷が記載されておりまして、そうしますと、友野与右衛門は駒形に住んでおりまして、野村彦太夫はその近くの今土橋付近にいますね。長浜半兵衛も浅草の土地を買っているということになりますと、友野与右衛門等を複数の犯人に見立てれば、状況証拠は出てきたんです。しかし、こういうことで犯人を逮捕できるのか。「資料編」というのは、確たる証拠がないと出せません。「通史編」では、こうではなからうかということですが、「資料編」という形で掲載することは、長浜半兵衛を除いては苦しいだろうと考えます。目下のところはそういう状況でございます。

一 地域史の視点

「深井用水編」の編さんの模様をお話申し上げたわけですが、きょうの私の話は、「江戸時代の裾野の生活と文化」ということでありまして、江戸時代全体をとらえてお話を進めようと思えます。

裾野市史は、地方史と言いまして、あくまでも地方の歴史を編さんするわけです。したがって春日局を描くNHKの大河ドラマのような中央の歴史ではありません。裾野市

史は、裾野市域に生きた人々が主人公の歴史でなければいけないと信じております。天皇、將軍、大名といった支配者も大切ですから、もちろん描きますが、主役はあくまでも裾野に生きた人々でなければならぬと考えているわけです。

特に、今まで歴史に登場することが非常に難しかった女性、子ども、老人がどうあったのか、に注目したいと思っています。今までは民衆の歴史といいますが、戸主の歴史、男の歴史でした。これではやはりいけないと思います。歴史を創造してきた陰の存在と見なされがちですが、女性の役割は重大でした。あるいは、子どもは大切なものとされていたのか、虐待されていたのか、そういった子どもの問題も重要です。それから年寄りほどのような形で村の中で存在していたのかという老人の問題も今後研究していかなければならない課題です。裾野市史はこういった意味で人々の具体的な生活の歴史として描いていきたいと考えてます。

今まで女性の歴史、子どもの歴史、老人の歴史をなぜ書けなかったのかといいますと、ひとつは、そういう視角を持つことがなかったということもあるでしょう。もうひとつは史料ですね。歴史というのは空想したり想像したりすることでは書けません。具体的な証拠がなければ書けない

わけです。女性の生活、子どもの存在を実証する証拠をどこからか探してこなければならぬわけですね。このことが大変厳しかったと思います。

大庭先生を初めとする裾野の先輩たちが、私も学生を連れてきて毎夏整理しましたけれども、古文書を収集・整理してたものが既に膨大なものになっているんですね。江戸時代の文献史料は、ほかの市町村史に負けない量に達しています。これからはそういうものを生かしていくなら、女性・子ども・老人の歴史像を描くことは、十分できるのではないかと思っております。

二 石造物による生活文化の発掘

きょうの話は、江戸時代の生活に根差した裾野市域の文化という意味を考えていただければいいと思います。その手がかりとして、市史の方々の協力を得まして、私の今までやってきたものの中から少しデータを集めたものを配っていただきました。意外に見落としていますのは石造物です。我々の身近にあります石造物。これは単なる石ではありません。石に何か刻まれています。石に刻まれたり金属に刻まれている文字を「金石文」と言います。これは有力な史料になるものです。石造物は、例えば供養塔とか仏教関係、神道関係、いろいろありますが、そういうものを調

査することによって、それらをつくった裾野に生きた民衆の歴史にかけた思いをつかまえることができるわけです。裾野市域は非常に豊富です。皆さんの住む集落の境には、必ず何かあると思います。それから神社・寺院に行きますと、必ず灯籠があります。墓碑もたくさんあります。墓碑は貴重な史料です。

最近、墓碑を整理いたしまして先祖代々の墓をひとつにして、一人一墓、夫婦墓を整理していますけれども、これは文化財の破壊ですからぜひやめてほしいと思います。墓碑があることは、過去生きた人がそこに存在したということの証拠です。それをなくしてしまいますと家の歴史はわからなくなってしまいます。私が石造物を見て歩く限りにおいては軒並み整理されておりまして、一家にひとつの墓しかも石屋さんのデザインした、個性のない画一化したお墓になってしまおうということは、日本の文化、地方の文化の伝統を破壊することにつながるのではないかと考え、残念なことだと思っております。古く若が生えて文字も読めなくなったものを、汚らしいと思うのは間違いでありまして、若むしたものを何とか判読して記録していく、そして残していくことは、地域の文化をこれから保存していくためには必要な姿勢だと思えます。

私が歩いて裾野の文化を金石文で何とか証明できないか

ということでもやりましたのが、「筆子塚」、「巡礼供養塔」、「唯念名号碑」です。これらについては、悉皆で調査することによって、随分裾野市の民衆の歴史は明らかになるのではないかと考えております。

1、筆子塚

「筆子塚」とは、江戸時代の手習いを教えた師匠の墓碑です。手習いを教わった教え子、これを筆子と言ったり、門人と言う場合もありますが、彼らが師匠に感謝して墓碑を建てるのが慣例としてありました。第一表を参照してください。二ツ屋の菅沼家の墓地に三基あります。一基は寛政六年（一七九四）三月建立菅沼佐五兵衛佳暁、佐五兵衛が名乗で、佳暁というのは諱といまして、文人趣味的な傾向を示しています。これは墓碑に奉納寄進された灯籠です。次は文政元年八月の菅沼藤蔵利昌（佐五兵衛の子か）墓碑です。台石に「石碑料施主」と刻まれています。石碑料施主とは、墓を建てる際に石碑料を贈ったということです。多分教え子の行為かと思えます。三基目は菅沼佐兵衛幕末の万延元年に亡くなった方ですが、これは「志主門人中」が建立しています。最後の柳沢文溪は、大庭先生が詳しく研究なさっているいろいろお書きになってます。柳沢文溪は耳の聞こえない浪人ですが、裾野市域に漂泊してきまし

第一表 裾野市の筆子塚

番号	筆子塚名	建立年月日	建立者	所在
1	菅沼佐五兵衛佳暁	寛政6年(1794)3月	門人 志主	二ツ屋
2	菅沼藤蔵利昌	文政元年(1818)8月15日	石碑料施主	〃
3	菅沼佐兵衛	万延元年(1860)臘月6日	志主門人中	〃
4	柳沢文溪	明治18年(1885)2月10日	門人	深良上須

て、地域の子どもたちを教えたというものです。柳沢文溪先生の墓は深良上須に建っています。彼が深良の小さなムラ和田の農民の入会権を守るために訴状を作成するなど尽力したことは、既に大庭景申先生が明らかにしたとおりです。（乍恐以書付奉願上候」ということ）

小山・御殿場地区は筆子塚が非常に多いところですが、裾野に来ますと少なくなりませぬ。これも今後の課題であろうと思えます。

それでも四基の筆子塚が存在しました。少なくとも読み書き算用を学ぶための民衆の教育機関が裾野にあったことは明らかになったと思います。

手習いの次に来ますのが文化です。まず俳諧です。それから和歌、国学になります。

2、句 碑・墓 碑

裾野市域で目下のところ画期となるのは定輪寺にあります宗祇の墓碑だと思えます。事実はともあれ、宗祇という連歌の神様のような人物を、何らかの根拠をもとに定輪寺に手厚く葬ったということであると思えます。ただ、宗祇の墓碑を建立するに当たって、地域の人々がこれに協力を惜しまなかったのです。このことは宗祇の墓碑銘に明らかです。

種玉庵宗祇法師ハそのかみ文龜二年七月卅日頃をハリ給ひて今時享和改元酉年迄に凡三百年に成にけり、然に古墳青苔に埋、林藪深隠して多の年月知人なし、茲江戸浅草之住寿輔のすゝめによりて連哥の好子をかたらひ祇公遠忌為追悼再松樹をうへんとて三島宿にしろへを求て今此古墳を尋得たり、こたりの星霜すたれたるをおこし侍ルコトハリをいさゝかここにしろしをくことになん有ける

江戸

水谷最跡利寛

土田友巴延年

粕谷小藤治庸行

渋谷助五郎利郷

吉田太郎次文魚

三島

小嶋長三郎政賀

土井頼母寿輔

川口平右衛門久忠

小出半兵衛英信

横山玄與穩通

世古六太夫利恭

三枝藪左衛門当恒

文龜二年（一五七二）七月三十日ごろ死んだ宗祇の墓碑を、享和改元の酉年（一八〇一）十九世紀の初頭に、江戸浅草に住む寿輔ら七人の連歌師、江戸の文人が語らって再建したというのです。土井頼母といひ江戸の粹人と思われまます。相当の暇人でなければ宗祇の墓がどうなってるか調べられないでしょう。彼ら七人が苔むして、深く藪におおわれてしまっている宗祇の墓碑を再建する。これに三島宿の五名の者がかかわっているのです。「三島宿にしろへを求て今此古墳を尋得たり」と書いてありますから、当時東海道三島宿には江戸文人とつらなる文人がいたわけです。一人は明らかにあります。世古六太夫というのは三島宿の本陣世家です。三島宿の文人たちがこれに力を貸していることが判明します。

ただ問題なのは、宗祇の墓碑の前にあります「奉納燈籠」

です。

(奉納燈籠)

寛政四歳壬子七月二十九日

二十六世当現住 至山代

宗祇翁廟前

値三百遠忌辰日建焉

三百世を ふりし文見る 月をかし

嵐雪四世

稲の花 乏しからさる かほりなり

富沢

盆の月 香の煙に やとりけり

渡辺虎杖

茶畑

むしの声 其草一把 しはしまて

二十三世

前主 石眠

嵐雪四世六花庵官単から始まって、富沢の渡辺虎杖、茶

畑の柏木官里。二十三世前主石眠が一句献じています。こ

の人たちはこの地域にかかわりの深い文人です。既に寛政

四年(一七九二)宗祇の墓碑に灯籠を奉納していたのです。

ひとつ予測ですが、柏木官里、渡辺虎杖、定輪寺の石眠、

彼らの師匠の六花庵官単のグループが、宗祇の三百遠忌を催していたのです。この動きが江戸に聞こえたのかもしれない。そして前述の七人の江戸の粹人が裾野へやってきたとも考えられます。地方文化が中央文化に働きかけたのかもしれない。こうして宗祇の墓碑が再建されることになったのかもしれない。これはひとつの地方文化の創造であろうと思います。

次に、柏木官里、渡辺虎杖の墓碑銘を見ておきたいと思

(柏木官里墓碑)

大乘仙瑞居士

文化八末年十一月十六日

俗名 柏木林藏信雄基

禅道にいるそ 静まれ むら時雨

(渡辺虎杖墓碑)

世に残る暑を置いて

野の涼し

文化九年壬申歳七月十九日

當国富澤村住人

渡辺嘉六郎知陳

行年七十七

官里は文化八年十一月十六日に亡くなっており、辞世の句は「禅道にいるそ 静まれ むら時雨」です。渡辺虎杖は、文化九年七月十九日没、官里より一年後に亡くなっています。「世に残る暑を置いて 野の涼し」という辞世の句を詠んでいます。兩人ともに裾野を代表する百姓文人です。ところで、須山には国学の受容を示す墓碑があります。

(渡辺隼人祐源正墓碑)

文化十四年 丁丑十一月廿四日

嶺興院源菅正覚素山居士

わか村を、さめたりけんあとに 桜をうゑ

よといひおきて

なきあとを とゆひとあらハ

おくつきに さかむさくらを

さしてこたへよ

渡辺隼人祐源正は、須山の御師の渡辺家の者と思われる。「わか村を、さめたりけんあとに」とあることから、この人物は指導性のある名主であったと考えられます。「桜をうゑよといひおきて」、その後一首「なきあとをとゆひとあらハおくつきに さかむさくらをさしてこたへよ」とあり、これを読みますと、国学者本居宣長を連想させるの

です。

また、十里木の富士山資料館に、須山の浅間神社に奉納されていた句額があります。赤外線か何かで撮らなければ読めなくなっていますが、苦心の上判読したところ、これも六花庵官里を宗匠とする、寛政十二年（一八〇〇）のもので、定輪寺の宗祇の墓がつくられたのは享和元年です。それから、その一年前です。中に素山というのが出てきます。素山というのは、渡辺隼人の戒名が最後素山ですので、この人物ではないかと推測しています。また二ツ屋の玄夫という俳号もありました。筆子塚の菅沼藤威利昌が玄夫という号を名乗っています。茶畑の官里も登場しています。したがって、柏木官里、渡辺虎杖、菅沼玄夫、須山の渡辺隼人、こういう文人たちは相互につながる文人グループを形成していたとも考えられます。

国学に眼を転じてみますと、本居宣長の門人に伊豆熊坂に住む竹村茂雄がおりました。竹村茂雄の門人が裾野に二人おられます。文化十四年（一八一七）入門の渡辺五郎真文と土屋平太夫藤原正澄です。渡辺真文は富士山禰宜、土屋平太夫は浅間社御師を名乗っており、富士山信仰にかかわる者であったことがわかります。今後の研究に待たねばなりません。国学が裾野市域に普及していたことはこれらことから明らかであると言えましよう。

三 女性の巡礼と横道供養塔

今までの話は村の中でも上層部の人の話です。次に民衆の歴史を考えていくひとつの手段として女性を取り上げてみたいと思います。女性はどのような生活をしたのか、これを明らかにすることは非常に難しい。当時の台所はどうだったのか、洗濯はどうしてたのか、何を食べてたのか、具体的な生活の歴史は非常にわかりません。これは今後の課題です。みんな今後の課題ですと言えば通ってしまうのでは学問は前進しないわけでありまして、今回は女性をとらえる方法のひとつに挑戦してみようと思います。

それは、女性を旅（巡礼）でとらえることができるのではないかということです。これは、裾野に非常に豊富な巡礼供養塔、その中でも横道の供養塔が顕著です。巡礼というと、西国三十三所、秩父三十四所、坂東三十三所が著名です。合計しまして百番。これは爆発的に流行した巡礼です。

その証拠は、地域や集落に巡礼供養塔が建っていますから、注意して見てもらいますと、そこに「百番供養塔」とか、「奉巡礼供養西国三十三所」とか、「西国秩父坂東」と書いてあります。これらは巡礼に行った人たちが建てたと考えてよいと思います。

私は巡礼というのは、ひとつは、信仰のための旅だと思

います。例えば幼い子を亡くしたとか、あるいは母を亡くしたとか父を亡くしたとか、そういう身近な人の菩提を弔うという意味での旅。もうひとつは楽しむ旅です。見聞を広める旅というのがあるんですね。意外に村の人たち出て行って情報を取らしているんです。要するにかわいい子には旅をさせると、愛すべき子には旅をさすべしと。旅の艱難辛苦は子どもや若者のよき修行だ。修学旅行の先駆なんです。江戸時代の人たちも、仲間同士で行って、おれは足が痛いから行くのいやだから待ってくれとか、おれはあの寺を見たいとか、おれはそんなの見たくないあの神社が見たいとか、必ずもめるわけです。そういうときの人づき合いも含めて「堪忍」と言ってるんですね。そのために旅をしなければいけないということを言ってるわけです。そういった見聞を広めるという文化的・教育的な効果をねらったものもひとつあるのではないか。しかし著名な巡礼は費用も時間も膨大ですので、女性にはなかなか手ができません。そういう意味でもっとコンパクトな旅はないのか。そこで考え出されてきたのが横道巡礼ではないかと思えます。

「畿内横道三十三所順礼略図」、「御厨横道三十三所順礼略図」の二図を参照してください。これは地方版の霊場として用意されたものです。私は一般的には横道というの

は、駿河伊豆両国横道だと思ひます。宝永五年（一七〇八）の『湯山安右衛門日記』（湯山匠秀氏所蔵史料）という文献があります。その中に安右衛門の母親が横道へ行ったと云ふことが書いてあります。一行は男四女六の十人、七泊八日で横道を巡礼している。安右衛門母は息子の書いた納札を二枚持って出かけています。

宝永五年（一七〇八）

二月十日丁巳曇ル晩方晴天、権右衛門甚兵衛方へよこどうへ参詣之事さそいニ参候得共、甚兵衛殿煩之間成間敷様ニ申、先御婦可被成候□此方へ返事可仕申候、御厨へ婦人被参候（後略）

十一日戊午晴天、（前略）甚兵衛殿へ清十郎参候、よこどうへハ甚兵衛気分悪敷候間参間敷申候、左五右衛門参候十二日己未晴天、堂ノ欣具箱根へ参り候、源左衛門殿横道へさそいニ参候、甚四郎殿参苦ニ致候間同道被成候様ニ被申候、左五右衛門煩申候（後略）

十三日庚申晴天、横道支度、御札こしらひ申候、札書付安右衛門致シ、和尚様ニ御廻向致シ貴申候

二月十五日 壬戌 朝曇ル 勘三郎

安右衛門母横道へ罷立候道連甚四郎御袋権左衛門御袋与兵衛文左衛門女房源右衛門御袋長兵衛女房へ七人葛山

村源兵衛千福村へ誦人六郎左衛門六兵衛都合十人 安右衛門母三十三所ノ納札案書

宝永五年 駿州御宿村

奉納横道三十三所 湯山氏

子ノ二月 身誉理報

外詣誉聴夏 如此札式枚納候袋

同十七日 甲子 晴天

安右衛門横道参ニ逢申立候、木瀬川之観音様江罷出候得ハ御宿村之横道参衆昨日八ツ時分被通候と聞ニ付、すぐ井出之大光寺迄罷越皆に逢罷帰候
同廿二日 己巳 晴天

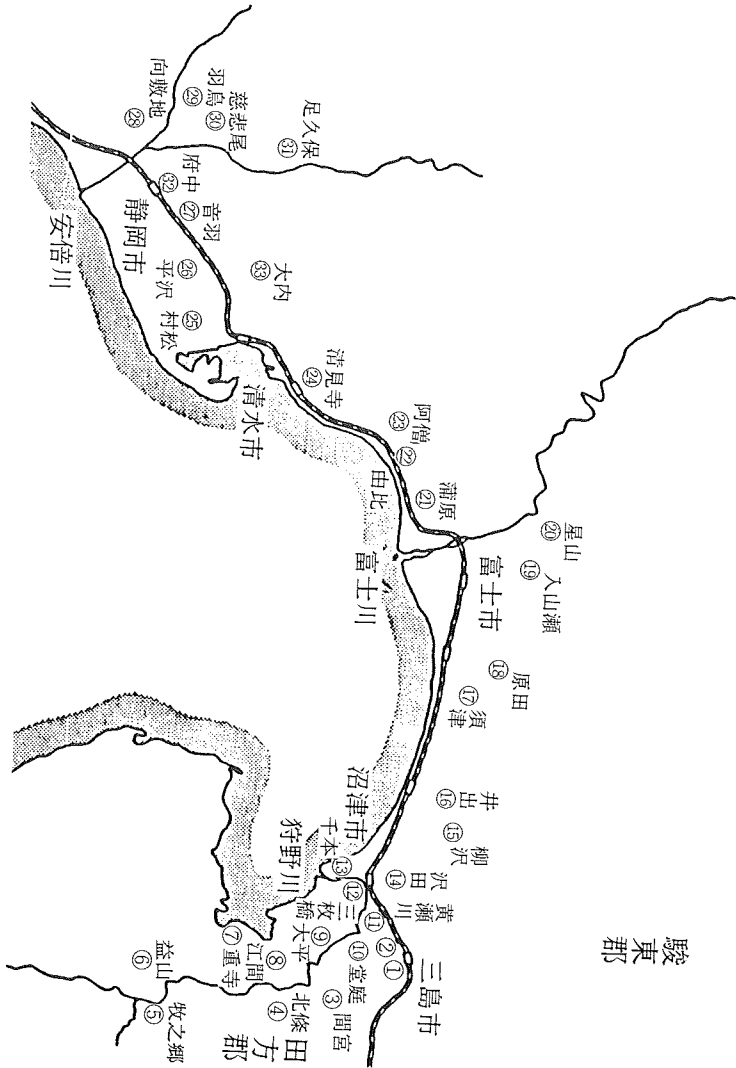
安右衛門母横道へ日数八日ニ而罷帰候

同廿四日 辛未 曇ル

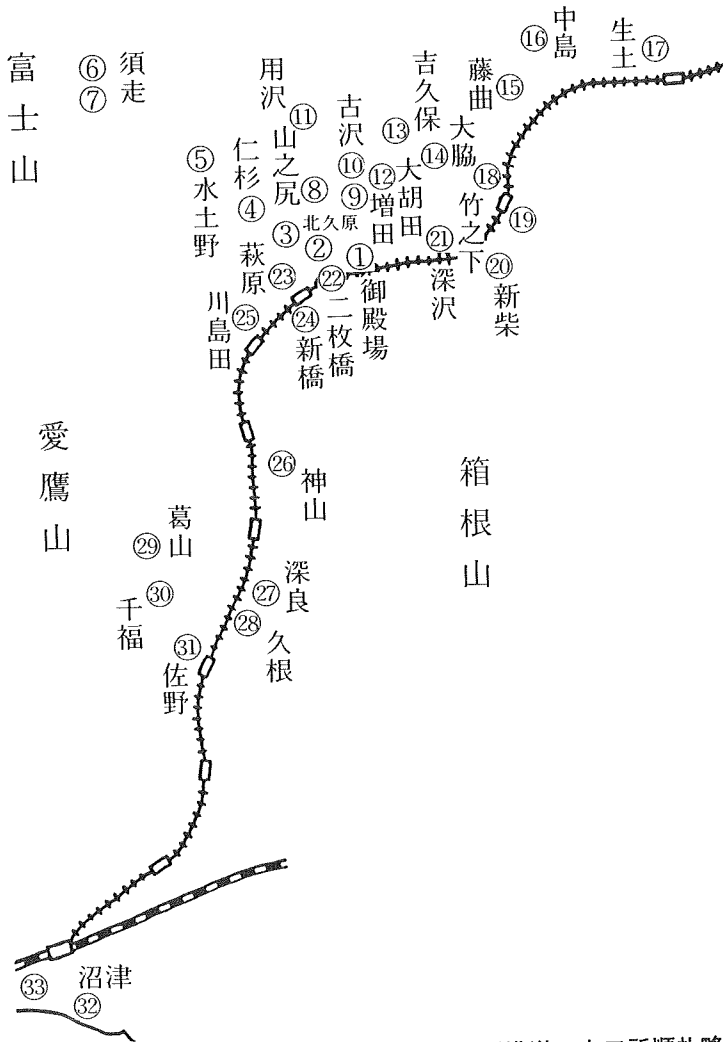
千福村へ見舞申候、但し横道道連六郎左衛門殿六兵衛殿

旅をするということは、当然危険が伴うのです。横道の場合には安右衛門が母を気遣い追いかけて、会っています。「安右衛門横道参ニ逢申立候、木瀬川之観音様江罷出候得ハ」とあり、木瀬川の観音様というのは、亀鶴寺といつて今も残っています。そこへ行つたところが、「御宿村之横道参衆、昨日八ツ時分被通候」、もう通つたよと言われたもの

駿東郡



第1図 駿河両国横道三十三所順礼略図



第2図 御厨横道三十三所順礼略図

ですから、すぐに「井出の大泉寺」へ、先廻りしてそこで会っているんです。

四 巡礼女性の死

遠藤原の土屋家文書にひとつの悲しい事件が記録されています。西国巡礼の途中で病氣になって亡くなるという悲劇です。多分伊勢参宮を済まして紀州路にかかったころ、足痛になった女性（母）が、紀州路尾鷲村というところでどうしても動けなくなり、亡くなってます。当時「往来一札」という、名主あるいは檀那寺住職が、諸国の関所・村々の役人に宛て出した身分証明書のようなものがありました。この中には必ず、行き倒れた場合はその土地のやり方にのっとって葬ってくれて結構です、特別に知らせてくれなくてもよいが、ただ、好便あれば事の顛末を村に伝えてくれればよいという一カ条が書いてあるのです。このように書いてはありますが、このとおりになることをだれも望んでいません。帰ってくることを目的にして行くわけです。ところがその往来一札の条項を適用するようなことが出てくるのです。

西国巡礼の同行女性が足が痛くなって動けなくなって、行き倒れ状態になった。そのときにその旅をどうするかということになります。紀州路ですからこれから巡礼は始ま

るわけです。一番か二番が終わったぐらいでしょう。その村役人が病人を村送りにして帰郷させてやると言ったというのです。病人を村から村へと引き継いで故郷に送るといふ制度があったんです。だから心配なく旅を続けると村役人が言ったというので、病人を村送りにしてほかの人は旅を続けたのです。ところが病人は二日後に死んでしまうのです。そしてそこに葬られることになるわけです。一行が無事帰ってきたけれども、一人亡くなって帰ってこない人がいる。どうしようもなくてそういうことにしたんだと弁解したんでしょうが、同行の仲間から村送りにしたのは不実であるという非難が起こり、巡礼を主催した夫婦が糾弾され、この夫婦は寺に入ります。村の中で都合が悪くなったときには寺へ逃げ込む慣習があつて、そこで謝れるんですね。亡くなった女性の路銀等を返して、遺族にわびて一件が終わっています。

これは天保十五年（一八四四）の話でして、この時期には巡礼供養塔が減少しており、巡礼が安易に行われるようになっていたかもしれません。相当のお年寄りまで動員して西国巡礼へ出かけているのです。江戸時代を開かれてない暗い時代と思つては事実に戻します。旅日記をよく読みますが、宿泊施設はよく整備され、宿同士が激しい客引き合戦をやっています。今日の観光業者のような人々が名所

という名所には必ずして商売しているわけです。旅が非常に身近なところにあったということは確かだと思います。

反対に、旅の途中ここで行き倒れた人はいたのでしょうか。行き倒れた人の記録があります。

佐野区有文書の中に、文化五年（一八〇八）、能登国白井郡大久保村の市郎右衛門の妻すめが行き倒れ死したことを届け出た文書があります。

今月四日及夕暮ニ候ニ付、当御村方庄右衛門様御宅江一夜之宿御無心申上ケ留り居り申候内ニ、私妻すめ義病氣付相わずらい候ニ付、御近村石脇村、富沢村両村之御いしや様方の御薬あたへ候得共、一向其印なく而、当十二日に死去仕候

佐野村地区で病い重く行き倒れた。医者にも見せて介抱するのですが、効なく亡くなります。そうしますと、ここでも「持参仕候往来一札」に基づいて、現地で埋葬することについて異存は一言もありませんという念書を村役人が夫の市郎右衛門から取りました。その「差上申一札之事」が残ったわけです。裾野市域にはとり立てて大きな札所はなかったのですが、旅の途中ここを通る人はいるわけです。たまたまここで病気になるって行き倒れるということは当然

あるわけです。

このように綿密な史料の読み方をしますと、だんだん女性の歴史も書けるようになってきます。

五 子どもの死と病

次に、子どものことをお話ししておきたいと思います。

子どもというのは江戸時代どういう存在であったのか。子どもに対しては意外に未知なことがあります。子どもなんて自然に育って大きくなって大人になるのだと思いがちですが、最近子どもが育つということが厳しい状況が来まして、再び子どもの発見が非常に厳しく求められてきていると思います。さて、近世の子どもはどうであったのでしょうか。

子どもをどこでつかまえるか。きょう私が持ってきました「子どもの死と病」という手書きのものがありますので、ごらんいただきたいと思います。子どもが亡くなったとき、病気になるかどうかしているか、それがひとつの切り口になるのではないかと、ここでは、「ちよ」という女の子と庄助という男の子を、若干資料がありますのでご紹介します。

まず千代ですが、病から死までの記録を追ってみます。

千代（湯山安右衛門、宝永七年『万日記帳』）

宝永七年 八月二一日

千代相煩ニ付、大法院ヲ頼祈禱仕候

同 年同月二二日

又々大法院ヲ頼、千代が祈禱仕候、

同 年九月一七日

今晚より廿三夜迄七夜待立待仕筈ニ御立願懸候

同 年同月二〇日

ちよ口中ノ葉貫申候

同 年同月二一日

ちよ祈禱左京殿ヲ頼見入はなし仕候

同 年同月二三日

立願七夜仕廻申候、七夜之内ニ心経千日百巻誦誦仕候、

安右衛門娘ちよ年式つニ而夜ノ八つ時分ニ死ス、改名報

夢童女と申候いはいニ八日付廿四日と庄園寺重誉和尚御

付ケ、被成候

同 年同月二六日

安右衛門勢至菩薩様ヲ始・惣而七観音様へあまり仕合

悪敷御座候ニ付一首
断や誠離の卦て離レけり今から麗の麗を見ん

前度七夜待立待ニ仕候而何之印シも無御座候間、一首

南無七夜人も知たり立待のしるしがなく八名こそおし

けれ

同 年十月三日

うらめしやかみもへつらいあるそかし賤が願の御慈悲

見へざり

専ら神仏にすがつての祈禱が治療法となっています。最

愛の娘を亡くした父親の安右衛門は、「うらめしや神もへ

つらいあるそかし賤が願の御慈悲見へざり」と神仏にもい

やみを言っています。これは宝永年間です。でやや時代が

古いわけですが、この日記から子どもに対する思いはよく

伝わってきます。子どもをちゃんと報夢童女と戒名をつけ

て葬っています。子どもはかわいがられる存在としてあつ

たと考えてよいと思います。安右衛門は村落でも有力な農

民です。その分、割り引かなければいけません。子ども

が大切なものとされて、祈願が実らなかつた父親が逆に神

様をうらむぐらいいつしい存在としてちよさんはあつたの

です。

次の庄助は、明和八年『柏木林蔵一生之日記』（柏木文

書）に出てきます。

安永二年巳五月十四日午之□男子庄助生れ申候（中略）

柏木庄助は安永八亥年六月十五日胞瘡□行年七才ニ而



第3図 千代疱瘡祈願所分布図

人ニ勝れてりこんニ而有之しか、六月五日夕ほとり付
甚六ヶ敷故、色々養生も致、諸々ニ而きとも致候得共
一向其印シなく死去致、法名ハ良仙童子野添之はかニほ
うむる



庄助のこの墓は発見しました。柏木林蔵日記の記述と一
致しました。

千代と庄助はかわいそうに亡くなってしまいました。

子どもをどうとらえるかというのはこれからの大きな問
題ですが、江戸時代を通して多産多死型のものから、少産
少死型に移ってきたと思います。そこに江戸時代の人口に
大きな変化が起こったと思うのです。この変化は私は江戸

時代の中期に訪れてくるだろうと思います。それは子ども
が病から救われるような状況が生まれていたと考えられる
のです。そこに、家族の中で少ない子どもの状況ができ、
続いてかわいがられる子どもになっていくわけです。こう
して大切にされる子どもを基盤に手習塾が誕生してくると
いうのが私の説です。

それはそれとしまして、子どもが生きること、子どもか
ら青年になって大人になっていくことが非常に厳しい時代
というのが、千代と庄助に見られました。

次に、十九世紀中葉の子どもを考えてみます。

弘化四年の下湯山家のおうらという子どもの疱瘡の記録
『弘化四丁未七月十二日大吉日於宇良^{おうら}疱瘡之節御見舞受納
覚』が残っています。

疱瘡（於宇良（おうら） 弘化四年七月二二日

願所

八幡宮 村（御宿村）

疱瘡神社 村

地藏さん 村

同地藏 寺

薬師さん 村

明神宮 三嶋（三島大社）

日切地蔵

三嶋

加殿おし

豆加殿（妙国寺）

金比らさん

村

地蔵

竹の下（宝鏡寺）

善光寺

上野村（唯念寺）

庄神宮

東海道畑口

道祖神

松田村

大山さん

天神宮

ゆの（柚野カ）

こくう蔵

富士浅間宮代参

ふじ山

山宮宮

神場

山宮宮

村

天王宮

村

清松寺薬師尊

普明寺前地蔵尊、

大ノ観音様

そこへあげましたのは疱瘡を治すために祈願した神社その他です。これは大変おもしろいと思います。このおうちの疱瘡を治すために湯山家では、村の八幡宮、疱瘡神社、地蔵さん、寺の地蔵、薬師さんからはじまり三島の明神宮

日切地蔵、田方郡の加殿村の妙国寺、北駿竹之下の宝鏡寺の地蔵さん、それから上野村の唯念が布教している善光寺、南へ転じて庄神宮（不明）、そして隣国松田の道祖神、大山阿夫利神社、西へ転じて芝川の柚野の天神宮と虚空蔵さん、富士浅間宮代参もしています。それから清松寺薬師尊、千福普明寺前の地蔵尊、大ノ観音様と、二十三カ所の神社小祠に祈願しているのです。子どもが無事に疱瘡を乗り切ってほしいと祈っているところに、子どもが非常に大切にされていることが、子ども病の中で明らかにされています。以上が子どもの問題について、子どもの病気、子どもが亡くなった場合について見てみました。

六 善光寺聖唯念と名号碑

最後に、唯念名号碑のことについてお話しておきたいと思えます。唯念名号碑とは、専修念仏行者唯念（善光寺聖の「南無阿弥陀仏」という独特の六字の名号を彫刻した石造物です。本拠地は上野村の善光寺でして、そこから南にかけて伊豆の方まで分布しています。これは裾野の信仰の問題を解明するためにはカギとなる人物と思われまます。

第二表を参照してください。裾野市内に今なお残る唯念名号碑です。

五来重というすぐれた宗教民俗学の先生がいますが、『善

光寺まいり」(一九八八年)という本をこの間平凡社から出しました。それを読んで唯念さんのことが解けたのですが、円空という方を皆さんご存じですね。円空は寛文年間遊行、漂泊の僧として北海道蝦夷地へ渡って、有珠山に新善光寺というのを建てることに参画したのです。円空の彫ったものが現在も残ってます。この寺を善光寺聖たちが守ってきてるわけです。文化年間に弁瑞という先達がそこにいて、彼がアイヌの人たちに念仏などを教えて布教しているのです。念仏和讃をアイヌ語でつくっています。当時修行に「渡島」というのがありまして、北海道へ渡ることは大変な荒修行だったのです。

この弁瑞という行者が師匠であつたのです。唯念の伝記に弁瑞和尚に自分は従つて出家もし、そして北海道の蝦夷地へついていったとあります。その後、弁瑞さんを離れて駿河へ出てきます。そして上野村の山奥に道場の修行場を開いて、そこを彼は善行庵とか善光寺と呼ぶ、いわゆる新善光寺を建立したのです。

信濃善光寺は、天台宗と浄土宗の二つに分かれていて実態はよくわからないそうです。五来さんも謎だと言ってます。民間信仰の影響が深いです。それは、人が亡くなるのと枕飯を炊くのですが、枕飯が炊ける前に、亡くなった人の魂は善光寺へ行って帰ってくるという言い伝えがあるの

です。急ぎ善光寺へ行って、極楽浄土へ行けるという保証つきのお札をもらつてくるのだと伝えられています。これは極楽往生の思想と関係深く、民衆は死後の世界において極楽に行けるか行けないかのそのときに、善光寺は非常に力を持って救っているのです。そういう人々を救う機能において唯念は出てきたのではないか。そのため善光寺をこへ持つてきて広めた。その信仰のひとつのよりどころが独特の「南無阿弥陀仏」という「六字名号」であつた。霊力があるのです。

文明開化の時期、自由民権運動が起こってくるあの時期にまだ唯念は生きてました。当時の先走つた開化人は、お百姓さんが田んぼにイナゴや虫がつかないようにと唯念の名号を立てていると、あんなのは迷信だと、こんなに遅れているのだというようなことを新聞に投稿しています(拙著『民衆と豪農』未来社一九八五年)。明治初期までは唯念の信仰は生きていて、人々は六字名号の霊力を信じていたと思います。

第二表 裾野市の唯念名号碑

番号	建立年月日	建立者	所在
1	天保14年(1843)8月吉日	茶畑村 他21ヶ村	茶畑 願生寺境内
2	弘化2年(1845)4月8日	植松安左衛門	石脇 大柄沢 橋西
3	弘化3年(1846)2月27日	勝又弥四郎・村内講中	久根 三共製帯正門前
4	嘉永1年(1848)4月吉日	たみ・講中	岩波 憩いの家上
5	嘉永3年(1850)8月吉日	遠藤原 念仏講中	遠藤原 観音堂前
6	嘉永3年(1850)季穀旦	念仏講中・松井庄左衛門他	町田 三叉路
7	嘉永5年(1852)3月	新田 念仏講中	深良新田 関東GS上
8	安政4年(1854)2月吉日	佐野村他17ヶ村・念仏講中	佐野旧246佐野バス亭前
9	嘉永8年(1855)8月		伊豆島田 遊園地内
10	明治10年(1877)12月	中講義瀧澤	水窪 旧国道246西側
11	八十八歳 (明治10年頃)	切久保 念仏講中	切久保 バス停前
12	八十八歳 (明治10年頃)	井沢 常七他1名	和田 慈眼庵
13	明治12年(1879)5月吉日		富沢246バイパス沿
14	不 明		和田 井沢卓野宅庭先
15	不 明		岩波 駅前
16	不 明		伊豆島田 遊園地内

おわりに

粗い素描程度にすぎませんでした。これで江戸時代裾野の生活と文化の拙い話を終わらせていただきたいと思ひます。不十分であったとは思ひますが、裾野市域の躍動する民衆の生活の一端をお話しすることが出来たと存じます。最後に裾野市史は、裾野に生きた人々を描くことにあります。編さんに携わつてゐる我々はその線で頑張りたいと思ひつておりますので、ご協力をお願いいたします。市民の皆さんの中には調査に参加なさりたい方もおるでしょうし、また、実際に文書を読まれてゐる方もおり、これから読みたいという方もおるでしょう。そういう方はぜひ市史のほうに加わつていただきたいと思ひます。前途はまだ長いのです。来年度「深良用水編」を出すことで、厳しい編さんの仕事が始まるわけですが、何せ私たちも多忙でして、なかなかそれに全力投球というわけにいかず大変申しわけなく思ひつております。今後とも裾野の皆さんの絶大な支援の下で何とかいいものをつくつていきたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

(たかはし さとし 専門委員・国立歴史民俗博物館教授)

裾野市内における旧石器時代および縄文時代について

渡 瀬 治

はじめに

一 旧石器時代（先土器時代）

二 縄文時代

(1) 草創期

(2) 早期

(3) 前期

(4) 中期以降

むすび

はじめに

関東部地区は旧石器時代から縄文時代の遺跡が多く分布し、裾野市も例外ではない。近年、愛鷹山、箱根山麓の開発に伴い多くの貴重な遺跡が消滅してきている。消滅という大きな犠牲を代価として、原始古代の人々の生活を探る

ことは複雑な思いがあるが、できる限り正確にその遺跡の全体像を残そうという発掘担当者の情熱が精緻な報告書を生み出していることも事実である。これからの記述もこれらの報告書の力によるところが大きい。

さて本稿では、裾野市の旧石器時代を周辺地域も含めて概観し、縄文時代については、遺構と遺物の関係が明確に把握されている遺跡が少ないので、土器形式を中心に進めることにしたい。

一 旧石器時代（先土器時代）

日本におけるこの時代の研究は、一九四九年(昭和二四)、相沢忠洋が群馬県岩宿で石槍を採集したことが契機となつて始まり、現在では三〇〇個以上の遺跡が発見されている。新聞でも報道された、宮城県馬場壇A遺跡ではそ

の最下層から二〇万年前に遡るとされる石器の一群が見つかって話題となった。この時いろいろな疑問が研究者から出されたが、後に何種類かの自然科学的測定による推定年代がほぼ一致したことや、石器そのものからナウマンゾウの脂肪酸が検出され、この石器を使用して解体作業にあたったことが確証されたことにより、日本の旧石器時代が二〇万年前まで遡る可能性が一段と高まってきた。

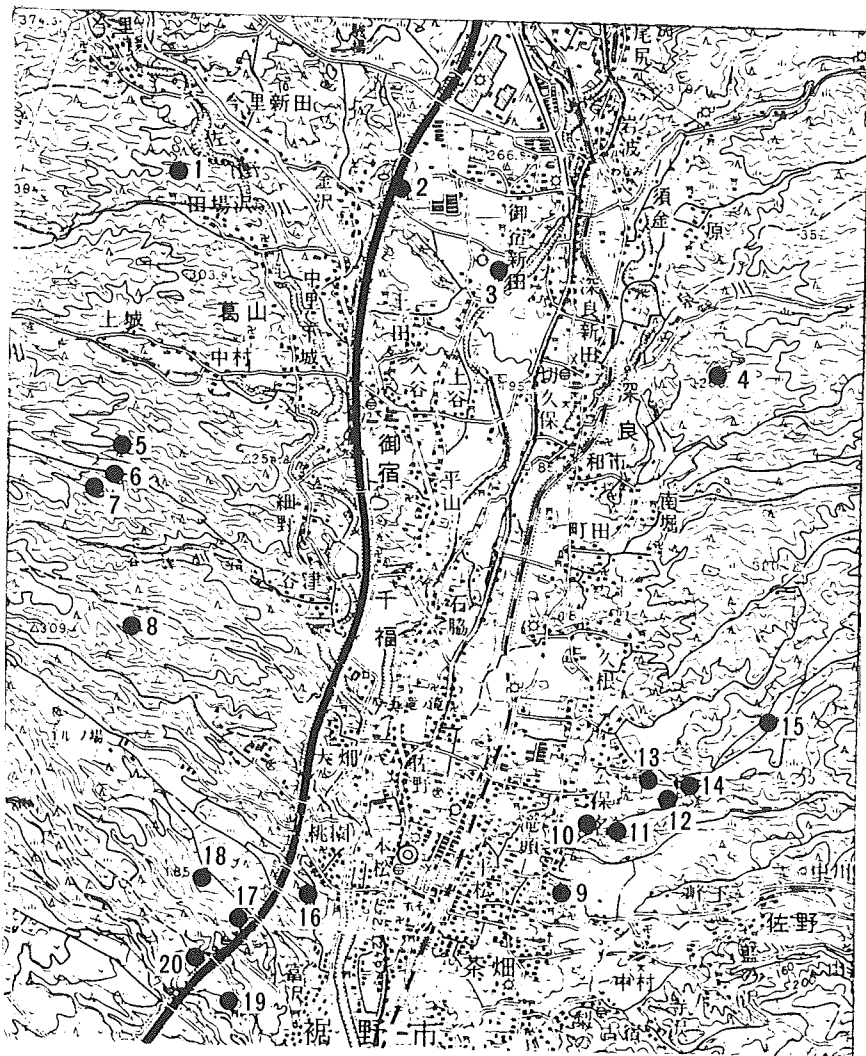
静岡県内でも、西部の磐田原地、東部の愛鷹山南麓、箱根山南西麓を中心に旧石器時代の遺跡が発掘調査される例が増加しつつある。愛鷹山南麓では沼津市足高尾上No.5遺跡の第一六層（第五黒色帯）から打製石斧・局部磨製石斧・台形石器・削器が、箱根山南西麓では三島市初音ヶ原A遺跡の第一層下部の黒色帯から局部磨製石斧の破片・スクレーパー類・ナイフ形石器が出土し、この地方では現在のところ最も古い段階の遺跡である。約三万年前と推定されている。⁽¹⁾

この時代は今から約一万二〜三千年前で終焉し、縄文時代へと移行していくのであるが、裾野市周辺を見回しただけでも、およそ二万年間にわたる旧石器時代の遺跡が分布している。もちろんどの地層からも発見されるわけではなく、黒色土層とスコリア層が繰り返して堆積している中で、黒色土層から見つかることが多い。それは略述すると、火

山の噴火物であるスコリアがまず積み、その上を火山灰が覆う。やがてその火山灰に植物が繁茂し、長い間に黒色土に変化していく。この黒色土層が人間の生活面になっていくからである。

前記の足高尾上No.5遺跡、初音ヶ原A遺跡では約二・五メートルの深さの中に八時期の文化層が確認されている。この内最も新しい時代の休場ロームと呼ばれる層から発見された遺跡だけでも、沼津市では尾上イラウネ・柳沢伊良宇祢・中沢田円丸・西大曲・休場・子ノ神・中見代第一・同第二・同第三・土手上・足高尾上No.3・同No.5遺跡があり、長泉町では、陣場上・平畦・下長窪上野・八反田後・中尾・野台・イラウネ・八分平遺跡があり、三島市周辺では、塚原・中林山・奥山・中原・大奴田場・柳沢C・初音ヶ原・片平山遺跡等があげられ、表面採集によって遺物が得られた遺跡まで数えれば優に百数十ヶ所を越す。この時代の人間の生活の痕跡として検出される一般的なものに、石器製作址と考えられる石器ブロック及び礫群がある。礫群の中には火熱を受け赤化したものが混じることもあり跡とも推定されるが、明確に炉と断定できる石囲い炉が休場遺跡や野台遺跡から見つ⁽²⁾かっている。

裾野市内では現在のところ旧石器時代の遺跡を発掘調査した例は、昭和四二年の東名高速道路建設の際と、昭和六



- | | | |
|----------------|--------------|--------------|
| 1. 田場沢裏山遺跡 | 8. 中畑遺跡 | 15. 相生原遺跡 |
| 2. 上川遺跡 | 9. 道場山遺跡 | 16. 尾畑遺跡 |
| 3. 御宿新田遺跡 | 10. 天神山遺跡 | 17. 細山遺跡 |
| 4. 城ヶ尾遺跡 | 11. 屯屋敷遺跡 | 18. 内野山遺跡 |
| 5. 細野沢遺跡 | 12. 日向遺跡 | 19. 平林 I 遺跡 |
| 6. 市場平 I・II 遺跡 | 13. 丸山 I 遺跡 | 20. 平林 II 遺跡 |
| 7. 小杉平 I・II 遺跡 | 14. 丸山 II 遺跡 | |

図 1 裾野市内旧石器時代および縄文時代主要遺跡分布図

○年の裾野インター建設に伴って実施された金沢上川遺跡のみであるが、残念ながら遺構との関連から出土した遺物はない。また明確な層位がわかるものも少ない。それはこの遺跡が縄文時代早期から中期にかけて長期間にわたり幾度も住居構築などのため掘り返されており、縄文時代遺物と混在して出土するものが殆んどであったからである。休場層（黄褐色ローム層）より下層は、数ヶ所トレンチを入れて遺構、遺物の確認を行ったが検出できず、全面調査には至らなかった。ともあれ、まちがいなく旧石器時代の遺物であるナイフ形石器が調査面積の割に比較的多く出土していることから、この当時の人間がここで何らかの生活を営んでいたことは疑い得ない。

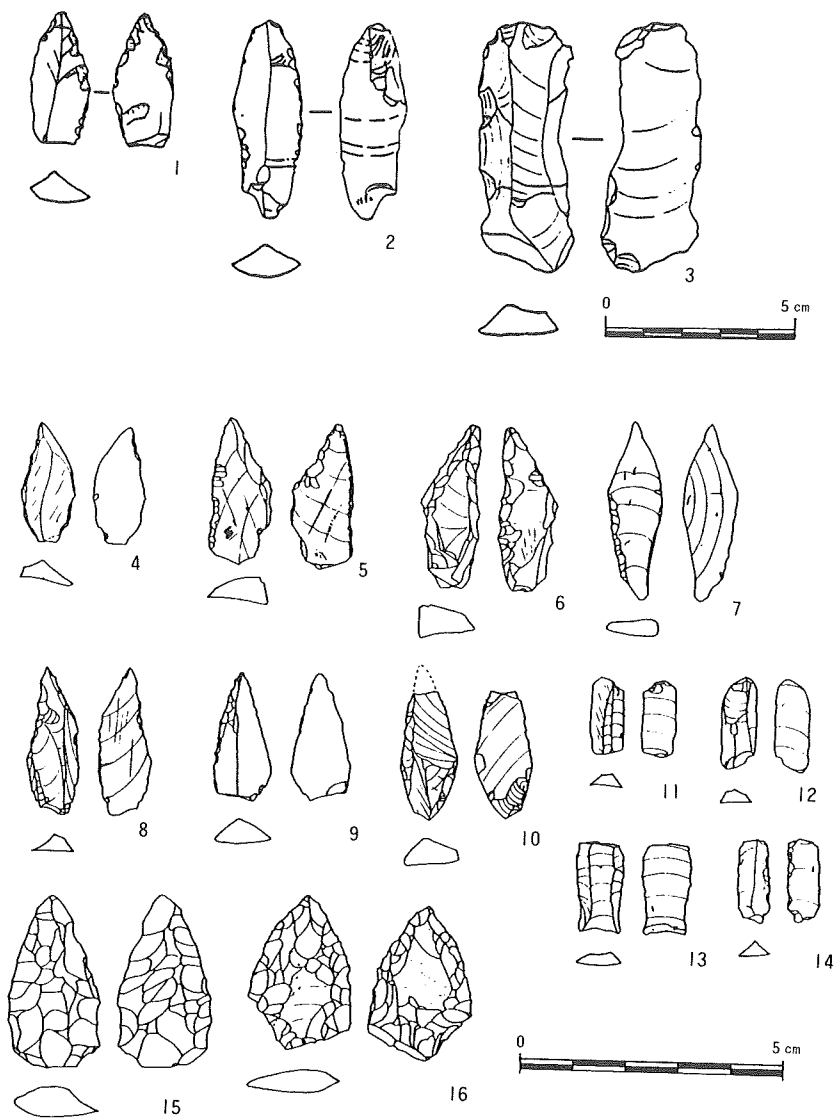
遺物について少し詳しく触れると、昭和四二年の調査報告は簡単な概説だけなので詳細は明らかでないが、ナイフ形石器が少なくとも四点（安山岩・頁岩製）、石刃状剥片が一点出土している。昭和六〇年度の調査では、報告書によるとナイフ形石器一点（全て黒曜石製）、細石刃八点（全て黒曜石製、尖頭器二点（黒曜石・安山岩・頁岩・チャート製）がⅧ層（栗色土層。下層は富士黒土層の可能性もある。）を中心に出土しているが、何点かはⅧ層（休場層）最上層から発見されている。ナイフ形石器はいずれも小型で、細石刃と同時期のものと考えられ、旧石器時代

最終末のものであろう。³⁾

箱根山西麓では公文名丸山Ⅱ遺跡から昭和四五年に沼津東高校郷土研究部が、昭和四七年には当時中学生であった持田信幸氏によって休場層と思われるローム内から黒曜石・頁岩製のナイフ形石器、石刃状剥片が採集されている。この他屯屋敷遺跡、久根相生原遺跡からナイフ形石器の報告がある。

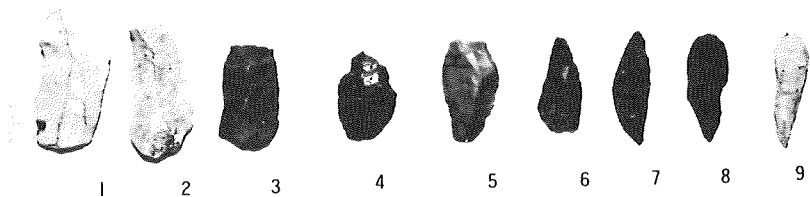
愛鷹山東麓でも富沢平林第一遺跡から二点の黒曜石製の尖頭器が表採されている。またすぐ北側の丘陵に立地する内野山遺跡からも頁岩製の石刃状剥片が見つかっている。いずれも現世腐植質火山灰層と呼ばれる縄文時代以降の土層を削平して、休場層を畑土として利用している個所からの表採である。

このように裾野市内でも、洪積世に形成された古富士、箱根山、愛鷹山の丘陵部に旧石器時代の遺跡が発見されてきている。裾野市におけるこの時代の研究を進めるにあたって今後の課題は、周辺市町と対比できる上部ロームを中心とした層位を明らかにすることであり、そのためには、発掘調査時に、旧石器文化層の確認を積極的に実施する必要がある。

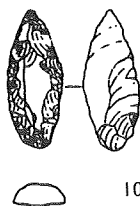


1～3. 昭和42年調査(1・2 ナイフ形石器、3 石刃状剥片)
 4～16. 昭和60年調査(4～10 ナイフ形石器、11～14 細石刃、15・16 尖頭器)

図 2 上川遺跡出土旧石器時代石器

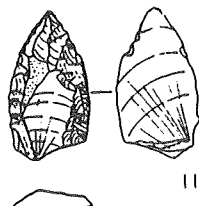


丸山 I 遺跡

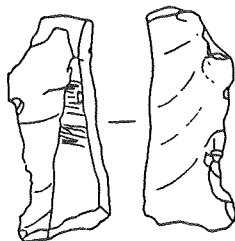


10

平林 I 遺跡

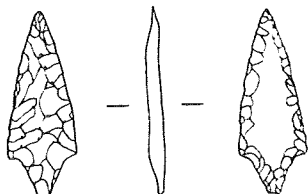


11



12

内野山遺跡



13

細野沢遺跡

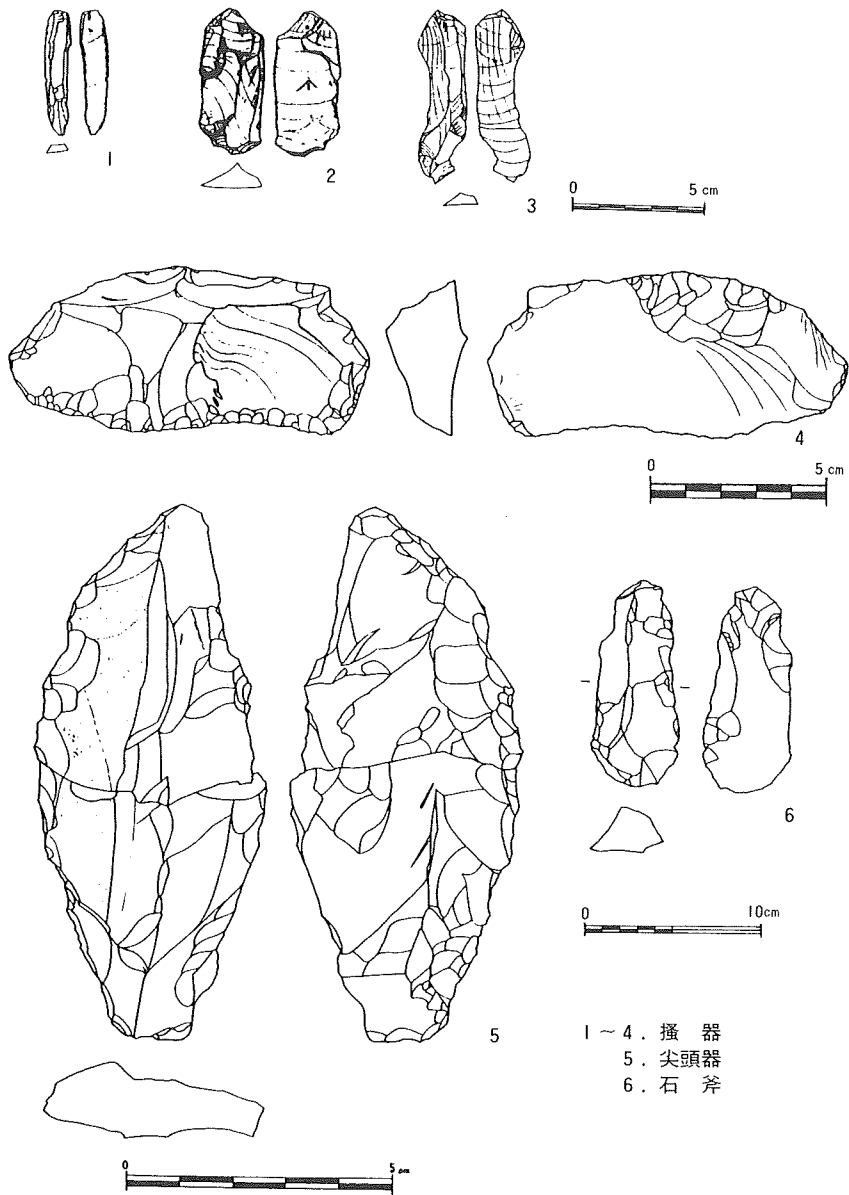


14

尾畑遺跡

- 1 ~ 3 · 12. 石刃状剥片
- 4. 搔器
- 5 ~ 9. ナイフ形石器
- 10 · 11. 尖頭器
- 13 · 14. 有舌尖頭器

図 3 旧石器時代石器 (13 · 14は縄文時代草創期か)



- 1 ~ 4. 搔器
- 5. 尖頭器
- 6. 石斧

図 4 縄文時代草創期と推定される石器 上川遺跡出土

二 縄文時代

(1) 草創期 (約一三〇〇〇年～一〇〇〇〇年前)

縄文時代は草創期・早期・前期・中期・後期・晩期に時代区分されることが一般的である。草創期の土器には旧石器時代の系統を引いた石器を伴って発見される例も増え、初現期における土器の様相が次第に明らかになりつつある。九州地方では豆粒文、隆起線文、爪形文土器に細石刃が伴い、本州では隆起線文土器に伴って有舌尖頭器が発見されることが多い。

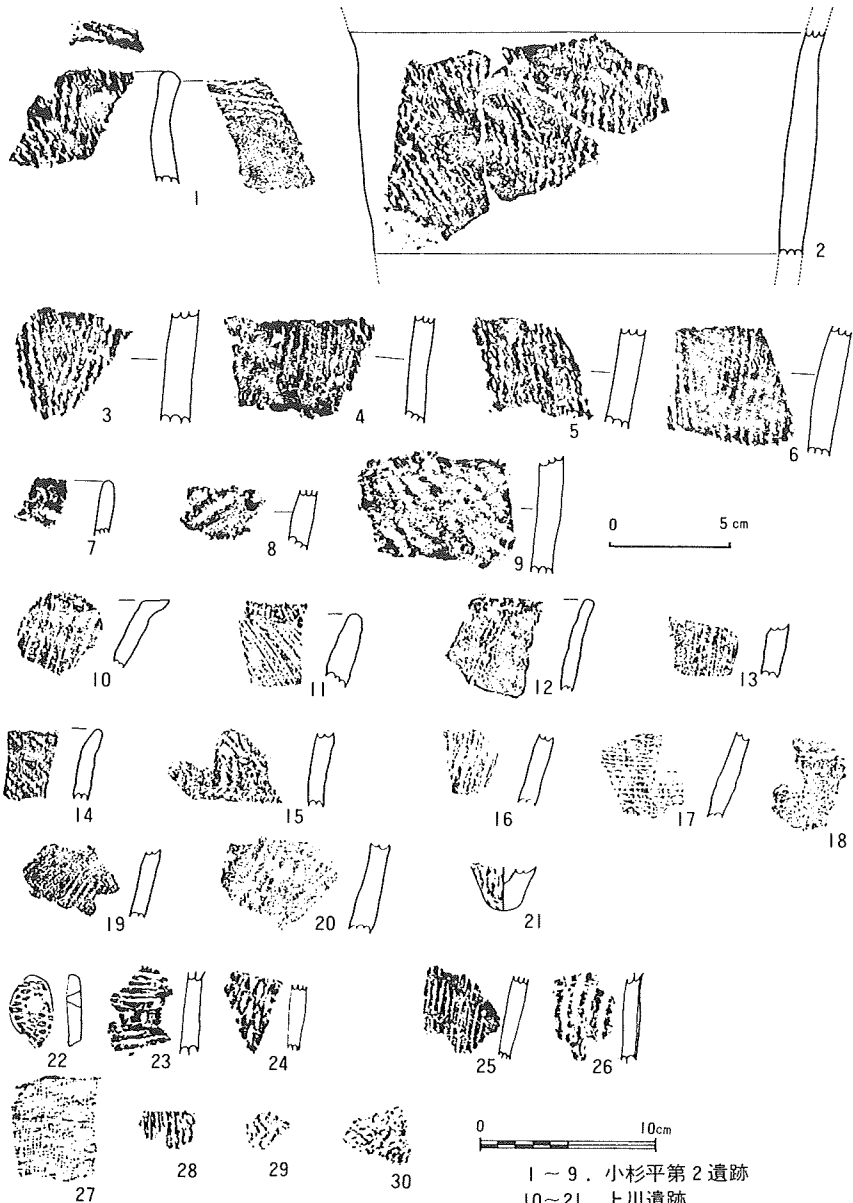
県内ではこの時期の土器はあまりよく知られていないが、有舌尖頭器は東部を見渡しただけでもかなりの遺跡から出土している⁽⁷⁾ので、その実態が明らかになる可能性も十分ある。草創期でも後半の土器と考えられる多縄文系土器は、田方郡大仁町の仲道A遺跡⁽⁸⁾からかなりの量が出土し、その内の何点かは復元されている。裾野市ではこの時期の土器は未発見であるが、千福の細野沢遺跡⁽⁹⁾や桃園の尾畑遺跡⁽¹⁰⁾から有舌尖頭器が発見されていることもあり、前述の通りその存在の可能性はある。ただ上川遺跡から出土している石器の中に草創期と推定される縦長の剥片を用いた搔器、石斧、尖頭器が含まれており、この時期の疑いのある土器も混じっているようであり、今後検討していく必要がある。またこの遺跡からは矢柄研磨器が一点出土している。報告

書の段階では断定できず記載されていないが、間違いないようである。溝を三条有するもので、必ずしも草創期のもの⁽⁷⁾と言えないが県内では初めての出土例と思われる。

(2) 早期 (約一〇〇〇〇年～六〇〇〇年前)

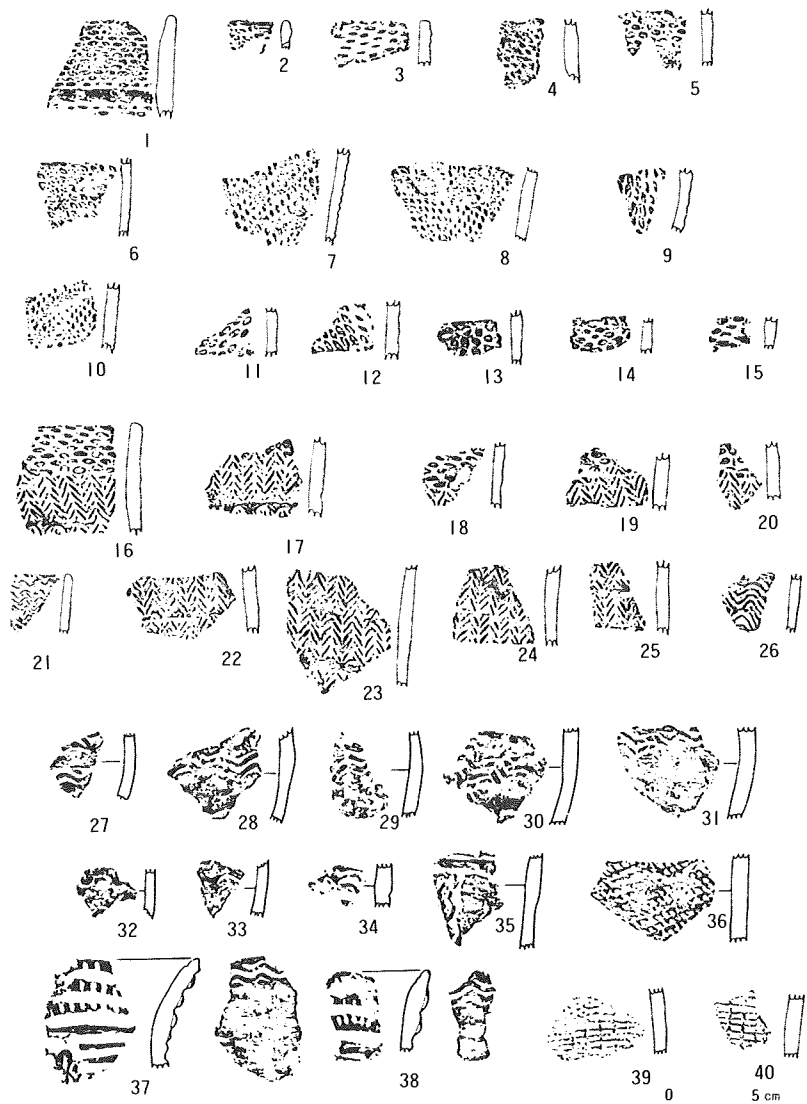
早期でも前半の土器と考えられる撚糸文土器が裾野市内のいくつかの遺跡から出土し、あるいは表面採集されている。中でも昭和五五年に富士高原都市開発に伴って調査が行われた小杉平第二遺跡は撚糸文土器を主体とする遺跡で、生活址遺構一基、土壙五基が検出されている。出土土器二八点中二五点が撚糸文土器で、他に沈線文土器二点、無文土器一点が出土している。報告者の井上は撚糸文土器をa・b二種に分類し、a種を撚りの細い縄を五条から七条巻きつけた原体による撚糸文を縦走あるいは斜走させたものとし、b種を比較的太い節を持つ縄を巻きつけ、一度の回転か半回転程度の非常に短い撚糸文を残すものとした。またa種とb種の胎土の違いについても指摘している。同報告書の考察で芹沢はa種を関東の稲荷台式に比定し、b種を無文土器へと移行していくものとして捉えている⁽⁸⁾。

押型文土器を伴わない撚糸文土器を出土する遺跡としては他に金沢上川遺跡がある。昭和六〇年の調査では撚糸文土器は合計一三点報告されている。その内二点は第一号住



1 ~ 9 . 小杉平第 2 遺跡
 10 ~ 21 . 上川遺跡
 22 ~ 26 . 丸山 I 遺跡
 27 ~ 30 . 平林 II 遺跡

図 5 縄文時代早期燃糸文および押型文土器



1 ~ 26. (1 ~ 15 隋円文、16 ~ 20 山形文 + 隋円文、21 ~ 26 山形文)丸山II遺跡
 27 ~ 37. (27 ~ 35 山形文、36 格子目文)城ヶ尾遺跡
 39 · 40. (格子目文)内野山遺跡

図 6 縄文時代早期押型文土器

居址から出土したものであるが、絡状体圧痕文土器、打越系の目殻腹縁文土器などと混在していることから、住居址に伴うものでなく混入した可能性が強い。また一三点の内の一点は尖底の底部破片である。

押型文土器と捺糸文土器が伴に出土している遺跡に、茶畑丸山Ⅰ遺跡がある。捺糸文土器は四点報告されており、全て繊維を含む焼成の悪い土器で赤褐色を呈する。押型文土器は一点のみで、報告者は丸山Ⅱ遺跡から持ち込まれたものと解釈している。楕円押型文で、補修孔が開けられている。両型式とも出土点数が少なく、共伴関係は断定できない。

押型文土器と伴に捺糸文土器が表採されている遺跡として、富沢平林第二遺跡がある。捺糸文土器は二点あり、一点は節が小さく条が一ミリ程度の細い捺糸文で胎土に繊維を含み黄褐色を呈するもの。もう一点は平縁の口縁部破片で節の大きさは米粒大で条が太く黒褐色を呈するものである。押型文土器は三点ある。一点は山形文で縦位に施文され、山形は大振りである。他に格子目文が二点あり、一点は原体長軸に斜行する格子目の刻線を持つもので、その文様も明瞭であるが、もう一点は格子目の刻線の一方が原体長軸に重なりもう一方が直交するものを横走させたものと思われるが、かなり粗雑な刻目をしている。

押型文土器を出土する遺跡としては茶畑丸山Ⅱ遺跡がある。報告書によると楕円押型文土器二九点、山形押型文土器一八点、山形十楕円押型文土器一〇点が出土している。住居址が一軒検出され、床面から三片の楕円押型文土器を出土しているが、住居址の時期については言及していない。

深良城ケ尾遺跡からは山形押型文土器九点、格子目押型文土器一点が出土している。山形押型文は報告者が指摘しているように流れたような雑な山形をしている。格子目は原体長軸に斜行する刻線を持つものである。その他、口縁部に数条の隆帯を貼付し刻目をつけた土器の口縁内面に、前記の山形と同種の押型が施文されている土器がある⁽⁹⁾。

富沢内野山遺跡からは格子目押型文土器が二点出土している。いずれも格子目の刻線の一方が原体長軸に重なり、もう一方が直交するものを横走させたものである。この他に相生原遺跡から楕円押型文の出土が報告されている⁽¹⁰⁾。

早期後半になると県内でも東部を中心にその遺跡数は急激に増加する。裾野市も例外ではなく、富沢内野山遺跡や金沢上川遺跡を筆頭に豊富な資料が得られている。

野島式土器を出土する遺跡として内野山遺跡、上川遺跡の他、千福細野沢遺跡、田場沢裏山遺跡、日向遺跡がある。

内野山遺跡では、細隆起線文、隆起線文、細沈線文、太沈線文が施されるもの、またこれらを組み合わせたもの、

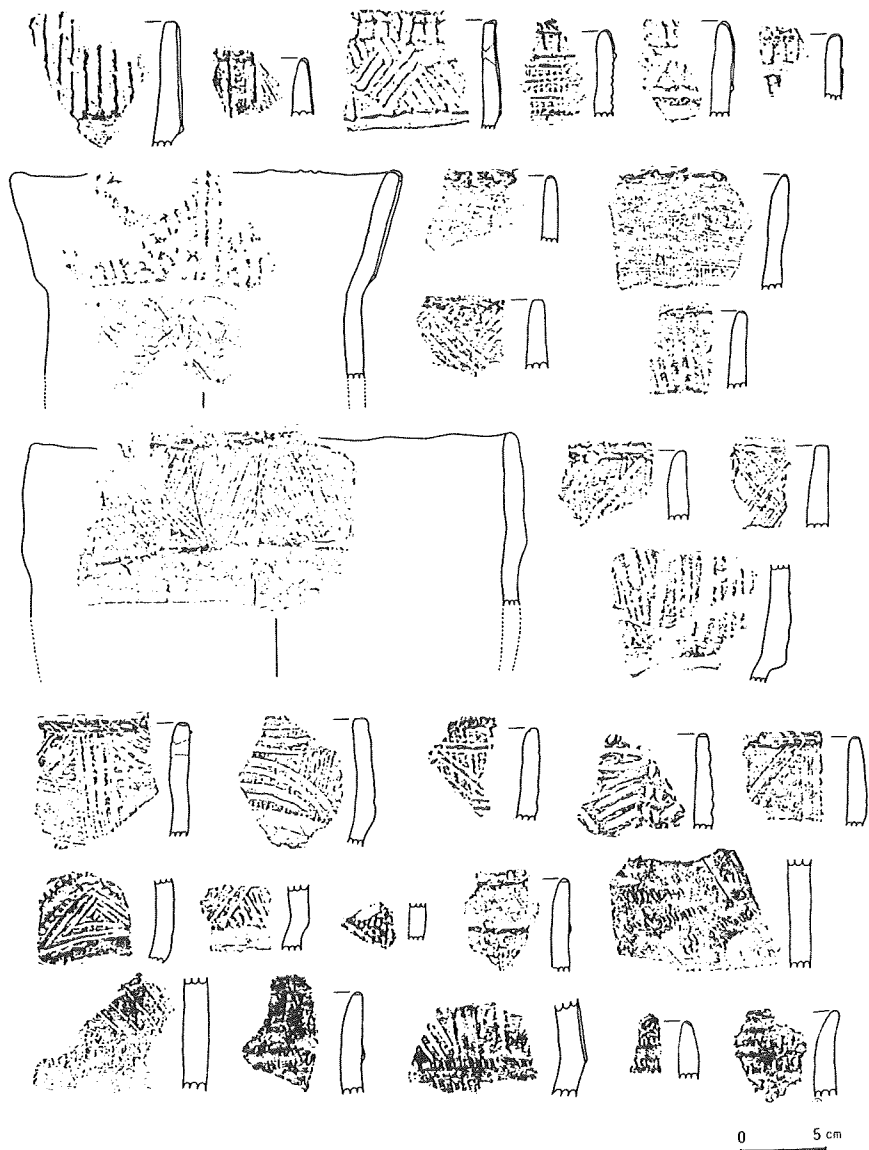


图7 縄文時代早期野島式土器 内野山遺跡

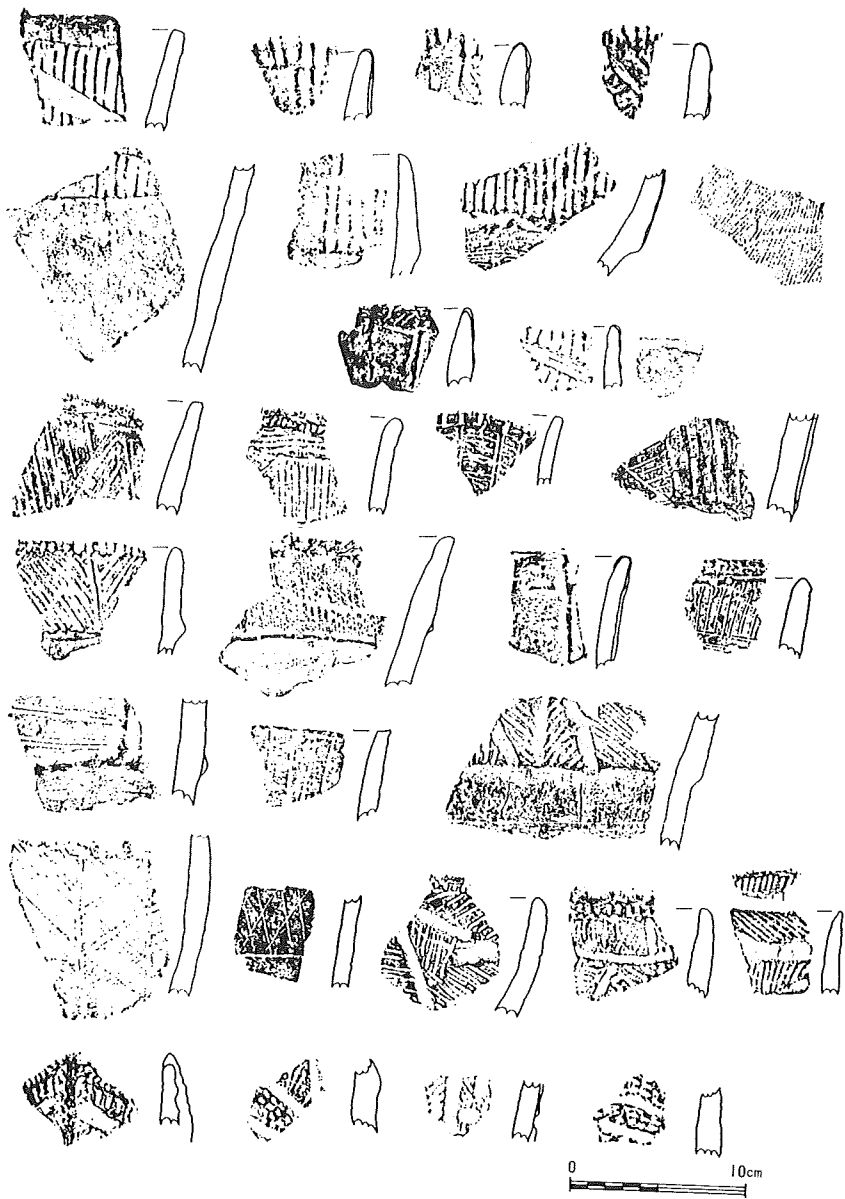


图 8 縄文時代早期野島式土器 上川遺跡

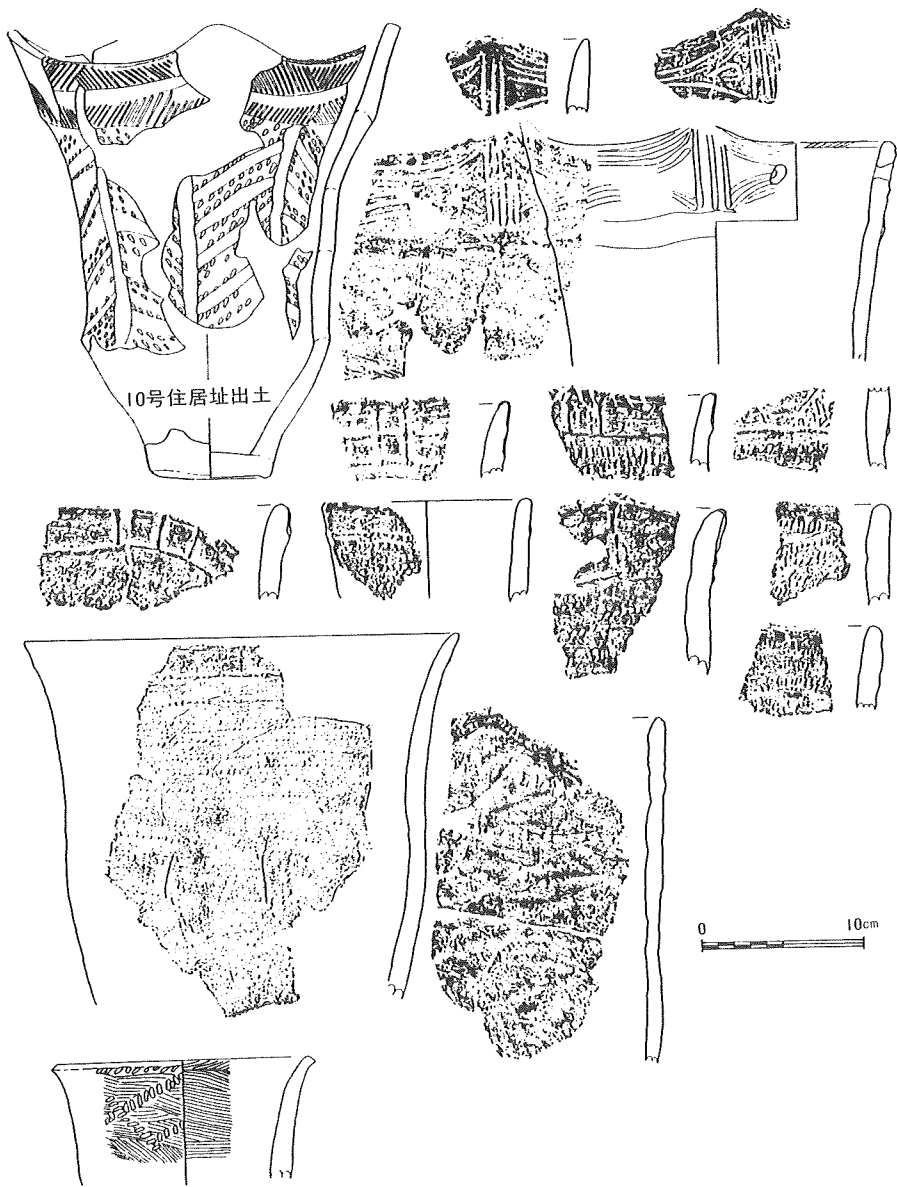


図 9 縄文時代早期野島式土器 上川遺跡

刺突文、凹線文が加わった土器等が出土している。また、絡状体圧痕文のみ、絡状体圧痕文＋沈線文、絡状体圧痕文＋隆起線文、隆起線上に絡状体圧痕文が施されるもの、絡状体圧痕文＋沈線文＋隆起線文が施された土器も出土している。この時期の住居址が二軒検出されたほか、土壇四基、焼土址四基が見つかっている。

上川遺跡では、細隆起線文、隆起線文、細沈線文、太沈線文、これらを組み合わせたもの、凹線文や押し引き、刺突が加わったものがみられ、絡状体圧痕文が施される土器の文様構成は内野山遺跡と同様である。野島式土器の終末にあたるほぼ完形の土器を伴った住居址が一軒検出されている。

細野沢遺跡では、細沈線文、凹線文＋沈線文、絡状体圧痕文の土器が、城ヶ尾遺跡からは、細沈線文、太沈線文の土器が、日向遺跡からは、細沈線文、絡状体圧痕文土器が出土している。また田場沢裏山遺跡からの表採資料とされる中に、隆起線文＋細沈線文の土器の他、絡状体圧痕文土器が相当数含まれている。

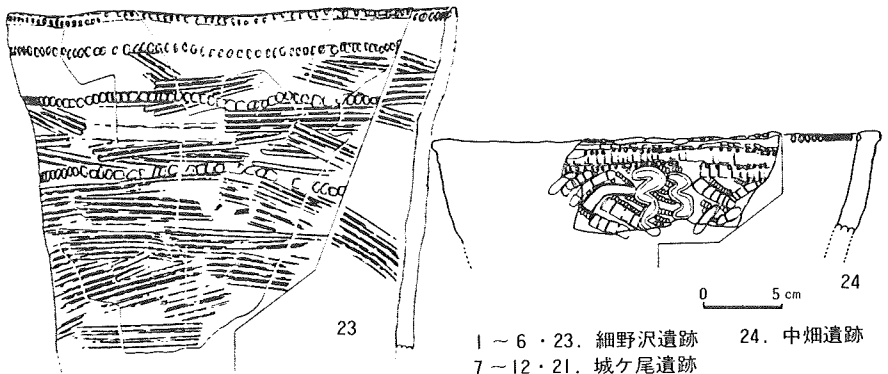
野島式土器に続く鶴ヶ島台式に比定される土器は少ないながらも城ヶ尾遺跡から出土している他、田場沢裏山遺跡の表採資料の中にも見ることができ、次に続く茅山下層式土器も僅かながらであるが良好な資料が大畑中畑遺跡、

細野沢遺跡から出土している。

早期も終末に近づくと、関東的な厚手の条痕文系土器から東海的な薄手の条痕文系土器に主流が移るが、今のところ裾野市では粕畑式から塩屋式にかけての土器が出土する遺跡は少ない。それでも入海Ⅱ式の大きな破片が中畑遺跡から得られている他、田場沢裏山遺跡の表面採集の中にもこの土器が一点含まれている。入海Ⅱ式に続く石山式と考えられる土器が上川遺跡から数点得られている。また細野沢遺跡からも報告されている。

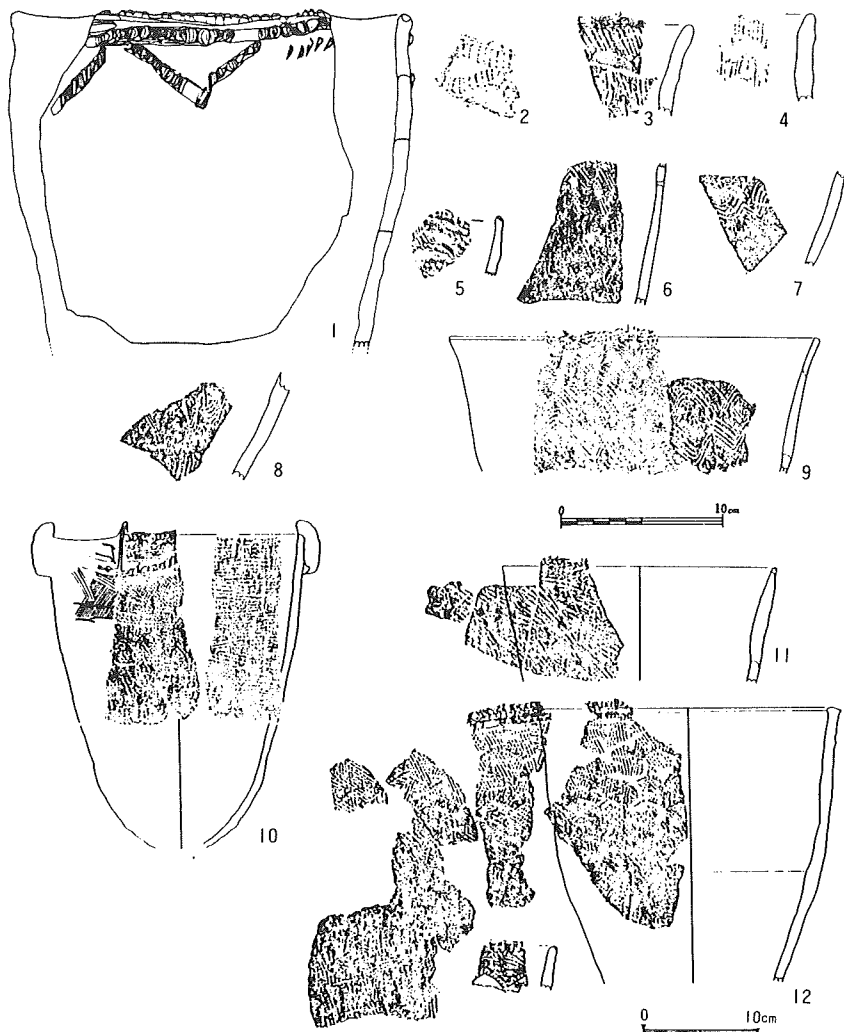
次の天神山式土器については、上川遺跡の八号住居址から良好な資料が得られており、報告書の中で中野は、本来の薄手の土器とやや厚手の土器が混在していることを指摘し、後者を在地の土器であろうとしている。この住居址からは、関東系の厚手土器の打越式土器が伴出している。この八号住居址出土の打越式土器には、貝殻条痕のみのもの、貝殻条痕を施した後、口縁部に格子状沈線を引くもの、口縁部に耳状突起を配し、それらをつなぐ波状の突帯を巡らし、下位に二本の貝殻腹縁による類沈線文を巡らすもの等があり、バラエティーに富む。上川遺跡では遺構外からもかなりの打越式土器を出土している。

日向遺跡でもこの土器が出土しており、次の神之木台式と伴に主体を占めている。隣接の丸山Ⅱ遺跡からも僅かな



1 ~ 6 · 23. 細野沢遺跡 24. 中畑遺跡
 7 ~ 12 · 21. 城ヶ尾遺跡
 13 · 14. 日向遺跡
 15 ~ 20 · 22. 田場沢裏山遺跡

図 10 縄文時代早期野島式、鵜ヶ島台式、茅山下層式土器



1. 中畑遺跡、2. 田場沢裏山遺跡、5. 細野沢遺跡
 3・4・6～12. 上川遺跡(6～12、8号住居址内)

図 11 縄文時代早期入海Ⅱ式、石山式、天神山式、打越式土器

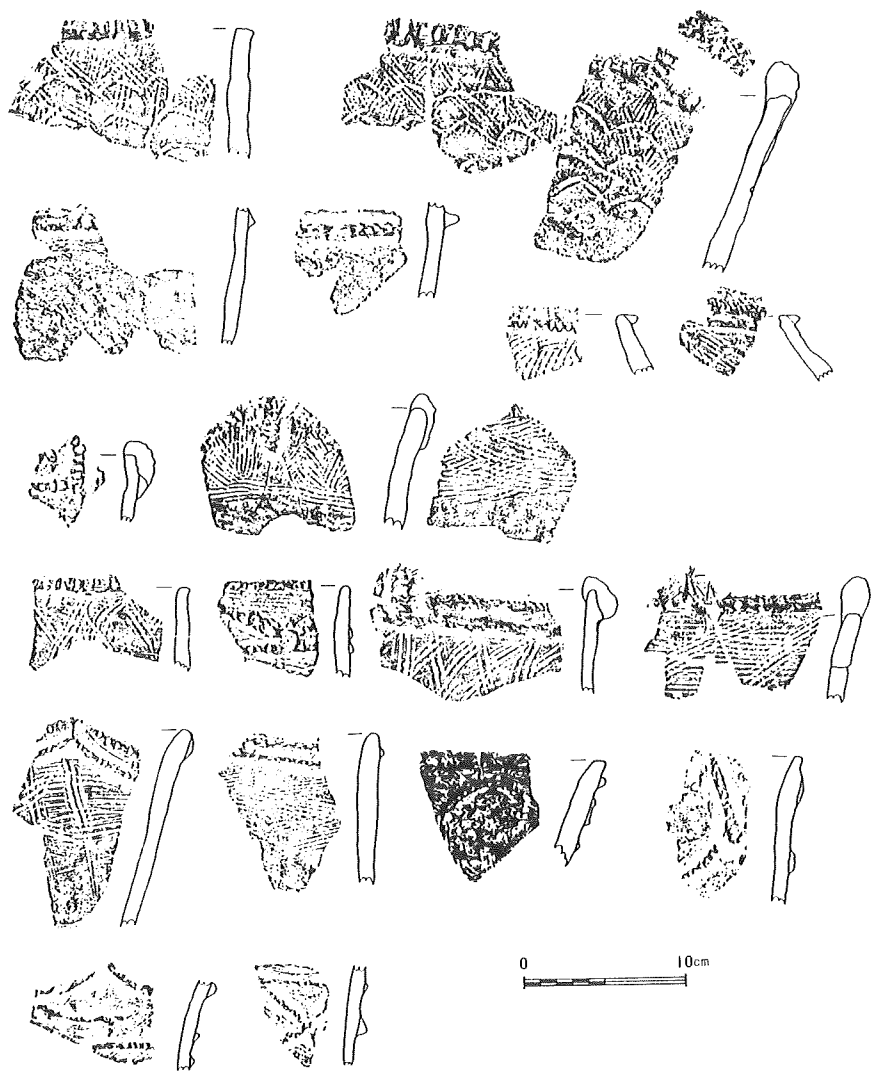


圖 12 縄文時代早期打越式、神之木台式土器 上川遺跡



図 13 縄文時代早期天神山式、打越式、神之木台式土器

がら見つかったている。また裾野沢遺跡からも報告されていて、石山式との共伴関係の可能性についても触れている。

神之木台式土器を出土する遺跡は上川遺跡と日向遺跡があり、上川遺跡では前述の打越式土器からこの神之木台式への変遷をたどるのに重要な資料を多く含んでいる。またこの遺跡からは、山梨県の釈迦堂遺跡でも出土している渦巻文をもつものもあり共通した要素を持っているようである。

これらの遺跡では次の下吉井式土器も引き続き見られ、特に上川遺跡では比較的多くの資料が得られている。報告者の袴田は、これを波状沈線を有するもの、押しきを有するもの、隆帯を有するものに三区分し、隆帯を有するものをその特徴によりさらに六種に分類している。

以上、裾野市における早期末の土器の実態も少しずつ明らかになりつつあり、関東系の打越式土器と東海系の天神山式土器の共伴関係が上川遺跡で確認されたこと、同じく上川遺跡で出土した、打越式から神之木台式を経て下吉井式土器に至るまでの資料は、現在、まだ明確に把握されるに至っていない、早期末土器の形態的変遷をたどるためには欠かせないものとなったことは意義深いことである。

(3) 前期 (約六〇〇〇～五〇〇〇年前)

この地方の前期を特徴づける土器は富士川町木島遺跡出土の土器を指標として名づけられた細線文指痕薄手式土器で、現在では木島式土器として早期末から前期初頭に位置づけられている。木島式土器の編年については、いろいろな試みがなされていて、県内では渋谷昌彦による塩屋式を含めたIからXまでの十段階に分類する案と、池谷信之による上ノ山Z式段階以降を大きく三段階に分け、それぞれを、A1・A2、B1・B2、C・Dに細分する案がある。⁽¹⁴⁾ 上川遺跡では、渋谷編年のⅢ式、池谷編年のA類Iに相当する土器が数点出土している他は、渋谷編年のⅣ式以降の土器が主体を占める。その他、日向遺跡、中畑遺跡から報告がある。表面採集資料では、田場沢裏山遺跡から七〇点程見つかっている。

この時期関東では羽状縄文様式の土器が花積下層式を初現として広まりを見せるが、裾野市で現在のところ出土するのは次の関山式土器に比定される土器で、上川遺跡から良い資料がややまとまって出土している。ループ文、コンパス文を多用し、羽状縄文で埋め尽された典型的な土器で、関東地方から運ばれてきたものであろう。口縁につく片口の破片も出土している。

前期後半になると、関東的色彩は一段と強くなり、半截



图 14 縄文時代早期下吉井式土器 上川遺跡

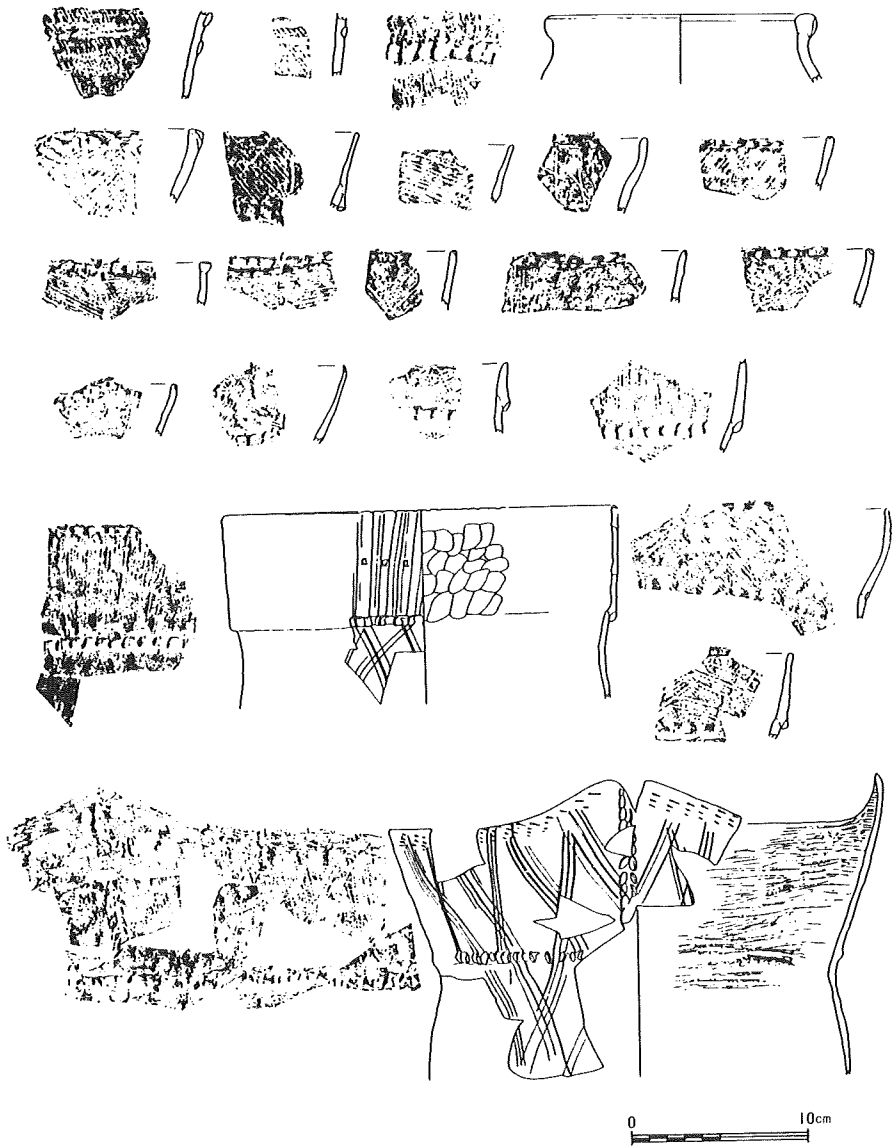


図 15 縄文時代前期木島式土器 上川遺跡

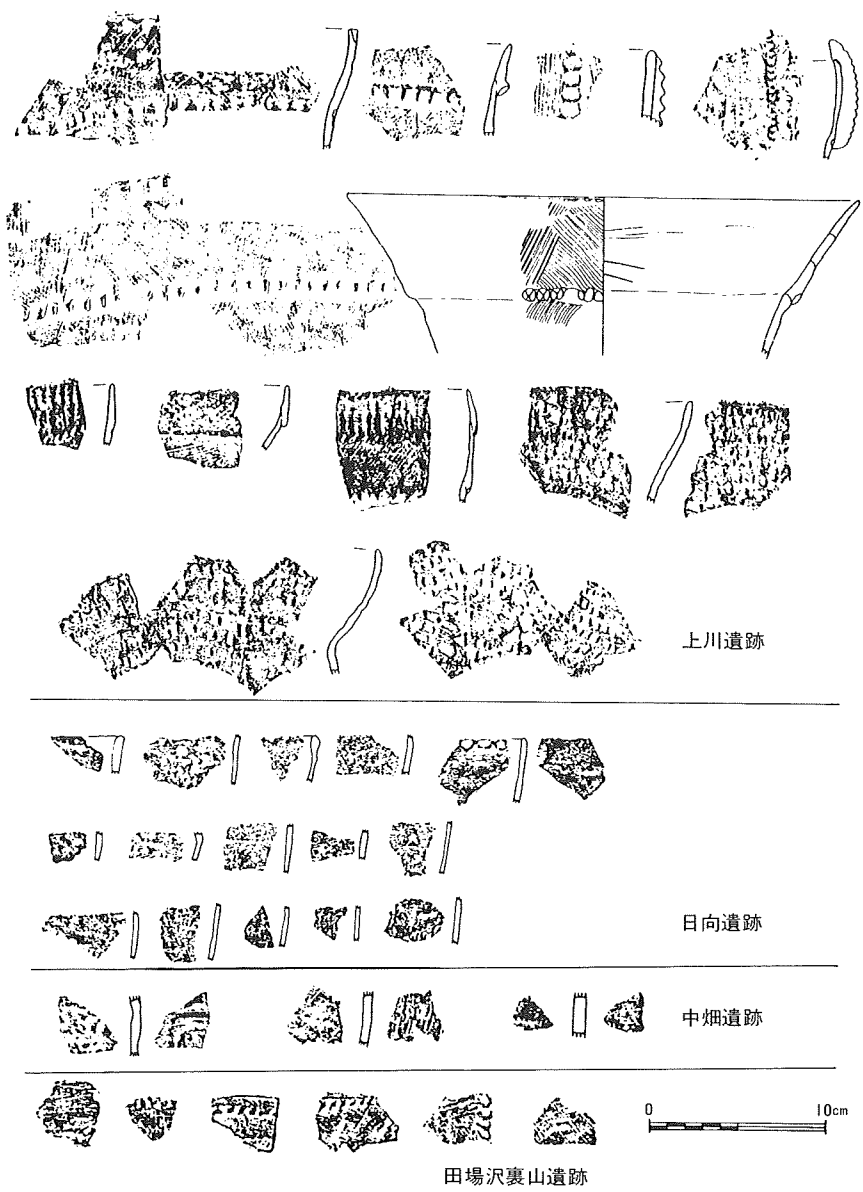


図 16 縄文時代前期木島式土器



図 17 縄文時代早期関山式土器 上川遺跡

竹管文を主体とする諸磯式土器が隆盛する。この時期の遺跡として注目されるのは、細野沢遺跡と市場平Ⅰ遺跡で、なかでも細野沢遺跡では全土器量三七四三点のうち約八〇％が、諸磯式土器を中心とした前期後半から十三菩提式を含む前期末の土器であった。諸磯a式土器は僅かで、b式土器が主体を占め、c式も比較的多く出土している。何点か復元されているが、口縁に沿って多数の貫通孔を有し、幾何学文様で全体を飾る浅鉢型土器は優品である。ここからは関西系の北白川式土器が混在して出土し、報告者の井上はこれらを分類し、諸磯a式、b式にそれぞれ比定することを試みている。

細野沢遺跡に隣接する市場平Ⅰ遺跡では諸磯b式土器がやはり豊富に出土しており、a式、c式を含まず、北白川系土器に比定される土器を少量出土している。ここでも諸磯b式土器と北白川系土器の並行関係が推測される。

諸磯式土器を出土する遺跡として上川遺跡も重要である。ここではa式からc式まで報告されているが、a式に分類されている中にはb式に近いものも含まれ、b式を中心に出土しているようである。これらの中に、多孔付の浅鉢型土器が数点含まれるが、細野沢遺跡のものとは比べると、小型で幾何学的文様による装飾もない。また有孔罎付土器が一点あり、この時期のものであれば、中期前半に中部高地

で盛行するものにつながるものであるのか興味深い。c式のものではボタン状貼付文を有するものが比較的多く出土している。昭和四〇年の調査では北白川系の土器が何点か出土しているようであるが、六〇年の調査ではこの土器は発見されていない。箱根山麓では、丸山Ⅱ遺跡から、ボタン状貼付文を有する土器を中心とした諸磯c式土器が出土している。その他、田場沢裏山遺跡から諸磯b式及びc式の古段階にあたる土器が表採されている。

前期末に位置する土器として南関東系の十三菩提式があり、諸磯式土器を出土した細野沢遺跡、市場平Ⅰ遺跡、上川遺跡、田場沢裏山遺跡のいずれからも発見されていることは注意する必要がある。土器量はいづれも多くはないが当地方では、諸磯式の新しい段階で併用していた可能性も考えられる。

この十三菩提式と並行関係にあると考えられる関西系の大歳山式の土器が上川遺跡から出土している。

(4) 中期以降(約五〇〇〇年前)

中期初頭になっても上川遺跡は集落としての機能を失わなかったとみえ、五領ヶ台式の土器を多量に出土している。細線文と三角印刻文を口縁に施し、胴部に縦位の帯縄文をつける一群と、半截竹管による集合沈線文を基調とする一

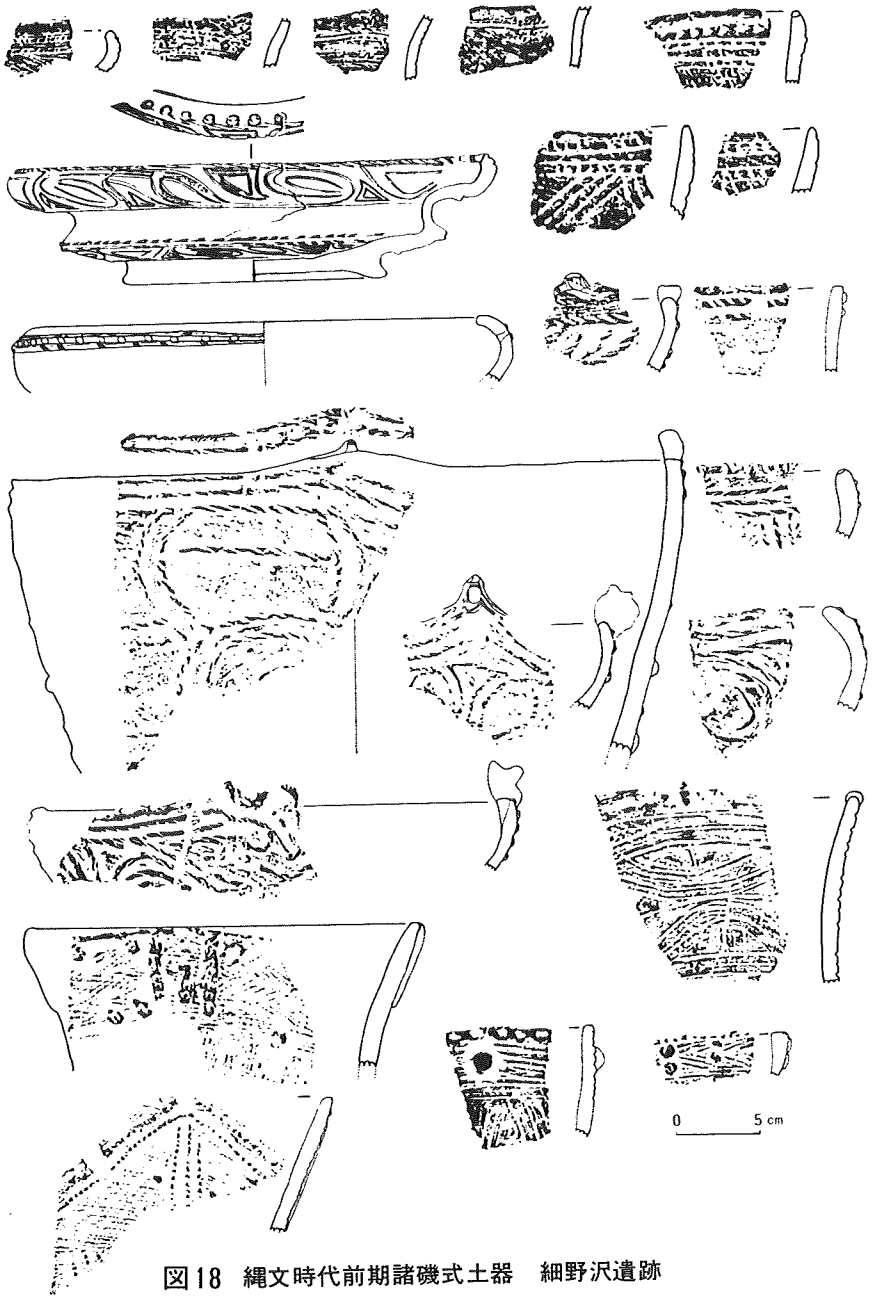


図18 縄文時代前期諸磯式土器 細野沢遺跡

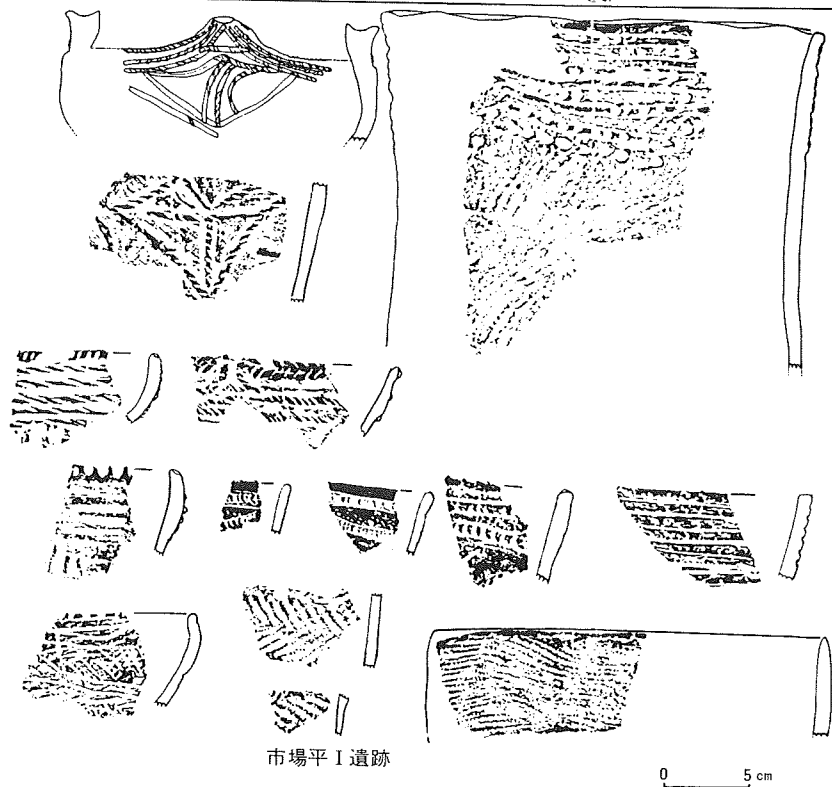
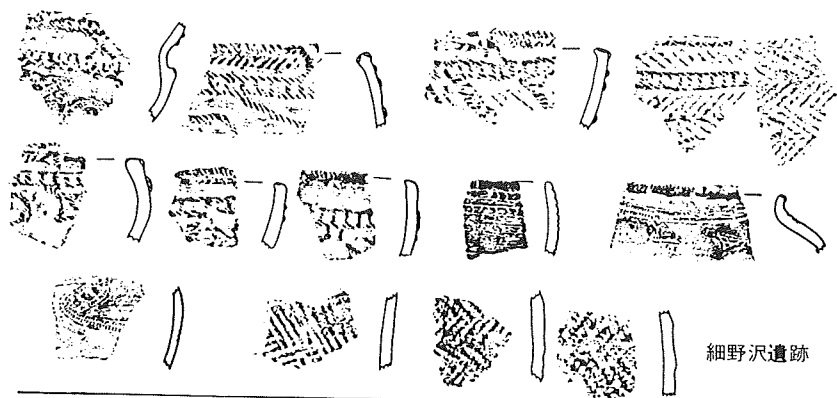


図 19 縄文時代前期諸磯式土器、北白川式土器

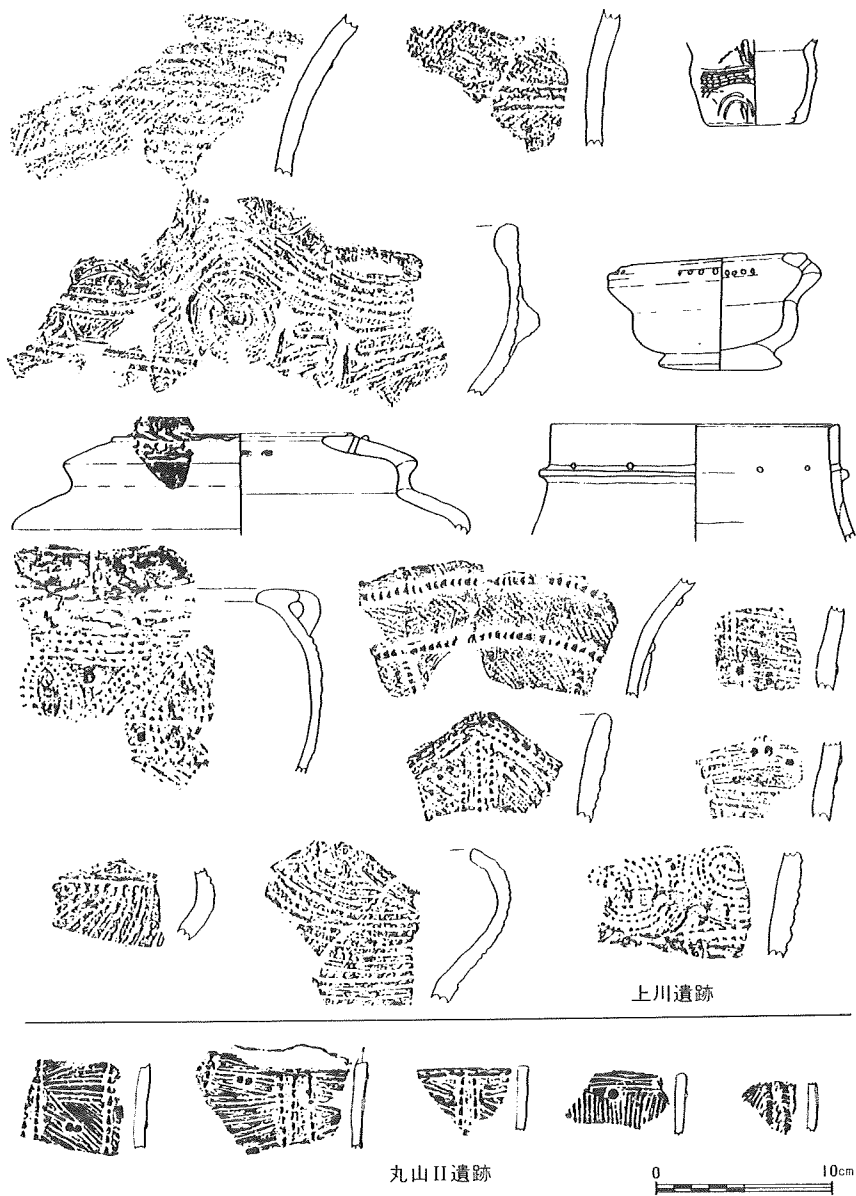


図 20 縄文時代前期諸磯式土器

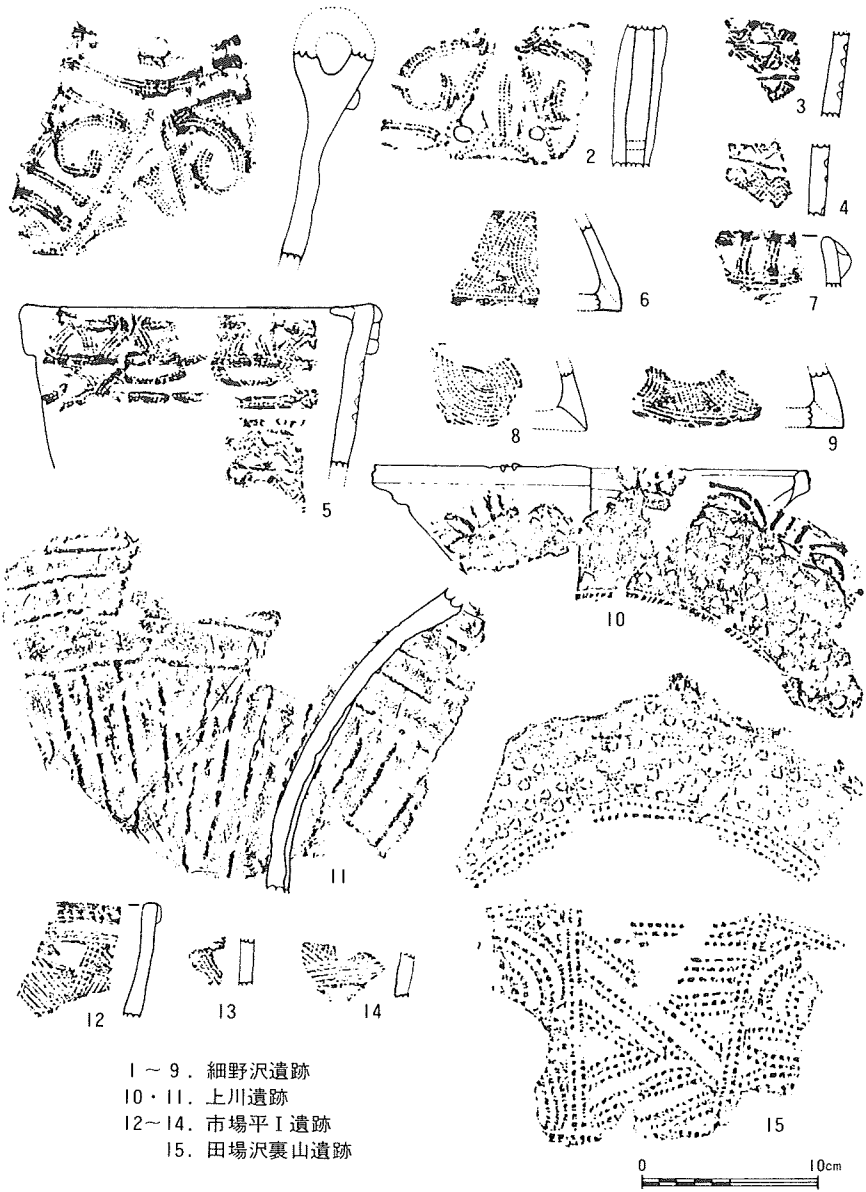


図 21 縄文時代前期十三善提式土器

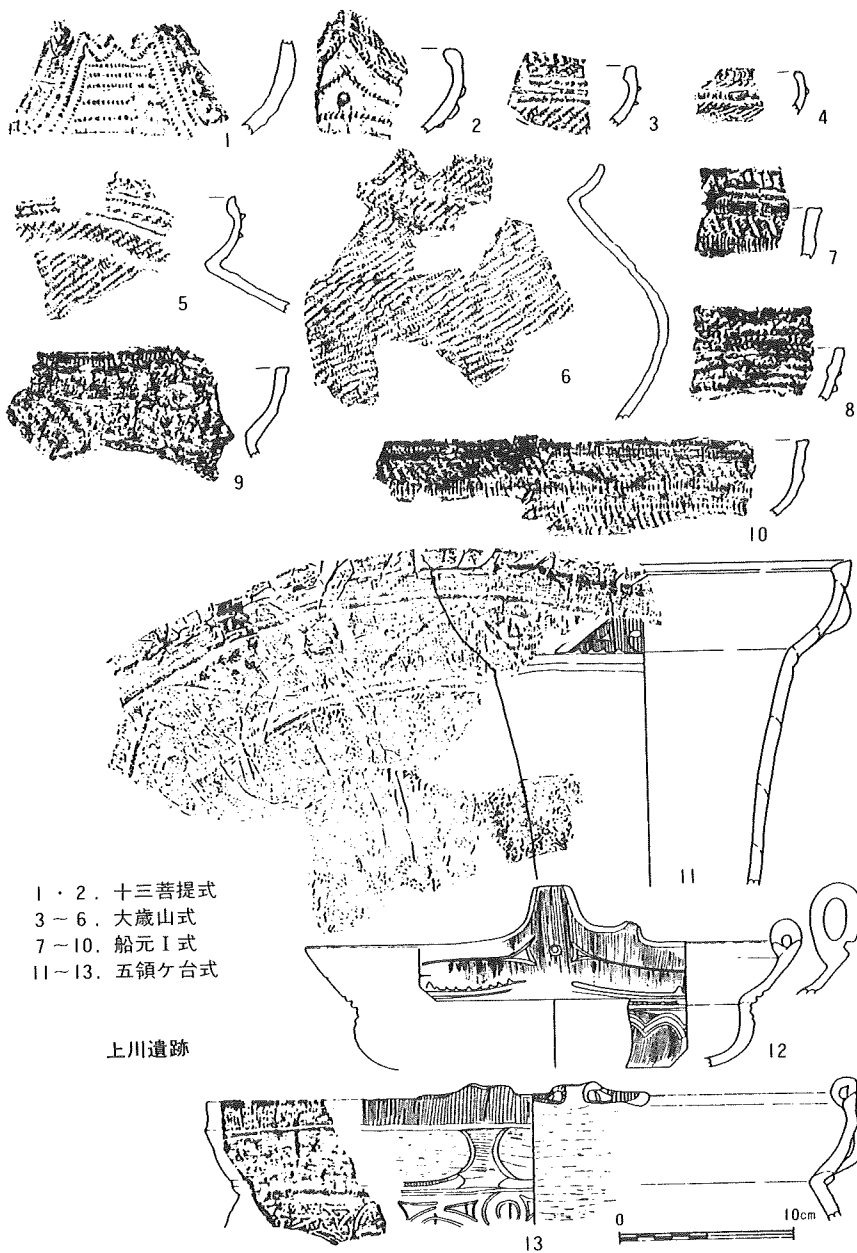


図 22 縄文時代前期十三菩提式、大歳山式土器、中期船元Ⅰ式、五領ヶ台式土器

群を主体とし、縄文を地に、口縁に刻目をもつ横位の沈線を巡らせ胴部に竹管文による弧線で飾るもの、口縁部外面に沈線を配し、内面には半截竹管による爪形の連続刺突を施すものなど多様である。また胴部に帯縄文が施文されるものが多い中で、木目状擦糸文を施す土器が四点出土していることは、東北地方の円筒下層b式との関連から興味深い。上川遺跡では五領ケ台Ⅰ式、Ⅱ式とも出土するが、Ⅰ式に並行するとされる関西系の鷹島式(船元Ⅰ式)土器が少量見つかっている。

丸山Ⅰ遺跡の報告書で第三類土器に分類しているなかに五領ケ台式と思われる土器が含まれている他に道場山遺跡から良好な資料がまとまって出土している。また、田場沢の人家の庭からも出土したことがあるようであるが確認していない。

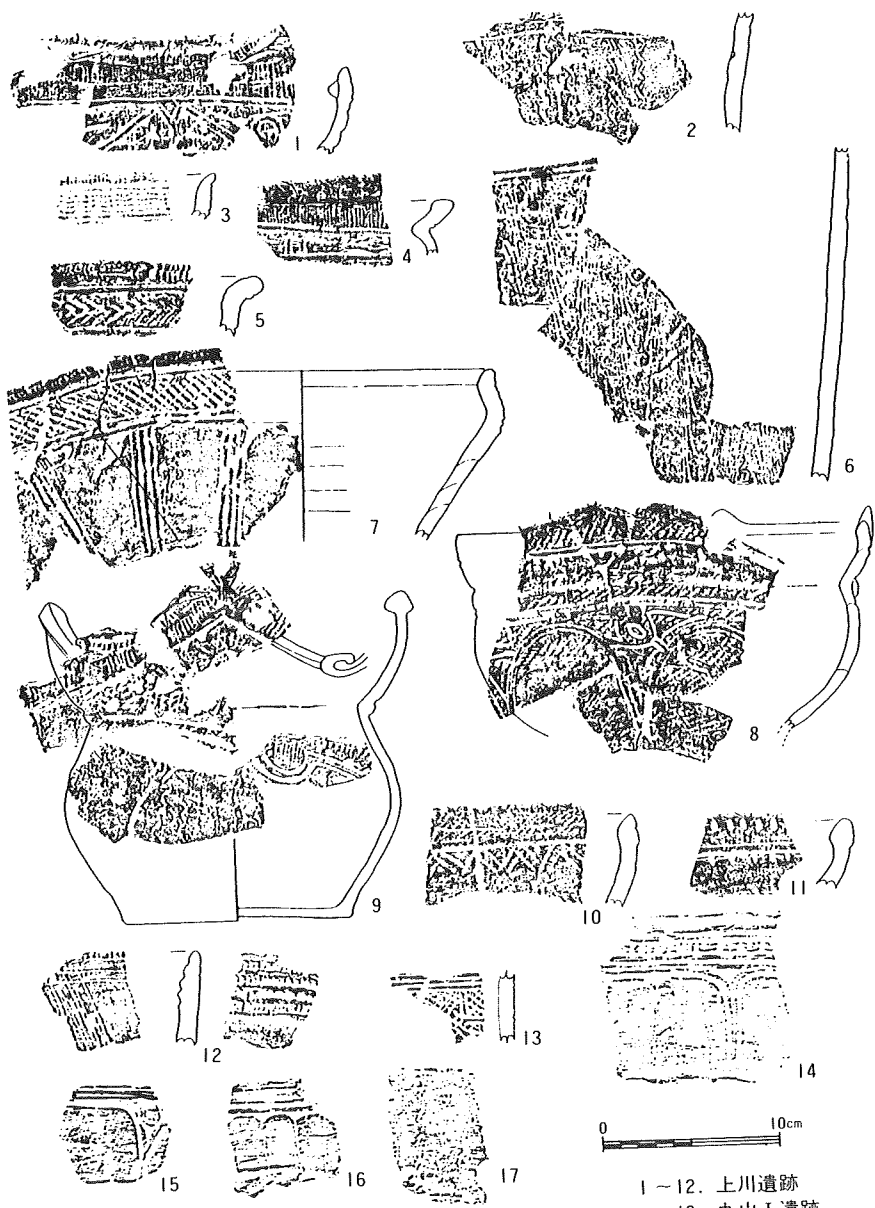
中期前半になると東関東から中部まで広く勝坂式土器が隆盛し、当地方にも波及する。中でも勝坂式土器の優品を出土した桃園尾畑遺跡は重要である。この遺跡が発見された経緯は『裾野郷土研究』第四号に詳しいので敢えて触れないが、今我々が目にする尾畑遺跡の遺物は全て郷土を愛する市民等の手によって、宅地造成工事の最中に採集されたものである。特に人面把手付土器は数ある勝坂式の土器の中でも最高傑作の一つと言える。他には、渦巻文を施す

四つの耳状突起を持ち、その間を蛸の吸盤状の文様で飾る口縁部破片、隆帯による大きな三角形の区画文を持ち、中に三叉文を施すものなどがある。また、どの土器か明確ではないが、完形に近いものの中から硬玉大珠が見つかっており、常は身につけないで、このような状態で保存していたものであるうか。

道場山遺跡⁽¹⁵⁾からも良好な勝坂式土器が多く出土している他、天神山遺跡でもかなりの量が採集されている。丸山Ⅱ遺跡、屯屋敷遺跡、城ヶ尾遺跡からも少量ではあるが出土している。田場沢裏山遺跡表採資料の中にも好資料が含まれている。富沢細山遺跡⁽¹⁶⁾から出土した釣手型土器もこの時期のものである。

中期後半になると勝坂式土器の系統を引く曾利式土器を出土する遺跡も多い。尾畑遺跡、天神山遺跡、屯屋敷遺跡⁽¹⁷⁾、富沢平林第一遺跡、内野山遺跡、御宿新田遺跡⁽¹⁸⁾、市宮ケラウンド周辺からも出土あるいは表採されている。中部山地を出自とする曾利式土器とは別に、関東的な加曾利E式土器も流入してきており、曾利式土器と伴出することが多い。屯屋敷遺跡、御宿新田遺跡から出土している。御宿新田遺跡では敷石住居址が検出されており、中心付近から二本の石棒・六個の長楕円状の自然石が出土している。

後期、晩期の遺跡については、現在のところ裾野市内で



1~12. 上川遺跡
 13. 丸山 I 遺跡
 14~17. 道場山遺跡

图 23 縄文時代中期五領ヶ台式土器



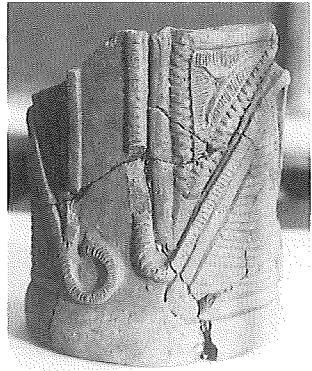
1



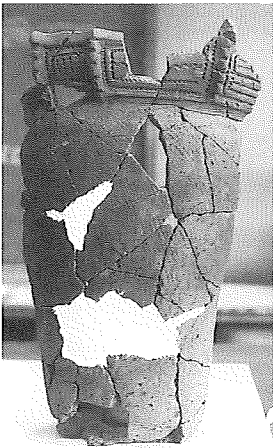
2



3



4



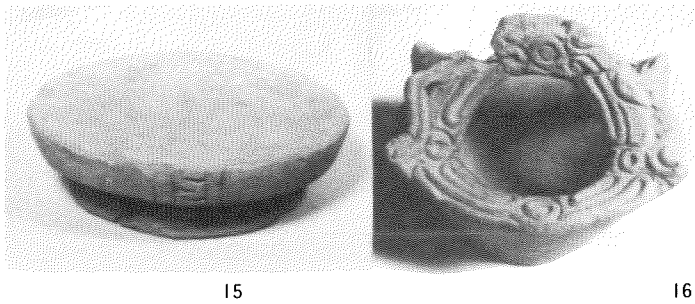
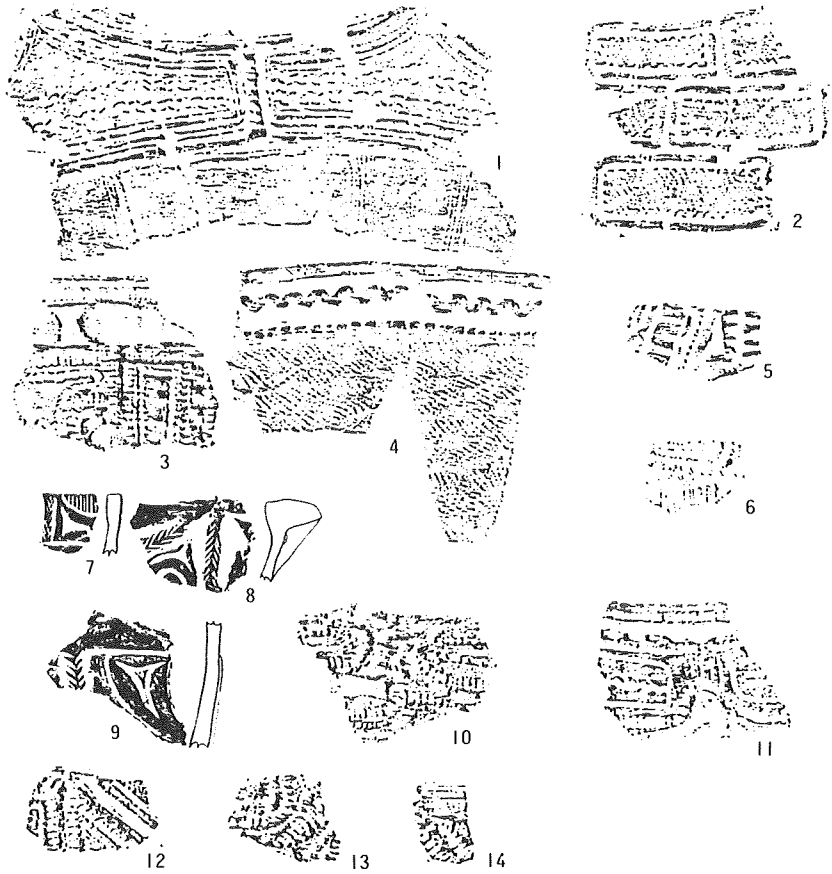
5



6

1 ~ 4 . 尾畑遺跡
5 · 6 . 道場山遺跡

図 24 縄文時代中期勝坂式土器

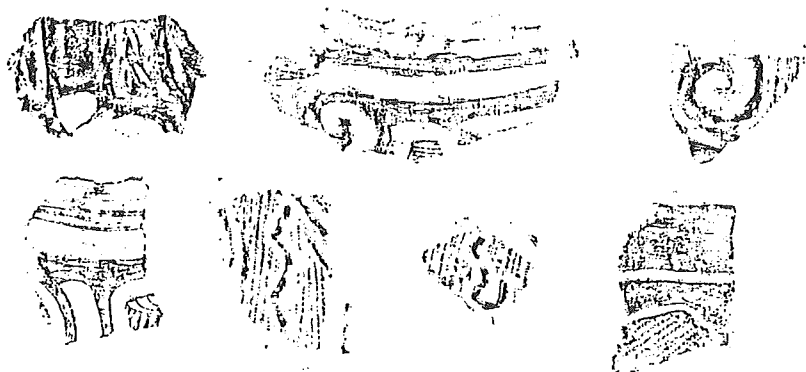


1 ~ 4. 道場山遺跡、5・6. 天神山遺跡、7 ~ 9. 丸山II遺跡
10 ~ 14. 田場沢裏山遺跡、15. 屯屋敷遺跡、16. 細山遺跡

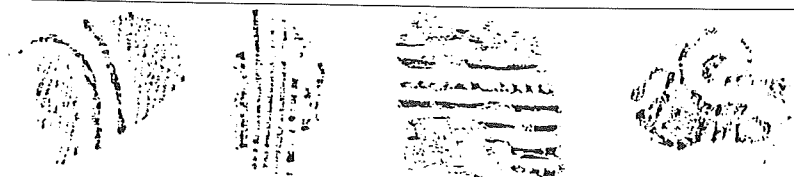
図 25 縄文時代中期勝坂式土器



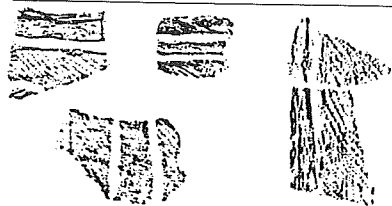
天神山遺跡



屯屋敷遺跡



平林 I 遺跡



御宿新田遺跡



屯屋敷遺跡

図 26

縄文時代中期曾利式、加曾利E式土器

は資料不足でこれからの増加を待つしかない状態である。

むすび

以上土器形式を中心に縄文時代の遺跡を取り上げてきたが、この観点だけでは、縄文時代の各期の生活の全体像は浮かび上がって来ない。しかしながら、周辺地域の土器形式との比較により、裾野市を含めた駿豆地方の縄文時代人の他地域との交流、あるいはどの文化圏に取り込まれていたかある程度窺い知ることができる。早期擦糸文系土器は関東地方の流れを汲み、押型文土器は中部山地とのつながりが強い。また早期後半の野島式から茅山下層式を経て、下吉井式まで関東地方の厚手の土器を主体にしながら、東海地方の薄手の土器もかなり入り込んでいる。上川遺跡の八号住居址では南関東系の打越式土器に東海系の天神山式が伴い、恐らく併用していたことは触れたが、このように縄文時代の人々は決してある地域の中で隔絶された生活を送っていたわけではない。前期に入っても関山式を経て諸磯式、十三菩提式と関東の土器形式圏の中にありながら東海地方を中心とした木島式を出土し、前期後半には関西系の薄手の爪形文を特徴とする土器の流入が各遺跡で報告されている。これは中期初頭になっても変わらず、中でも上川遺跡出土の関東系の土器、五領ヶ台式の胴部になる

と思われる破片に東北地方に特有な文様が施しているものがあり、日本海側とのつながりを感じさせられるものである。これは同じく上川遺跡から出土した、前期に特有な装身具、珉状耳飾が、東北、北陸地方から中部山地に多く分布することを考え合わせればこの時代の広い交易圏を推測できるものである。

また黒曜石の原産地の同定が盛んに行われるようになり、上川遺跡の黒曜石も長野県和田峠、神奈川県箱根山、伊豆柏峠、伊豆七島の神津島、思馳島からもたらされたものと推定されている⁽¹⁹⁾。中期前半には桃園の尾畑遺跡から勝坂式に伴って出土したと思われる硬玉大珠があり、これは翡翠製で、原産地は新潟県姫川と推定されるもので、やはり北陸との交流を示すものである。

今まで述べてきた通り、縄文時代の裾野の人々は、各時期ごとに、関東地方、中部山地、東海地方など周辺地域を中心に、間接的なのであるが、広く、北陸、関西地方とのつながりを持ちながら生活を営んできたのであり、それは単に物だけの交流にとどまらず、生活形態、精神的世界のあり方にも及んでいると思われる。

註

(1) 高尾好之「愛鷹・箱根山麓における先土器時代石器

群の編年と小時期区分に向けての視点と問題点」(『沼津市博物館紀要11』昭62)

(2) 長泉町教育委員会『中尾・イラウネ・野台』(昭61)

(3) 裾野市教育委員会『上川遺跡』(昭62)

(4) 裾野市教育委員会『裾野市日向・丸山I・丸山II遺跡発掘調査報告書』(昭50)

(5) 大仁町教育委員会『仲道A遺跡』(昭61)

(6) 裾野市教育委員会『裾野市千福市場平第1・第2小杉平第1・第2 細野沢遺跡』(昭57)

(7) 上川遺跡の草創期の可能性のある石器、土器については編さん室の袴田が関野哲夫氏から御教示を受けた。

(8) 註(6) 報告書

(9) 裾野市教育委員会『裾野市深良城ケ尾遺跡発掘調査報告書』(昭53)

(10) 裾野市教育委員会『裾野市富沢内野山遺跡緊急発掘調査略報』(昭62) — 『中畑遺跡発掘調査報告書』との合本 —

(11) 中村孝一氏借用資料

(12) 裾野市教育委員会『裾野市大畑中畑遺跡発掘調査報告書』(昭62)

(13) 渋谷昌彦「木島式土器の研究」(『静岡県考古学字研究』昭57)

(14) 池谷信之「木島式土器の分類と編年」(『平沼吹上遺跡発掘調査報告書』沼津市教育委員会昭60)

(15) 裾野市教育委員会『裾野市道場山遺跡調査概報』(昭51)

(16) 裾野市教育委員会『裾野の文化財』(昭61)

(17) 裾野市教育委員会『裾野市屯屋敷遺跡発掘調査報告書』(昭49)

(18) 裾野市教育委員会『裾野市御宿新田遺跡緊急調査報告書』(昭40)

(19) 高橋豊「裾野市上川遺跡出土黒曜石の原産地」(『上川遺跡』昭62)

(わたせ おさむ・調査委員・裾野市立西小学校教諭)

葛山氏といわれる人々

入山光信

はじめに

- 一 葛山城を訪れる葛山氏
- 二 葛山氏の系図
- 三 葛山氏といわれる人々の動き
- 四 葛山氏元の二十五年
- 五 道興准后廻国雜記
- 六 笠寺城に居たのは誰れ
- 七 葛山六郎信貞と十郎信貞

はじめに

私が葛山氏への関心をもったのは、瀧口源太郎翁の書かれた『藍沢庄御厨郷の起原』であった。

霊峯白雪を頂く富士の尊容は世界に冠なり・・・に始まる文章は、中学生の小生には、拾い読みであったが裏手の

城跡や墓所、目の前の居館、出征していく若者が氏神と共に拝っていく葛山氏の墓・・・霊気がからだに乗り移り一気に読み進んだ。

富士山の起原から富士山信仰、続いて大森葛山のこと。伊勢の祭主輔親の子惟康、三河国高橋庄から甲駿国司に命ぜられ、後冷泉天皇康平三年（一〇六〇）八月に大森に住す。

子親康信濃権守駿河郡を領す。

弟惟兼従五位下藍沢四郎大夫、藍沢庄葛山・御宿・上ヶ田・金沢・黄加野を領し葛山に城を築く・・・

以来多くの方々の研究誌や城跡をたずねられた方々のお話しを伺い葛山氏の姿が見えかくれるまでになったことを感謝している。

昭和五十年秋「葛山氏を語る」会が、静岡古城研究会の

会長長倉智恵雄先生と関口宏行先生を迎えて開かれた。

葛山城址は、城址と館址が一对となつて遺存して居り、中世の城郭の形態を今に残す数少ない貴重な史跡である。

越前国（福井）の一乗谷城・朝倉館に匹敵する貴重な文化財である。・・・と。

葛山城址保存会結成七周年誌に、会長中村孝一氏は、葛山の住人として先人の来し方に想いをいたし、また、平安後期から室町末期まで葛山に在り、駿州東部を統治した領主葛山氏がどんな存在であつたかなど昔を語り合い、そして城址を守ろうという機運の盛り上りによって、城址保存会が発足した、と語っている。

以来関係市当局や先覚の御指導、御支援及び会員の尽力によって、城址の整備保存が進められている。

一 葛山城を訪れる葛山氏

熱海で書芸の道を極められている葛山朝三氏かつやまをはじめとする一統は、永禄年代に信州にて離散、千葉県東葛飾郡鎌ヶ谷町に居住していたとのこと。その家譜によると、

葛山右近氏友ハ天正十年ニ討死、其ノ子吉右衛門貞友、弟貞植ト家臣数人ハ遁レテ山中ニ潜伏シ数年ヲ過ス・・・再起ヲ策シテ軍資金を携エ、密カニ下総小金原林中ニ潜ム。徳川氏統治ノ天下トナリ、出デテ農ヲ志シ官ニ請フ

テ地ヲ穫テ盛ンニ未墾ノ地ヲ開拓ス。或イハ道路ヲ修理シ木下街道ヲ為ス。漸ク整フニ至テ、其ノ功甚タ大也。と記されている。

村山浅間神社辻の坊の葛山善得氏は、東京都世田谷区に居住されており、家譜は連綿と継ぎ記されているらしい。

惟兼―惟忠―惟重―廣重―惟時―惟行―惟宗（注の坊）―頼真（注の坊）―頼一（注の坊）―頼安（注の坊）―頼元（注の坊）―頼秀（葛左衛門）―頼慶（葛左衛門）―与兵衛尉―頼元―頼安―現代まで連綿と続く。

富士宮の深沢理男氏は、上行寺の由緒に、

天明五乙巳年（一七八六）十一月深沢弥兵衛書残す。

我等先祖は、三栗谷深沢にて、御宿勤兵衛と申す郷土也。其の子御宿半之丞諷有りて、慶長十九年の頃家断絶に及び、子息半之丞深沢村を立越へ、富士郡上井出宿に居住す。・・・御代官井出藤右衛門様に召出され深沢弥兵衛と改め、元々役を相勤む。・・・

名古屋市中区に住む御宿定正氏は、葛山播磨守元綱、葛山備中守総武は、尾州笠寺村の城を預る。御宿左衛門尉正幸（勝七）は、義元・氏真・信玄に仕える。次男正倫は、若名若丸、監物入道友綱の養子となる。・・・正英は左衛門尉の子で御宿宗太夫（平八）と言ひ名古屋小林ノ内に屋敷をもつ。寛永五年七月一日病死。

三重県四日市市蒔田の葛山武氏は、北勢葛山同族会をつ

くり、互いに葛山ゆかりの品や口伝をまとめて居られる模様である。

三重県三重郡朝日町の葛山貞一氏等は、今川義元が、織田信長に討たれ先陣の葛山氏は帰れなくなり三重県に土着したのではないかと言われている。小向には、城郭風の寺があり先祖の屋敷跡と言われていると。

その他に、竹下氏（松本）、門山氏（長野）、大森氏等がそれぞれの伝承と思いをいだいて訪れている。

二 葛山氏の系図

(1) 瀧口源太郎氏

葛山元祖次郎太夫惟兼公大居士年月未詳二月十五日亡

竹下孫八左衛門尉頼惟公大居士正治二年十月十五日亡六十五歳

徳蓮院殿玄道永心大居士至徳二年八月二日亡五十一歳 備中守惟信

光徳院殿日實大居士天文八年七月二日亡六十九歳 但馬守惟春

芬陀院殿綱治公大居士弘治三年五月七日亡

慈光院殿明智大居士慶長十一年三月二十一日亡 御宿将監友綱公

陽春院殿瑞光浄薫大居士

(2) 仙年寺過去帳

葛山氏末葉、御宿友行の末で下野国氏家郷に生れ、宝暦三年十一月二十八日、大本山芝増上寺四十五世となった、速蓮社成譽大玄和尚によって示されたもの。

瀧口氏の文より陽春院殿瑞光浄薫居士を除いたもの。

仙年寺位牌

竹下孫八左衛門尉頼惟公大居士

葛山元祖次郎太夫維兼公大居士

徳蓮院殿玄道永心大居士

光徳院殿日實大居士

陽春院殿瑞香浄薫大居士 尊儀

慈光院殿明智大居士

裏面に「陽春殿ハ葛山十郎源義久武田信貞天正十年三月廿四日廿四歳」

(3) 小山町藤曲芳衛家蔵

藤原姓葛山御宿氏系図より

家紋 庵ノ内二頭舞鶴又二頭巴

(前略) ・・維兼 — 惟忠 — 頼惟左衛門尉蘇川出陣 正治元年六十五才亡

惟重拳衛攻討 承久三年六十三才亡 — 惟連次郎宮内少輔頼朝公八幡宮参 建長五年七十一

押に從う 自性院殿蓮久 — 惟宗宇治合戦 正元元年五十三才 淨蓮 — 宗連幡

摩守正安元年五十九才 法雲 — 惟春新田義貞に仕 觀応二年六十七才 雲松院殿水雪居士

惟光新田義貞に仕 延文四年四十九才 玄光院殿窓月善白 — 惟信備中守皇山と 至徳二

戦う・尼利義詮に仕 徳蓮院殿玄道永心 — 惟遠備中守義満 義時仕 応永四年五十八

才 春岩道花 — 俊綱丹後守佐々木より養子 寛正三年六十三才 — 惟方今川二仕備中 延徳元年六十

才 春吉備中守今川二仕 永正十三年七十三才亡 妙音院殿蓮心 —

惟長備中守今川仕 — 惟治但馬守今川氏輝仕 天文八年六十九才亡 光徳院殿日實 — 綱治今 弘

川義元仕へ亡される 治三年二十五才幡摩守 蓮勝 — 友綱左衛門次郎大監物正甲斐頼叔父越 御宿千福上田 惣長十一年三月二十一日 慈光院駿相和

管古橋頭足洗領す 中守に仕 信玄仕 勝頼仕 氏直： 上州藤間にて亡 野元右近その首を取 — 政

綱秀勳兵衛尉越前守大坂にて 元和元年討死 — 政秀善太夫尉京極仕 寛永二十

綱源太忠左工門尉元和九年五十六才亡 美田 — 智海院芳泉 — 維時

一年三十三才亡

(4) 統群書類従系図部巻第一百五十一 大森氏系譜略

(5) 静岡県史編さん資料(戦前) 葛山姓系図(荻田家)

清和源氏から始まり、

義胤 葛山兵部少輔延元二年越前にて自害葛山氏の祖也
義直 葛山讃岐守康永二年亡 — 義高 葛山治郎大輔貞和四年亡

(6) 武田源氏一流系図

油川彦八信惠 — 播磨守信貞 — 御宿左衛門佐信名

左衛門次郎友綱監物

葛山十郎信貞軍代宏学人也 勝頼没落之時小山田出羽守信茂へ

葛山右近氏友 天正十年相州打死

晴信 — 太郎義信

龍芳 次郎

勝頼 四郎

信盛 仁科五郎

信貞 葛山十郎

駿州葛山備中守元氏養子 幼少之間御宿監物勤軍代

御宿源左衛門貞友

伊勢新九郎氏長

氏綱

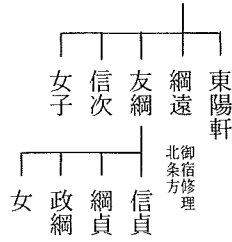
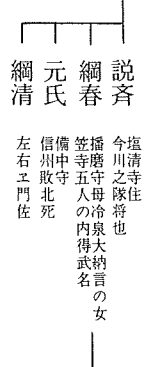
氏時 竹下葛山備中守惟貞養子 — 葛山

備中守氏貞 — 備中守元氏 — 女子二人

(7) 乾徳山惠林寺葛山家譜

大森、葛山、御宿が混じっている。

(前略) 隆綱但馬守



三 葛山氏といわれる人々の動き

葛山頼惟(惟正・頼隆) 治承四年(一一八〇) 石橋山以來頼朝に仕える。藤川出陣・富士の牧狩の御宿。

惟重(六郎) 石橋山以來仕える。文治五年(一一八九) 泰衡攻めにくわる。

群書類従によれば、建久四年頼朝の宿をしたのは惟重である。竹下孫八郎、御宿殿。

廣重(小二郎) 承久三年(一二二二) 北条泰時軍に従い京へ、葛山太郎・小次郎宇治川の合戦で功。

惟宗(太郎) 敵一人討取
家重(小三郎) 承久合戦に参加、尾張で討れる。

景倫(五郎) 實朝亡出家願性房、紀州由良に西方寺(興国寺)を建立。

次郎寛元二年(一二四四) 鶴岡八幡宮放生会將軍の供す。
重經(左衛門尉) 維行(兵衛尉) 徳治二年(一一三〇七)

北条貞時 円寛寺大斎、葛山左衛門尉は二番、葛山六郎兵衛尉三番。時宗十三回忌、葛山兵衛尉・大森右衛門入道……

維春元弘三年(一一三三三) 新田義興深良赤子神社へ永楽
錢五貫文寄進、葛山大森鎌倉攻めに加わる。

惟光建武二年(一一三五) 新田義貞に仕之功。大将不運

室町時代

正平九年(一一三四) 葛山次郎南朝より軍功を賞せられる。

惟信正平十六年(一一三六二) 畠山道誓他五百騎伊豆に城をかまえる。足利基氏の命により平一揆と葛山備中守これを攻めるが所領争いが起因して共に退去する。

仙年寺を現在地に移す元中元年(一一三八四)。
景ヶ島に観音堂を造る。

一三八九・一三九二年康応・明徳の宝篋印塔が葛山氏の墓所にある。

惟遠備中守、応永二十三年(一四一六) 足利持氏を大森館に迎え入れる。今川・瀬名・斎藤・葛山備中守以下三百

の今川勢三島に陣をとり先陣は葛山・荒河……。

応永二四年（一四一七）大森は戦功により小田原を領有する。

正長元年（一四二八）佐野郷は大森氏知行だったが、武田に与えられた。武田入道辞退したため葛山氏の所領となつた。

俊綱丹後守永享一〇年（一四三八）足利持氏將軍義政にそむく、今川、関口、小笠原、斉藤、葛山を先がけの大將として足柄山を越え関本に陣をとる。

早川尻にて持氏方を破る。

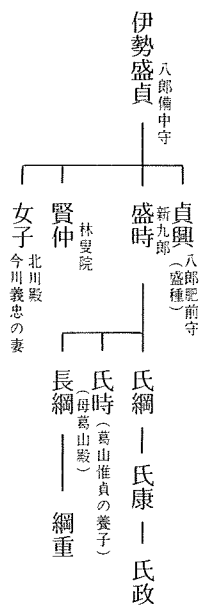
將軍義政、今川範忠の重臣葛山駿河守の書状により持氏の逆心を知る。

足利持氏、伊豆守（憲頼）と式部少輔（氏頼）の軍功を賞す。

（葛山氏は將軍方、大森氏は室町方）
惟方備中守文安年間將軍足利義政の御番衆四番に葛山氏あり。

惟貞文明一〇年（一四七八）熊野御師米良氏駿・相の各地の目那より錢を集める。大森、葛山、行卜、藤曲など四家から四十五貫文勝覚院を通して花藏院へ。

文明十四年（一四八二）葛山氏、曾我上野介の所領の沼津郷に対し、代官職と称して押妨をつづけ侵入。延徳三年（一四九一）伊勢新九郎、婚族葛山備中守惟貞の援軍を得て、堀越御所をおそう。



明応二年（一四九二）菊寿丸（長綱）葛山館で生れる。

明応四年（一四九四）伊勢新九郎小田原に入る。

孫四郎文龜三年（一五〇三）梨木沢にて戦死。北条対武田永正十一年（一五一四）武田信繩、大井信達不和となり、今川氏親、信達を支援し朝比奈、葛山、庵原、福島等將兵千余を送る。

氏堯（氏時）大永五年（一五二五）三山道者の通行を二岡権現前と定める。

宝持院領の諸役を寄付する。

大永七年（一五二七）二岡権現に関を寄進する。

大永八年（一五二八）従来の原の中に新屋敷を造り、その周辺五町を二岡権現に寄進する。

享祿二年（一五二九）氏時、三島の護摩堂に陣僧、飛脚の役を免除する。

氏広天文二年（一五三三）冷泉為和、駿府葛山中務少輔藤原氏広郎にて歌を詠む。

頼貞辻之坊天文二年（一五三三）今川氏輝が富士山興法

寺寺務代辻坊あてに、辻坊の惣跡と神領坊中の知行分を認めてゐる。……

氏広天文三年（一五三四）冷泉為和葛山氏広邸で歌を詠む。氏広沼津日吉神社に自分の被官人が協力する旨保障する。

氏元葛山八郎、冷泉為和が氏広邸で歌を詠む時、歌会の頭人をつとめる。

頼真（辻坊）、今川氏輝大鏡坊の訴えに対して、富士山興法寺の山中について辻坊の領有認める。

氏広天文四年（一五三五）寄子の吉野九郎左衛門に下遠島の戦功を賞す。

氏元天文五年（一五三六）花倉の乱に義元を支持する。

功により南郷十八貫文をうける。

友綱天文六年（一五三七）御宿氏武田家臣団に入り出陣の案内をす。

氏時天文七年鶴岡八幡宮に参詣。

綱治天文十一年葛山城普請。十六羅漢奉納。

天文八年木地業与七に材料採取を再許す。龍光院

氏元天文十一年（一五四二）光長寺に寺領十二貫文安堵

天文十四年（一五四五）義元、上杉とはかり、北条氏康の

長窪城を包围する。

維貞の養子北条氏時天文十一年死、弟長綱竹ノ下にあつ

てこれを支配する。

葛山城には誰れがいたのか。

竹ノ下には、葛山三郎北条長綱（幻庵）。長久保城には、

葛山維貞の養子葛山氏時（北条氏堯）。駿東は、北条系の

葛山氏？葛山系の北条氏に支配されていた。

氏元？、綱治？、誰れもいなかった？

葛山氏元は、今川方についていた。

氏元は、吉野郷三郎（山本）の長窪城外高橋での戦功を賞す。

長窪城を接収に行った葛山一族の御宿氏は逆に殺される。

氏元、天文十五年（一五四六）吉野郷三郎に久日、山本

小泉などの知行を充行する。

氏元、後藤修理介に西修理進の所有していた屋敷、田畑

富士関の権利を与える。

冷泉為和、葛山八郎の邸で歌を詠む。

義元の命により雪斎（朝比奈、岡部、葛山、松平）軍勢

を率い、織田信広を三河安祥城に囲む。弓気多七郎、御宿

藤七郎は堀を破って乱入し城の大手戸に火を放つ。

氏元、天文十九年（一五五〇）武藤新左衛門に神山の政

所給を充行。

——この頃より氏元の勢力が駿東に広がる。長窪城の戦いで今川方が勝ち、北条の勢力が駿東から一時去ったと思わ

れる。――

助六郎（頼慶）天文二十年（一五五二）義元葛山助六郎に辻坊跡職の領掌を永く認める。

氏元天文二十年神仏政所給の安堵を埜和、渡辺の兩人に伝える。

氏元神主柏宮内丞に浅間祢宜懸銭の寄進。

氏元、天文二十一年（一五五二）神主柏宮内丞に浅間宮修造のため、佐野郷中別米五年分を寄進する。

氏元、口野内尾高村の安堵をする。

氏元、多比村の内竜雲庵の棟別諸役を免除す。

氏元、佐野浅間宮に佐野郷檢地増分を寄進す。

氏元、天文二十二年（一五五三）神山の諸役を免除する。

尾張鳴海城将山口左馬助、今川義元に味方する。

笠寺に取出要害を構え、葛山、岡部、三浦、飯尾、浅井在城する。

氏元、二岡権現祢宜職を安堵する。

氏元、太泉寺に対し龍光院の判形を安堵する。

氏元、芹沢玄蕃尉にぐみ沢の諸役を免除する。

北条氏康天文二十三年（一五五四）駿河に出陣（吉原）。

葛山三郎弘治二年（一五五六）言繼の宿舎光明寺を訪問（見頼）

左衛門佐弘治三年今川の歌会に出席。

葛山邸の近所より出火、片時に百余軒焼く。東漸寺の寮

社悉く焼く。

左衛門佐、今川氏真邸の和歌の会に出席。

葛山三郎、義元の和歌会始に出席。

氏元楠見善左衛門に江の浦での問屋権を認め、伊勢船の保護を命じる。

氏元、武藤新左衛門尉に、神山の諸役を免除。

氏元、諏訪部氏に岡宮浅間の神領制規法度を下す。

氏元、宝持院の諸役免除を安堵する。

氏元、永禄元年（一五五八）佐野浅間宮新造を風旱損害のため延引し、更に当年一廻の勧進を許す。

北条家臣団に葛山氏、御宿氏あり。

御馬廻衆御宿隼人佑二六貫五三六文。

御旗本四八番の一葛山 十一貫三五〇文。

氏元、永禄二年（一五五九）芹沢玄蕃にぐみ沢の伝馬役を命じる。

勝嘉・信貞尾張の織田信長の押えとして、尾州笠寺砦に

葛山備中守勝嘉、同播磨守信貞ら城番となる。

永禄三年（一五六〇）今川義元、桶狭間で討れる。

頼秀（辻坊）永禄四年今川氏真、葛山甚左衛門頼秀から富士大宮司分代官職をとりあげ、富士兵部少輔信忠に与え

る。

氏元、永禄五年から十年までに十九通の文書がある（神

山、沼津の大泉寺、芹沢、獅子浜、定輪寺、山田、中畑、吉野山本、口野など。

永禄十年（一五六七）武田方小山田信茂が、芹沢玄蕃に伝馬役を免許する。

氏元も同じ時に通路違反をする古沢市の商人の荷物没収を玄蕃に命じている。

又、次の三名に甲斐への塩荷輸送を禁じている。

足柄の鈴木若狭守

神山の武藤新左衛門尉

ぐみ沢の芹沢玄蕃允

武田信玄、駿府に乱入、永禄十一年（一五六八）、今川氏真掛川城へ走る。

氏真の臣、瀬名、朝比奈、三浦、葛山ら信玄に通ずる。

北条氏政、氏真の臣の富士兵部少輔の大宮城防戦を賞す

（武田に落ちなかった）。

北条氏邦、かつら山要害・興国寺を入手する。氏政、ぐみ沢出陣の軍勢の乱妨を禁止す。

北条の先陣薩埵山に、武田軍興津城に。

氏元、永禄十二年（一五六九）武田方の穴山信君と北条方の富士兵部少輔信忠の守る大宮城を攻撃する。

氏元、橋本源左衛門尉の軍功に対し三十貫文を与える（植松右京亮跡）。

氏元、三輪与兵衛に竹千代への奉公により同国古沢等の地を宛らう。

北条氏政、植松右京亮に神山の知行を与える。

氏元、芹沢清左衛門尉に足洗の内十貫文。

武田軍駿河古沢へ攻め入る。

北条氏政、渡辺藏人佐に水窪の知行を与える。

武田信玄、御宿監物に葛山本領と由野において七十貫文の知行を与え・・・。

元龜三年（一五七二）信玄、軍功により深沢の地を三輪与兵衛尉、芹沢清左衛門尉、高田能登守などに与える。

信玄、見性寺（普明寺）に信貞と談合して寺領を寄進することを約す。

天正一年（一五七三）勝頼、富士信通の功により旧葛山氏知行地の一部を与える。

天正三年三河長篠の戦いで勝頼敗北。

御宿監物天正四年、葛山氏元の伝馬の印判状に従うことを玄蕃に伝える。

葛山十郎信貞、天正四年信玄の葬儀（惠林寺）で、御位牌を掲げる

御宿監物友綱知行の由野郷に府中浅間社の流鏝馬役をつとめさせる。

監物、大宮浅間神社に御神馬三疋を奉納する。

葛山十郎信貞天正七年（一五七九）上杉景勝に対して甲越の和平の儀について使を出す。

北条氏政、黄瀬川で武田勝頼と対陣する。

徳川家康、駿河に侵入する

天正八年、伊豆重須沖で北条と武田の水軍戦う。

御宿監物、勝頼より本領五八一貫九六四文を嫡男若丸に譲ることを許可される。

天正十年（一五八二）織田信長、武田勝頼を甲斐に攻める。勝頼天目山で自害する。

武田信豊、葛山右近信次、甘利右衛門ら小諸城にて、下

曾根覚雲軒に謀殺される。

葛山十郎信貞、小山田信茂等甲府善光寺にて殺される。

葛山右近氏友、武田と相州一所にて討死す。

葛山与兵衛天正十年井出甚助正次より、辻坊職は辻坊に渡す旨指示があった。

御宿軒に北条氏合力米として千石を与える。

葛山与右兵衛尉天正十四年（一五八六）東泉院の言上に

対して反論する。

御宿源吉に、天正十七年（一五八九）北条氏政二十二貫

三百文を与える。

富士山辻坊の所有をめぐり 葛山与右兵衛尉からの訴え

があった。

四 葛山氏元の二十五年

長窪城での今川方の勝利以来、駿東での力強大となる。

しかし、今川義元戦死後、北条氏、武田氏、駿河に侵入し始める。

北条方に御宿隼人佑や葛山氏が、馬廻り衆や旗本となっている。

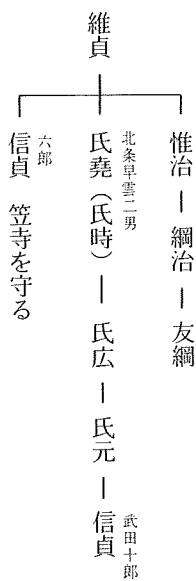
武田方に御宿監物がいる。

氏元永禄十年（一五六七）の武田への塩止め後、今川を捨て武田につく。

永禄十二年（一五六九）武田方として、穴山信君と葛山氏元は、北条方の大宮城を攻める。

その後、橋本源左衛門尉、三輪与兵衛、芹沢清左衛門尉等を賞し知行を与え消息を断った。

葛山氏元全盛は、二十五年で終わった。



五 道興准后廻国雜記

聖護院四十代道興准后が文明十八年（一四八六）頃、東國を回り、箱根より三島を経て葛山を訪れ、次のように記している。

かつら山を越れば、いづれの木すぢも

落葉して物さびわたり見えければ

冬枯に 名のみ残りて かづら山

まさきもつたも 色そ稀なる

葛山はどんなようすだったのだろうか。

至徳二年（一三八五）八月二日備中守惟信亡

文安頃備中守惟方は 竹ノ下城にあつた。その子、惟貞も延徳三年竹ノ下城に在つて、伊勢新九郎伊豆堀越攻めに支援しているらしい。

本城の葛山氏は、支城におされていたのかもしれない。

六 笠寺城に居たのは誰れ

永祿二年（一五五九）今川義元が、尾張の織田信長を押さえるため 尾州笠寺に砦を築いた。

葛山備中守勝嘉

葛山播磨守信貞（維貞養子）

——「葛山氏を語る」より

葛山播磨守元綱 継深院智清勇勁居士

葛山備中守総武 栄観院葛山義忠居士

その子 正幸 高国院鉄巖輜輪居士

御宿左衛門尉（勝七）氏真仕後武田仕

——名古屋中区大津町 御宿定正氏

葛山播磨守信貞戦死

葛山安房守元清戦死

——尾張 高德院過去帳

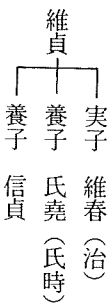
七 葛山六郎信貞と十郎信貞

葛山維貞（竹ノ下城主）の養子に 葛山六郎信貞がある。

母は武田信虎の妹である。

今川義元の命で尾州笠寺城を守る。

葛山播磨守信貞清洲攻めの先陣をとめる。永祿三年義元と共に戦死、尾張の高徳院過去帳に氏名がある。



葛山十郎信貞 武田信玄六男という。

葛山備中守元氏（氏元）の息女二人信州に人質としておかれる。

氏は、北条に通じていると疑われ殺される。長女十五歳の「葛山姓を残したい」に感じた信玄、六男を養子とし葛山を名乗らせる。妹は瀬名信真の妻となる。

葛山十郎信貞の軍代御宿監物

信玄葬儀が恵林寺で行われた時、信玄の位牌をもつ。

天正十年三月二十四日甲府善光寺で殺される。

陽春院殿瑞香浄薫大居士 葛山十郎源義久

二十四歳

信貞の子貞久は監物続いて正友（正倫）に育てられ御宿貞久↓武田貞久（信哲斎）と名のり八十余歳まで長生きした。

身近にある資料をもって一気に書いたもので、読者に失礼であるかもしれないが、とにもかくにも教えを請う。

（いりやま みつのぶ・裾野市葛山仙年寺住職）

深良用水開鑿と鉾山技術

——「かねほり甚左衛門」をめぐる

脇野 博

はじめに

- 一 「かねほり甚左衛門」
 - 二 「かねほり甚左衛門」と用水管理
 - 三 「かねほり甚左衛門」と御宿村
- おわりに

はじめに

一七世紀の用水開鑿に、鉾山技術が用いられたことは以前から知られており、鉾山技術の中でも掘鑿技術とりわけ疎水坑の技術が利用されていたことが指摘されている。⁽¹⁾ 深良用水も長大な隧道を備えていることから、開鑿に際しては、鉾山技術が用いられたと考えられてきた。しかし、この隧道開鑿技術を直接的に示す史料がなかったため、不明な点が多かった。ところが、佐藤隆氏は深良用水の詳細な

研究を通じて⁽²⁾、間接的ではあるが、隧道開鑿技術の一端を示す史料を提示された。佐藤氏は、「かねほり甚右衛門」と呼ばれた者がいたことを紹介され、彼について次のように述べている。

この工事が元締めが雇い入れた「金ほり」つまり鉾夫であったことは、この隧道工事に鉾山技術が生かされていたことがわかる。⁽³⁾

佐藤氏はこの「かねほり甚右衛門」が、用水開鑿工事に従事した点については確認されていないが、他方で工事に従事した御宿村の「甚左衛門」という者の存在を紹介され、この二人の人物について次のように述べている。

このかねほり甚右衛門は、「かせぎに入込」⁽⁴⁾んだ甚左衛門とは別人であると思われる。

右の二人の人物が、もし同一人物であるとすれば、開鑿

工事に鉦夫が携わっていた事実を明らかにすることができ、鉦山技術との関連から用水開鑿で用いられた技術の解明を進展させることができる。そこで、本稿では「甚右衛門」と「甚左衛門」について再検討を試みたい。なお、深良用水は、江戸時代においては「箱根掘抜水」、「箱根湖水」と呼ばれており、本稿でも右の当時の呼称がでてくるが、深良用水を指しているという注釈は省略する。

一 「かねほり甚左衛門」

まず、「かねほり甚右衛門」と「甚左衛門」に関して、佐藤氏が紹介された史料を、この両者の名前に関連する部分に限定して次にあげておこう。

史料① 宝永五（一七〇八）年正月二日

「湖水新川黄瀬川堰々方角改帳」（下湯山家文書）

箱根水門口ハ貳里貳拾三町

同所海尻ハ三里

一苗代溝ハ地山也

只今之水門口つき出しと

ぶやかねほり甚右衛門口上写取

史料② 宝永五（一七〇八）年「湯山安右衛門日記覚帳」

（下湯山家文書）

四月四日庚戌

雨天、半右衛門殿前地ニ居申候、箱根湖水番仕候甚左衛

門、是ハ箱根湖水掘抜之時分かせぎに入込罷有候間、様態存ニ付物語り承り書付申候

（中略）

右之通り甚左衛門物語有之候

さて、佐藤氏によれば、史料①の「湖水新川黄瀬川堰々方角改帳」は、幕末から明治にかけて多方面で地元の振興に尽力した湯山半七郎が筆写したものであり、またこの原本は宝永五年の水論（深良用水をめぐる上郷・中郷と下郷の争論）に際し裁判資料として作成されたものである。他方、史料②の「湯山安右衛門日記覚帳」の当該箇所も、用水開鑿工事に携わった甚左衛門からの聞き取りの記録であり、右の水論の裁判資料とするためのものであった。

要するに、「かねほり甚右衛門」と「甚左衛門」は、宝永五年の水論に際しその裁判資料との関わりで登場し、「甚右衛門口上」、「甚左衛門物語」とあるように、両者ともに用水に関する話をしているのである。このような「かねほり甚右衛門」と「甚左衛門」が置かれていた当時の状況を見ると、この二人の人物は同一人物ではないかと考えることが、自然ではないであろうか。

そこで、もう一度右の二つの史料の原文書に当たって、両名の名前の箇所について再検討してみよう。写真1は、史料①の「かねほり甚右衛門」の、写真2は史料②

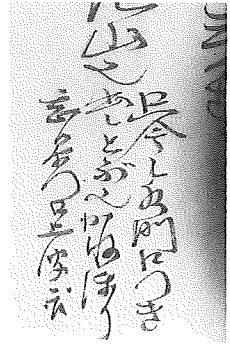


写真1

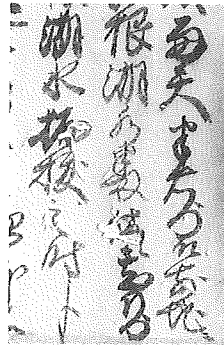


写真2

の「甚左衛門」のそれぞれの箇所を示したものである。写真2は、「甚左衛門」と解読できる。ところが写真1については、筆写した湯山半七郎の「右」と「左」のくずし方の特徴から、「かねほり甚右衛門」と解読されてきた文字の内、「右」に当たる文字は、「左」であることが判明した。つまり、「かねほり甚右衛門」ではなく、「かねほり甚左衛門」なのである。したがって、この二つの史料が作成された経緯及び名前の一致から、別人と考えられてきた「かねほり」と「箱根湖水掘抜之時分かせぎに入込罷有候」人物は、「甚左衛門」という名前の同一人物であった。

以上のことから、深良用水開鑿工事には、「かねほり」（金掘り・坑道掘りや鉋石採掘に従事した稼ぎ人）が従事していたことを確認することができ、さらに「かねほり」であったことから、隧道開鑿に関わっていたことが想起される。それでは、この「かねほり甚左衛門」（以下、「甚左衛門」とも称する）とはどのような人物であったのであろうか。また、彼が「箱根湖水番」をしていたという点、どのような意味を持っているのだろうか。次に、これらの点について検討したい。

二 「かねほり甚左衛門」と用水管理

「甚左衛門」が「箱根湖水番」をしているという記載がある宝永五年「湯山安右衛門日記覚帳」は、後に詳しく触れるが、「甚左衛門」について「水門番」とも記している。そこで、「箱根湖水番」、「水門番」ということから、彼がどのような立場にいたのかを考えてみたい。

深良用水は、開鑿後しばらくの間は、友野与右衛門等の開鑿元締が管理しており、掘抜（隧道）の湖水側穴口には、水門等の管理のために元締が派遣した番人がいたと、佐藤氏は指摘されている。この番人は、天和三（一六八三）年の「柏木甚右衛門覚書帳」（柏木家文書）に「駿河戸口堀口の番人付置候儀」とあるように、当時は「堀口之番人」

と呼ばれていた。その後、元禄元（一六八八）年に元締が江戸へ退去したため、用水管理は用水を利用する村々に委ねられることになり、翌元禄二年に次のような新しい用水管理体制がつけられた。

史料③ 天和三（一六八三）年「柏木甚右衛門覚書帳」

（柏木家文書）

一、箱根堀抜水之儀、辰ノ八月ノ御公儀様へ御取上ケ被成、沼津領御代官小長谷勘左衛門様へ被仰付候、就夫水懸り村々之内名主兩人水支配人ニ御極、沼津領ニ而御宿村平次郎、小田原領ニ而茶畑村甚右衛門、并使番之者ちや畑ニ而式人、御宿ニ而式人、ノ四人、壹人ニ付金貳両つ、被下候

用水管理は、「水支配人」（「水役人」、「水配人」とも呼ばれた）二名と「使番之者」四人によって行われ、また「水支配人」は「四人扶持」を、「使番之者」は「金貳両」を与えられた。

さて、この用水管理に関わって注目すべきこととして、「甚左衛門」が「使番」を勤めていたことを、次の史料④から確認できるのである。

史料④ 天和三（一六八三）年「柏木甚右衛門覚書」

（柏木家文書）

一、箱根堀抜水之儀、辰ノ八月ノ御公儀様へ御取上ケ被

成、御奉行ニハ沼津領御代官小長谷勘左衛門様被仰付候、就夫ニ水かゝり村々之内ニて名主兩人水支配人ニ御極、沼津領ニ而御宿村平次郎、小田原領ニ而茶畑村甚右衛門、并使番之者ちや畑ニ而式人彦左衛門・十兵衛、御宿ニ而式人平六・甚左衛門、ノ四人、水之儀甚右衛門・平次郎兩人ニ而堀抜水かゝり高下無之様、何方領分成共兩人之者心次第ニ致し候様ニと、勘左衛門様ノ被仰付

右の「覚書」は、史料③の「覚書帳」を書く際のメモであつたのではないかと推測されるが、「覚書帳」より記載内容は詳しく、「使番之者」四人の名前の中に「御宿」の「甚左衛門」の名前が見える。この事実から、「甚左衛門」が「使番之者」として用水管理に携わっていたことを知ることができる。

それでは、「水支配人」は水配の権限を持つ総責任者であつたが、「使番之者」は用水管理においてどの様な役割を担っていたのであろうか。

宝永元（一七〇四）年二月「指上ケ申口上書之事」（柏木家文書）には、次のような記載がある。

一、水門番人四人給金被下候、壹人ニ金貳両つ、定員が四人であり、かつ一人当りの給金が貳両であることから、この「水門番人」は史料③④の「使番之者」と同

じ番人であると考えられる。さらに、宝永四（一七〇七）年一二月「亥年箱根水村々用水諸入用割」（下湯山家文書）には、「水配人」の扶持入用と並んで次のような入用が記されている。

一、金八両者 水番四人給金

但、耆人二二両づつ

定員数と給金の額から、この史料で「水番」と称されている四人も、「使番之者」、「水門番人」と同じ番人であることがわかる。「使番」が後に「水門番」、「水番」と称されるのは、この番人の仕事が用水を現場で直接管理することであったからと考えられる。

先に取り上げた宝永元（一七〇四）年一二月「指上ヶ申口上書之事」（柏木家文書）には、用水施設と「水門番」の関わりを示す次のような記載がある。

一、去年十一月大地震ニ付、掘抜口并掘割新川筋ニ山崩

落所々ニ破損御座候、（中略）甚右衛門立合、双方水

門番人四人出シ、人足召仕御普請出来仕候

右の記載からは、大地震によって破損した隧道をはじめとする用水施設の修理に、「水門番」が関わっていたことを窺うことができる。

さらに、宝永二年六月、新川土手が決潰した際に、対策の一つとして考えられた、次のような方法に注目したい。

深良村源之丞申候ハ、末水とまり不申候、掘抜水増候而兼ふせき候間、明早朝ニ掘抜匠人足二三拾人遣、水御留メ可成候、土手之儀ハ又々村人足ニ而ふせき可申と申候、甚右衛門被申候ハ、明早朝二人足二三拾人ニ水門番相添掘抜江遣、水御留メ可成候

用水の増水を食い止めるために、掘抜（隧道）において止水しようとしたが、その際、人足に加えて「水門番」が同行している。この処置の仕方は、「土手之儀ハ又々村人足ニ而ふせき可申」とあるように、人足だけで処置しようとした土手の場合と対照的であり、掘抜における止水には「水門番」を必要としたことがわかる。

一方、元禄七（一六九四）年の「戌之年万事覚書帳」（柏木家文書）には、次のように「甚左衛門」の名が見える。

一、五月八日ニ、中ノ水門戸壹尺五寸明

一、五月廿四日、上ヶ右之残戸壹本上ヶ

一、水門戸

五月廿七日ニ、御宿村々人足八人甚左衛門召連參候

五月に水門が開かれているが、これは「掘抜水出シ候時分ハ、毎年春苗代水々段々ニ出シ申候」とあるように、稲の植付けに必要な水の確保のために、水門を開ける時期であったからである。この時期に「甚左衛門」が人足を連れて「水門戸」に向かったということは、「甚左衛門」が水

門の開閉等の現場管理に関わっていたことを示唆するものである。

以上のことから、「使番」、「水門番」、「水番」と名称は時期によって変化するものの、この番人は「水支配人」のもつとで、用水の現場での管理と施設の維持・修理に携わっていたといえる。したがって、宝永五年の時点で「甚左衛門」が「箱根湖水番」、「水門番」をしていたということ、元禄二（一六八九）年に「使番之者」になって以来、「甚左衛門」は用水管理の任に就いてきたということを示している。

そして、この用水管理の任に「甚左衛門」が就いていた理由を理解しようとする際に、彼が「かねほり」であること、即ち彼の身につけている鉱山技術との関連をぬきにしては、その理解はおぼつかないであろう。

三 「かねほり甚左衛門」と御宿村

「かねほり甚左衛門」は深良用水開鑿後、御宿村に居住して用水管理に携わっていたことが明らかになったが、彼が鉱山労務者であったことを考えると、御宿村の出身者であるのか、あるいは他所から御宿村に移住してきた者であるのかということを検討しなければならない。なぜなら、江戸時代においては、鉱山は農村から隔離された特殊地域

として存在していたからである。⁽⁹⁾

そこでまず、残された土地・戸籍関係の台帳から、用水開鑿工事の前後の時期について、「甚左衛門」の存在の有無を確かめてみたい。用水開鑿工事は寛文六（一六六六）年に始まり、寛文一二（一六七二）年に終了する（隧道完成は寛文一〇年である）。

工事終了以前については、寛文二年「御宿村男女宗門改之帳」、寛文五年正月「御宿村宗門人別帳」、寛文一一年四月「亥年宗門御改之帳」（以上、下湯山家文書）があるが、いずれの台帳にも「甚左衛門」の名前を見いだすことはできなかった。

ところが、工事終了後の延宝二（一六七四）年三月「駿州駿河郡沼津領御宿村検地水帳」（下湯山家文書）には「甚左衛門」の名前と所持地が記載されている。このことから考えられることは、「甚左衛門」は御宿村の出身ではなく、他所から用水開鑿工事に移ぎにきて、工事終了後は御宿村に定住したという経緯である。この点に関して、以下検討を進めたい。

まず、「甚左衛門」の所持地について見ておこう。所持地を示した第一表によれば、「甚左衛門」は御宿村内に、屋敷地二四歩と下々畑四反を所持している。また、所持地の条件について見ると、所持していた畑はすべて「下々畑」

第1表 延宝2年 甚左衛門の所持地

小字名	屋敷・耕地	反	畝	歩
上あらい内	下々畑		4	8
はうきま	下々畑		3	14
	下々畑		2	5
こなへ沢	屋敷			24
	下々畑	1		24
	下々畑		5	8
	下々畑		4	5
	下々畑		4	
	下々畑		1	12
坂口	下々畑	1	4	14
	計	4		24

であると共に、所持地の所在地は本村から離れた御宿村の「上ノ原」新田であった。佐藤氏によれば、この「上ノ原」新田は、実際にはほとんどが畑作地であったため、当所に住む百姓の生活は不安定であり、かつ彼らの村内での地位は低いものであった。そして、実際に「甚左衛門」の村落内での地位は決して高いものではなかったことを、次の史料から理解できる。

御宿村名字

湯山安右衛門

(中略)

源三郎

無名字 甚左衛門

久右衛門

元禄十七年申ノ正月吉日

右の史料は、元禄一六(一七〇三)年正月「反別名寄覚帳」(下湯山家文書)の記載の一部で、御宿村内で名字を持つ者と持たない者の名前を記しており、その中に「甚左衛門」の名前が見える。「甚左衛門」が無名字であったことは、村内での彼の地位が低いものであったことを意味している」と理解してよいであろう。

以上のように、「甚左衛門」は農民として見た場合、恵まれた条件の場所で生活していたとはいえず、さらにその地位も低いものであった^⑩。このことは、彼が御宿村出身の農民ではなく、元々、鉢山労働者であり、かつ移住者であったことを裏付ける一つの傍証になろう。

次に、先にも取り上げた宝永五(一七〇八)年「日記覚書」(下湯山家文書)から、「甚左衛門」と御宿村の名主を勤める半右衛門・安右衛門との関係について見ておきたい。なお、以下の引用箇所の内容を補足するために、右の三人の主な行動を第二表に簡単に整理しておく。

第2表 甚左衛門・半右衛門・安右衛門の行動

2月10日	半右衛門、茶畑村甚右衛門、沼津へ水役金を請取りに行く。
3月7日	半右衛門・安右衛門、苗代作り。
13日	水論仲間寄合、半右衛門20日に江戸出府を決める。
19日	甚左衛門、安右衛門宅で造園工事。
20日	同上。半右衛門、江戸へ赴くが、甚左衛門同行せず。
21日	安右衛門宅で造園工事。
4月4日	甚左衛門、用水開鑿について口述。
10日	半右衛門、江戸より帰村。
26日	甚左衛門、江戸出府の準備をする。
29日	甚左衛門、江戸へ赴く。
5月1日	半右衛門、江戸へ赴く。
6日	水論の判決が出る。

(三月)

七日甲申、晴天、苗代仕廻申候、半右衛門殿と寄合ニ苗代致し、吉左衛門・甚左衛門分も仕候、(後略)

三月七日に、安右衛門は半右衛門と寄合で苗代作りをするが、この時「吉左衛門」と「甚左衛門」の苗代作りも行われた。このことは、「吉左衛門」と「甚左衛門」が、安右衛門・半右衛門の寄合に加わっていることを意味しており、彼ら相互の間には共同体的関係が存在したことがわか

る。

(三月)

十九日丙申、晴天、(中略)、内之庭之石甚左衛門・新兵衛ヲ請掘り申候得共、大石故、今日埒明不申候

廿日丁酉、曇ル、庭之大石長サとがりどとがり迄七尺七寸八分、横四尺程、厚サモ四尺程有之候、漸々晩方掘込申候、半右衛門殿江戸へ被立候、供ニ吉左衛門も参候、水門番故甚左衛門も参筈ニ候得共、逢用共ニ不能成候故、けびやう仕致不参候、勘三郎判式百文ニ甚左衛門買申候、廿一日戊戌、昼過雨降申候、庭こね拵申候、半右衛門殿箱根を被出候状、夜ニ入与右衛門持参仕候

三月一九日から二一日にかけて、安右衛門は「甚左衛門」等を使って庭の大石を掘らせて、造園工事を行っている。大石を掘るといふ作業を「甚左衛門」が行っていることから、彼が有する鉋山技術とりわけ採鉋技術の一端を窺うことができ。

さて、二〇日の条では注目すべき事実が述べられている。この日、半右衛門は水論のために江戸へ向けて出発する。そして、「甚左衛門」も「水門番故」に同行することになっていた。ところが、「甚左衛門」は「逢用共ニ不能成候故」、即ち安右衛門の造園の仕事が残っていたために、仮病を装って江戸行きを中止したのである。用水管理を担う

者として、「甚左衛門」は水論に深く関係していたのであり、この点でまさに裁判において半右衛門を補佐する立場にあったといえよう。ところが、安右衛門の仕事のために、仮病を装って半右衛門に同行しなかったことは、安右衛門との間に何か特別な関係があったことを窺わせる。なお、勘三郎の判を二百文で買ったというのは、仮病をごまかすためのものであろうか。

さて、三月二〇日に江戸へ赴いた半右衛門は、四月一日に帰村するが、先に紹介した四月四日に「甚左衛門」が用水開鑿の様子を口述したというのは、この間の出来事である。そして、五月六日に判決が出るために、半右衛門は五月一日に再び江戸へ赴き、それに先立つ四月二十九日に「甚左衛門」も江戸へ向かうことになる。

(四月)

廿六日壬申、照ツ曇ツ、甚左衛門江戸へ参ル由申候、就夫ニ半右衛門殿ニ而切米之勘定仕候、安右衛門金子彦分甚左衛門ニかし置候、是も式百文利息指添、半右衛門殿へ相渡候由申候、田へ大分砂押入候間す立申候

廿九日乙亥、晴天、半右衛門殿大田拾六疋ニ而植申候、白山之札納申候、甚左衛門江戸へ罷立候

「甚左衛門」は江戸に赴く際、四月二十六日に半右衛門の所で「切米之勘定」をしているが、これは「水門番」の給

金の精算のことであろうか。また、「甚左衛門」は安右衛門から金一分を借金しており、両者の間には金銭の貸借を通じた関係が存在したことを知ることができる。

以上のことから、「甚左衛門」と半右衛門・安右衛門との間には、共同体的関係を含めた緊密な関係が存在していた。半右衛門との関係については、用水管理を通じた関係であったと考えられるが、安右衛門との間については、造園の手伝いや金銭の貸借に見られるように、私的な関係の面が強いように思われる。こうした関係が、どの様な意味を持つのかについては、明確な答えを持ち合わせていないが、とりあえず指摘できることは次の点である。

名主を勤める半右衛門・安右衛門と「甚左衛門」との間には緊密な関係が存在していたということは、視点を変えて見ると、用水管理・維持に必要な技術を有する者の確保に、村落内の有力農民が関わっていたということである。このことは、村落内に足場の無い移入者である「かねほり甚左衛門」を村落に定住させること、換言すれば、在地には存在しない移入技術を定着させるためには、村落内の有力者の一種の保護が必要であったことを意味しているのではないであろうか。¹²⁾

おわりに

これまでの検討を通じて、「かねほり」は採鉱労務者が深良用水開鑿工事に従事し、さらに開鑿後の用水の管理・維持にも携わっていた事実を明らかにした。このことから、間接的ではあるが、深良用水開鑿に鉱山技術が用いられたことを裏付けることができた。

それでは、「かねほり甚左衛門」は何処の出身であり、どの様にして深良用水開鑿工事に従事するようになったのであろうか。開鑿後の用水管理を元締達が行っていた時の水門番（駿河戸口堀口之番人）が「かねほり甚左衛門」であった可能性は否定できず、もしそうであるならば、彼と元締の関係から右の問いについて考えることができよう。

右のことは、推測の域を出るものではなく、今後の考察への取り組みの一つの視点を例示したものに過ぎないが、今後もあらゆる角度から史料を検討し、断片的ではあったとしても一つ一つ事実を積み上げて行く作業が必要であらう。

註

- (1) 山口啓二「用水開鑿と鉱山技術——秋田県二ツ井町岩堰用水の場合——」（『幕藩制成立史の研究』所収）、大石慎三郎「近世村落の成立と新田開発——信州佐久平の四新田を中心に——」（『近世村落の構造

と家制度 増補版』所収）。

(2) 佐藤隆『箱根用水史』（わかな書房・一九八三年）

(3) 佐藤前掲書一五〇頁。

(4) 佐藤前掲書一五〇頁。

(5) 裾野市御宿、湯山匠秀氏所蔵。以下、下湯山家文書と称す。

(6) 裾野市茶畑、柏木家所蔵。以下、柏木家文書と称す。

(7) 宝永三年正月「出訴状」（裾野市深良、志村家文書）。

(8) 宝永三年正月「出訴状」（裾野市深良、志村家文書）。

(9) 佐々木潤之介「鉱業における技術の発展」（『技術の社会史』2 所収）。

(10) 佐藤氏は、御宿村の農民階層について土地所有の面から分析され、五反歩以上一町未満を平均的農民とし、五反歩未満を下層農民とされた（佐藤前掲書二〇九頁）。この指摘に従えば、「甚左衛門」は下層農民として位置づけることができる。

(11) 半右衛門は、「水支配人」平二（次）郎の息子である（佐藤前掲書八四、一三五頁）。宝永四年二月「亥年箱根水村々用水諸人用割」（下湯山家文書）には、「水配人」として「半右衛門」の名前が記され、また宝永五年「日記覚書」（下湯山家文書）の二月

一〇日の条では、「半右衛門殿沼津へ水役金請取ニ被参候」とあることから、半右衛門は「水配役」であつたと考えられる。平次郎から半右衛門へ「水配役」が引き継がれた経緯についての詳細は、私見の範囲ではわからないが、半右衛門が以前に平次郎の名代を勤めた事例を次に紹介しておく。

宝永元年一二月「指上ケ申口上書之事」（柏木家文書）には、「平二郎儀ハ、江戸へ罷出候間、名代ニ忝半右衛門出シ、（中略）、水門戸明候節も、平二郎名代忝半右衛門罷出、水門番人四人、甚右衛門立合、此外手伝人足召連、水門戸明」とある。なお、この引用史料からは、水門の開け方の一端を知ることがもできる。

(12) 村内の有力者との関係を考察するにあたって、今後の課題ともいふべき留意点について触れておきたい。

本文中で取り上げた史料②の「半右衛門殿前地ニ居申候、箱根湖水番仕候甚左衛門」という箇所注目したい。この箇所の「半右衛門殿前地ニ居申候」という部分は、従来の解読文で句読点が打たれていないことからわかるように、これで一文をなし、半右衛門は江戸にいると解釈されてきた。つまり、「前

地」とは江戸のことであり「居申候」の主語は半右衛門であると解釈されたのである。ところが、右の箇所には、もう一つの解釈の可能性が残されている。即ち、句読点をつけず「半右衛門殿前地ニ居申候箱根湖水番仕候甚左衛門」とすると、半右衛門殿の「前地」に住んでいる「甚左衛門」と解釈できるのである。

そこで、この、「前地」の意味が問題となるが、『日本国語大辞典』によれば、「江戸時代、高持の本百姓が譜代の下人に応分の土地を分譲または貸与して耕作させること」とある。この意味からすると、「甚左衛門」は半右衛門と隷属的な関係を有していたと考えることができる。筆者は、今回の検討作業においては、右の点を裏付けるような事実を見いだすことはできなかったが、この史料解釈については今後も留意してゆく必要があると思われる。

なお、右の史料解釈については、高橋敏専門委員より、御教示をいただいた。

(13) 本文で述べた「甚左衛門」の役割に注目すると、彼は以前から水門番をしており、元禄二年に新しい用水管理体制ができた際に、「使番之者」として新しい体制に組み込まれたと考えることもできる。

（わきの ひろし・秋田工業高専講師）

近世における箱根用水の井組について

柴 雅 房

はじめに

- 一 宝永三年以前の井組
 - 二 宝永三年の水論
 - 三 宝永五年の水論
 - 四 安永五年の水論
 - 五 天明八年の水論
- おわりに

はじめに

駿東地域の地域的特徴をとらえようとする場合、農業用水としての黄瀬川水系の広範な利用がある。用水の利用を通じて駿東地域の村々は歴史的に強く結びついてきた。その結びつきは現在の芦湖水利組合に至っている。芦湖水利組合の直接的な成立は明治三十(一八九七)年三月六日で

ある。しかしそれ以前から地域的用水組合は長い歴史をもつて存在している。芦湖水利組合の成立は従来の用水組合が「法的基礎に立つ近代的な水利組合になった^{〔1〕}」との評価を与えられている。それでは芦湖水利組合成立以前の地域的用水組合の歴史はいつ頃迄遡ることができのだろうか。用水組合の成立を考える上で寛文十一(一六七二)年の箱根用水開通が大きな意味をもっていることは疑いない。箱根用水の開通はこの地域の水田化を飛躍的に進め、より多くの村々を新たに用水組合に参入させたからである。そこで本稿ではとくに箱根用水開通以降の用水組合の歴史を追っていくこととする。そして用水組合の歴史を明らかにしていくことを通じて駿東地域の村々の結びつきの実態をとらえ、ひいては駿東地域の地域的特徴を浮き彫りにしていきたい。

この課題を実現するため本稿では先行研究を踏まえつつ、裾野・長泉地域に残存する地方史料の分析を行った。中でも用水組合組織に大きな影響を与えた水論に注目した。水論の分析では訴訟過程において双方から提出された訴状にできる限り目を通し、訴訟方と相手方の主張の接点で水論の裁許をとらえることを心懸けた。そうした方法をとることで水論にかかわった個々の村の水利上の特性、さらに村々の関係がより明確に把握できると考えたからである。本稿で主に扱う四つの水論は、いずれも組合内の村々全てを巻き込み、その裁定が評定所にもちこまれ、後の組合組織のあり方を大きく規定したものである。ところで箱根用水にかかわる用水組合を当時の史料では「井組」と称しているため以後本稿ではこの呼称を使用することとする。

一 宝永三年以前の井組

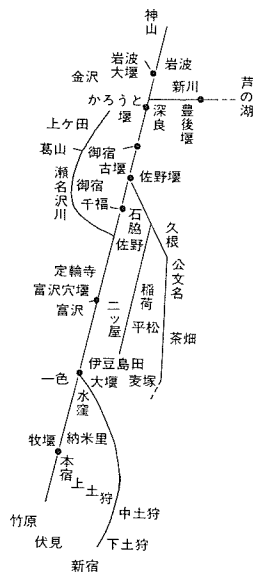
箱根用水開削以前の駿東地域の農業用水は黄瀬川及び愛鷹山・箱根山を下る諸水系に依っていたものと思われる。用水組合も局地的に存在していたことが後の史料から推定される。寛文十一（一六七一）年箱根用水が開通すると黄瀬川及び新川に沿って堰の新設・改修が相次ぎ、周辺の水田化が進んだ。史料では当時の状況を次のように伝えている。

一、御宿村上ヶ田村金沢村葛山村千福村此五ヶ村江古来木瀬川が新堰揚ヶ申候
二公文名村茶畑村平松村麦塚村伊豆嶋田村此五ヶ村江右三ヶ村之水末ニ新堀仕水引廻畑成田仕候
一、富沢村定輪寺村一色村此三ヶ村江古来木瀬川が新堰仕水揚申候
一、伊豆嶋田村ニ古来木瀬川が地下水揚来候堰御座候、其水末ニ水窪村分ニ新セキ揚申候
一、岩波村江用水ニ仕候新堰古来木瀬川が揚申候、是ハ水掛ヶ岩波小村ニ堰成不申故前御地頭様が御厨惣人足ニ堰普請仕候
一条目の堰はかろうと堰である。二条目の石脇・佐野・久根の三カ村が取水していたのが佐野堰である。堰下の公文名、茶畑、平松、麦塚、伊豆嶋田の五カ村が新たに取水を始めたことがこの史料よりわかる。後の史料には「当村之儀は佐野村が公文名村久根村稻荷村茶畑村平松新田麦塚村伊豆嶋田二ツ屋新田迄相懸り申候川筋ニ御座候、右村一同ニ佐野堰相懸り候儀ニ御座候」とあり、最終的に合計九ヶ村が佐野堰の恩恵をうけていたことが窺える。また同じ史料に「佐野堰ニは堰引分ヶ水上り中筋一同之堰ニ」とあり、佐野堰にかかわる村々が「中筋」とよばれていた

ことがわかる。三条目の堰は富沢堰である。四条目の新堰は千福堰下流の大堰である。後の史料に「千福堰下ニハ定輪寺村富沢村伊豆嶋田村水窪村納米里村上土狩村中土狩村下土狩村竹原村伏見村新宿村右村有之候」とあり、そのうち伊豆嶋田村以下九カ村が大堰の恩恵をうけている。この九カ村が「下郷」とよばれることとなる。五条目の堰は岩波堰である。井組村々のうち、さきの「中筋」(あるいは「中郷」)「下郷」を除き黄瀬川上流及び新川より直接取水している村々が「上郷」である。下図では以上述べてきた用水体系を模式的に示してみた。

開通当初の箱根用水は元締の支配下にあった。後の史料(7)では「同年八月満水ニ而深良村之内向井田申所ノ新土手ヲ押切、田畑砂置川掛ケ御座候、則元ノ入用ニ而田畑砂置川掛ケ起シ埴シ土手普請共ニ仕候事」と元締が用水普請を負担している状況を伝えている。貞享五(一六八八)年元締の用水支配権が幕府によって取り上げられる事件がおきた(8)。かわって沼津代官小長谷勘左衛門が用水支配にあたることとなった。同年百姓から沼津代官に提出された「乍恐口上書ヲ以申上候事」にはその背景について次のように記されている。「箱根掘抜水七年已前迄ハ下郷迄沢山ニ有之六年以来水不足故年々早損仕候、畢竟元ノ掘抜普請存分ニ不仕故連々水不足ニ罷成候哉と思召候ニ付、百姓普請ニ致候ハ、

未々迄も水可有之候間水下行村々御領私領共ニ一同ニ願申事ニ候ハ、御公儀へ被仰立可被下旨被仰渡難有奉存候」。当時井組村は深刻な水不足に見舞われており、その原因が元締の用水管理の不備に求められていたことが窺われる。また元締の用水支配にかわる百姓自身による用水管理への動きが生まれていることも読みとれる。さらに後の宝永元



箱根用水体系模式図

(一七〇四)年十二月の堰役からの上申書ではこの時の事情について次のように伝えている。「十七年以前辰年迄掘抜請負元ノ方江水支配仕候所ニ其節水掛リ村数四十五ヶ村水引足不申年々早損仕候ニ付私領御料ニ而水論御座候而村々難儀仕候、同年沼津領御代官小長谷勘左衛門様々右之趣

御公儀様へ被仰上掘抜請負人方御召上御料私領共ニ小長谷勘左衛門様御支配ニ罷成。〔当時の井組村々は私領（小田原藩領）・天領（沼津代官領）の支配をうけていた。史料から貞享五年当時水不足による訴訟が頻発していたことが窺える。〕

ところで当時の水論の原因は元締の用水管理上の怠慢にのみ帰せられるべきものであろうか。用水開通から十五年余、水田化は限界に達し井組村々はより厳密な分水と頻発する水論の調停を元締達に要求したであろう。また根本的な用水施設の改修も迫られていたであろう。こうした諸々の事情はもはや元締の手に余るものであったのではないかと思われる。沼津代官は貞享五年八月開削場所の見分を行った上で堀割浚渫、水門・湖尻あらい堰の改修に早速着手している。⁽¹¹⁾

箱根用水が沼津代官支配となった貞享五年牧堰掛り十五カ村が「箱根水望不申」として井組を離脱した。その理由は「渴水之時分ハ牧堰江水届不申候」⁽¹²⁾とのことであった。井組の一員としての負担に見合う充分な取水ができなかったためであろう。宝永四（一七〇七）年には大堰下流水窪堰の「水末之村」本宿村が離脱して、井組は最終的に二十九カ村となる。元禄元（一六八八）年沼津代官所へ天領・私領三十カ村の名主が召集され、「箱根水役人」二人を村

々相談の上選びだすことを命ぜられた。これに対して井組村々は適当な人物を指名できないとしてこの旨を天領村々は沼津代官所に、小田原藩領村々は小田原藩役人に申し入れた。そのため沼津代官小長谷勘左衛門が吟味の上御宿村平次郎を、小田原藩役人が茶畑村甚右衛門を任命した。⁽¹³⁾この「水配人」は後の史料では「堰役」「堰役人」「水配人」などと異なった名称で登場する。しかし、しだいに「水配人」に定着していくことから本稿では以下「水配人」と記すこととする。水配人の扶持方については勘左衛門が検討した上で一人四人扶持と定められた。さらに堰役人一人に對し水役二人計四人が付けられた。水役の給金は二兩とされた。以上の扶持・給金はともに井組村々に割り当てられ、堰入用と扶持方給金を統一して記した割合帳面が作成され沼津代官所に提出されることとなった。費用は沼津代官所が井組村々から取立て、その上で水配人に渡されるものとした。⁽¹⁴⁾

ところで当時の水配人の実態はどのようなものであつたらうか。元禄十三年の「茶畑村堰役人甚右衛門・御宿村半右衛門の口書」⁽¹⁶⁾では分水の状況について次のように述べている。「箱根用水村々へ引被取候致方箱根堀貫水を木瀬川上からうとせき場之上落シ込可申候、夫々段々堰々之水配り申候、渴水之時分うへ付水やしなひ水共ニ届かね申村々

ハ拙者共方へ申届候処、昼夜共ニ所々之田地ヲ見廻リ堰を
ろし水在之田地之水口へ番人を付被置随分甲乙無之様ニ水
くはり渡シ申候」。また宝永二年の訴状¹⁷⁾では「水御支配ハ
沼津御料御代官様被遊堰役兩人并堰下三拾ヶ村へ御廻状を
以諸事御差図被遊候、私共我カ俣ニ仕候ハ、堰役人方¹⁸⁾沼
津御役所へ申上急度可被仰付義ニ奉存候」と記している。
沼津代官所の指導の下水配人が公正な分水を実現するため
活動している様子がうかがえる。ところで分水の時期につ
いて同史料では「掘抜水出シ候時分」は「毎年春苗代水¹⁹⁾
段々ニ出シ申候」、「水留メ候時分」については「毎年八月
彼岸前後」としている。そして水門については「海面ニく
い木打志がらヲかき其下に土俵ニ而水もり不申」様に処置
したとしている。もっともこれについては延宝四年以降従
来の土俵による水留めをやめたため水が漏れ出るようにな
ったことが指摘されている。

二 宝永三年の水論

宝永三（一七〇六）年深良村は井組のうち久根村を除く
二十八カ村を相手取って沼津代官所に出訴した。深良村の
主張は次の通りである。¹⁸⁾宝永二年六月二十六日夜豪雨のた
め新川が増水、須釜・山神戸・東山沢しめ切と向井田新土
手が決壊、濁流は田畑屋敷を押し流し石脇村さいかち渡に

流入した。被害の状況は土砂が流入した田畑五町六反五畝
一七歩、流出した家屋二軒、家財のみ流された百姓三軒で
あった。新川は深良村の北方に開削されたが深良村は南へ
下る地形であったため、当初から「満水ニ而破損有之節ハ
深良村之難儀」となることが予想されていた。寛文十一（一
六七二）年には増水で堤防が決壊、田畑に土砂が流入した
が元締の負担によって復興されている。また元禄十四（一
七〇一）年にも堤防が決壊して近隣の者が水を止め、水配
人の指示によって人足及び諸入用を井組が負担している。
その際土砂の流入した田地も井組村々の人足によって復興
されている。こうした事後処理は延宝八（一六八〇）年小
田原藩役人より「水掛り村々江何普請に不依惣高割ニ被仰
付」たことによるにもとづくものであった。それに対して
今回の事後処理は次のようなものであった。「向井田新土
手ハ同廿七日ニ近所之者共六拾人余くい木をたミ見木ニ而
あら水ふせき申、早速水役人甚右衛門方江右之分ヶ申越候
へ共不參、又廿八日之水ニ而右之せき脇押切申ニ付又甚右
衛門方江申越候へ共、水門番ニ而も遣不申候故同廿九日ニ
ハ組頭兩人遣候へハ、漸々晩方罷越其場致見分甚右衛門申
候ハ、斬様之節ハ村人足ニ而水あらとめ御尤ニ候、堰下村
々江申ふれ候而ハ延引仕候甚右衛門申候、深良村源之丞申
候ハ末水とまり不申候掘抜水増候而兼ふせき候間、明早朝

二掘抜江人足二・三拾人遣水御留メ可被成候、土手之儀ハ又々村人足二・三拾人ニ水門番相添掘抜江遣水留メ可申候、土手へも堰下村々江申ふれ可致見分之由申帰と申候へ共、翌日両所江差人遣不申捨置候故、七日迄ニ村人足都合百九拾式人ニ而向井田土手築留メ申候、其内も段々水役人甚右衛門方江申越候へ共捨置申。深良村からの再三の要請にも拘らず水配人は全く人足を派遣せず、作業は専ら深良村単独の負担によって行なわれた。これは延宝八年の規定に反するものであった。土砂の流入した田畑へは麦の作付もできず、被害をうけた百姓二十六人が飢えのため小田原藩より扶持米を下賜される状況であった。

深良村の訴状に対し沼津代官所はこれを採用しなかつた模様である。深良村は評定所に出訴、相手方も返答書⁽¹⁵⁾を提出した。返答書では今回の事後処理について「砂入田地高割之御定猶以無御座候、惣而堰筋用之義ハ兩人並惣村名主立会吟味仕、願書指上ケ御下知ヲ請ケ致来リ申候」として深良村の訴えの論拠となる規定の存在を否定した。

両者の主張をうけて評定所では検使を現地に派遣。その報告に基づいて宝永四(一七〇七)年二月二十六日付で裁許状を下した。裁許状では元禄十四(一七〇一)年の水害で当時の堰役人御宿村平次郎が砂浚いを行った事実を記した書状が発見されたこと、新川開削によって深良村地内の

田地が失なわれた経緯から、「式拾八カ村と久根村浚候段歴然ニ候」と深良村の主張を認めている。しかし今回の水害は深良村地内の山水も流入しているため土砂除去のための人件費は深良村が三分一、二九カ村が三分の二を負担すべきであるとされた。なお負担金の配分は「水掛帳面」に基づいて高割とすることが命じられた。

三 宝永五年の水論

宝永四(一七〇七)年六月下郷五ヶ村(中土狩、伏見、新宿、下土狩、竹原)は上流の金沢、葛山、上ヶ田、深良御宿、千福、定輪寺、一色、納米里、富沢十カ村を相手取り沼津代官所に出訴した。下郷村々の主張は訴状⁽¹⁶⁾によると次の通りである。下郷村々は従来瀬名沢川の水を用水として使用していた。ところが上流に位置する定輪寺、富沢、一色、納米里の四カ村が瀬名沢川用水と箱根用水の合流点の下に堰をニカ所新設、瀬名沢用水を奪い取って自らの畑地の水田化を進めた。その上上郷村々は箱根用水迄も「我俣ニ堰留メ」た。そのため下郷村々の田地はこの三年間深刻な水不足に見舞われ、二千石余の田地の收穫が「皆無」となり百姓の中には「退転」するものもあらわれた。下郷村々は以上の原因を水配人が充分機能していないためであると、用水全体を統一的に支配する役人を領主の家臣

より任命することを要望した。

これに対して相手方村々は返答書⁽²²⁾を提出、一々反論を行なっている。その主張を簡条書にすると次の通りである。

①四カ村の築いたといわれる二カ所の堰はもともと箱根用水を開削した元締達が「町人入用を以普請」したもので、すでにその時より三十六年を経過している。今になってとりたてて問題にするのは不可解である。

②水配人両人は「只今迄相勤水引廻申候上高下無御座」分水しており下郷の主張は偽りである。もっとも用水の末端では水不足となったところが少々ずつあつても「渴水」の年はしかたがない。

③箱根用水の分水については寛文十一（一六七二）年以来「堰々例記」があり、しかも水配人を決めた際「堰々其場所相応ニ見積リ（中略）二・三拾ヶ村相談之上堰役兩人水引廻シ」となっており、訴訟方の主張は偽りである。

④下郷村々は「箱根水一通之御支配御役人」を望んでいるが、現在でも沼津代官が水配人兩人ならびに井組村々へ廻状によって指示をだし、「私共我か俵ニ仕候ハ、堰役人方沼津御役所へ申上急度可被仰付義」となっており、下郷の主張は理解できない。

⑤箱根用水井組三十カ村の水掛高は四千二百石余と決まつており、私共十カ村が畑地を新たに水田化するはずがな

い。

それに対して沼津代官所では相手方村々のうち神山、岩波、深良、御宿、上ヶ田、金沢、葛山、千福八カ村について取水の現状を調べ、さらに取り調べを井組全村に広げた。その上で両者の主張に対し「先規之通堰役兩人申合水引可申（中略）則兩人相談ニ而先規之通水引申候御事」と用水支配は現状通りとの裁定を下している。下郷村々はこれを不服として評定所に出訴。評定所では両者に訴状・返答書を提出させる一方で検使役人二名を現地⁽²³⁾に派遣した。審理が進む過程で新たに上郷神山、岩波、中郷伊豆嶋田、二ッ屋新田、表塚、平松新田、茶畑、公文名、稲荷、佐野、石脇、久根村が訴訟に加わっている。新たに参入した中郷村々は訴訟方・相手方に対して独自の主張を掲げていた模様である。評定所では宝永五（一七〇八）年五月六日付で裁許状⁽²⁴⁾を発行した。裁許状では三者の主張について次のようにまとめている。

①訴訟方五カ村「瀬名沢用水にて不足せる故四拾貳年以前湖水を五カ村定水に引き候」

②相手方十カ村、分水慣行について「上郷中郷一日一夜番水之を引き、下郷へは佐野堰にて十分式の積り引かせ候」

③追訴中郷村々。「中郷へ向後二日二夜引く可き」
以上のことから三者の主張の対立するところは分水上の慣

行・既得権に対する認識の違いにあることが窺える。裁許状では上郷・下郷の主張について検使の報告から「双方申す所分明ならず」と述べている。中郷の主張についてはもし実現したならば「上郷下郷用水不足たるべく」と却下している。その上で「畢竟末瀬川・瀬名沢・湖水引候分量不同これあり異論に及ぶと相聞之候」と用水の分配に偏りがあることが水不足の原因であると断じている。こうした結論に至る背景には下郷の被害状況を認め、井組構成員としての負担にもとづく下郷の水利権を尊重しようとする評定所の姿勢が窺える。評定所では裁許の趣旨を具現化すべく次の処置をうちだしている。

①従来の水配人を罷免して上郷・中郷・下郷それぞれにて「水配候役」六名を代官取調べの上命ずるので「水上水 下甲乙なく用水引くべし」

②堀筋修理入用浚人足を高割として抛出すること

以上の方針に基づいて井組村々から二十三名の水配人候補が選出され、代官能勢権兵衛の吟味によって最終的に六名が任命された。新たに任命された水配人は次の通りである。上郷深良村から助四郎・治兵衛、中郷公文名村から平左衛門、中郷麦塚村から源之助、下郷中土狩村から甚四郎・七郎右衛門。上・中・下郷よりそれぞれ二名ずつ計六名が任命され、裁許状の趣旨は貫徹された。

ところで以上の訴訟過程と裁許状からこの水論は箱根用水史上次のような意義をもつものと考えられる。第一に上・中・下郷それぞれで内部の村々の結びつきが強化されたこと。第二に訴訟にかかわる公文書の中に「上郷」「中郷」「下郷」の名称が登場したり、各郷を基礎として新しい水配人が任命されていることにみられるように上・中・下郷のまとまりが公認されたこと。第三に分水上箱根用水とそれ以前の用水を一括して扱い不公平なく村々に割りあてる原則ができたことである。

元文二（一七三七）年支配替により、井組村々は十名の大名・旗本による支配をうけることになった。この結果沼津代官にかわり十名の新領主達が用水支配を行うこととなった。領主達は相談の同年井組村々に用水支配についての申し渡しを行っている⁽²⁶⁾。その内容は要約すると次の通りである。

①今後の用水掛りの役人は小田原藩より家来一名を毎年派遣する。残りの九人の旗本は相談の上年番で役人一人ずつを派遣する。

②二人の役人は諸事相談をし、「水配之名主役人共」へ指示を行う。

③これ迄の沼津代官所の指示、宝永五年の裁許状の内容に従い諸事をとりはからい、差図を行う。

年番役人の順番は次表のようなものであった。

定年番	大久保出羽守
寅	酒井越中守
卯	曾我伊賀守
辰	秋山十右衛門
巳	内藤越前守
午	松平数馬
未	安藤監物
申	大久保直之丞
酉	稲葉紀伊守
戌	山田五郎作

年番役人割当表
(延享3年当時)

四 安永五年の水論

宝永五年水論の後も水上と水下村々の間での水論が頻発した模様である。延享三(一七四六)年には領主達が相談の上用水支配の申し合わせを行っている。その内容を本文に沿って訳すと次の通りである。

一、用水については水配人の者全てが定年番、当年番の役人に伺いを立てその指示に従って勤めること。もし村方で用水についての難題や不正がおこり支障をきす場合は、定年番当年番が相談した上で指示をだす。

二、宝永五年の裁許に不公平なく分水するようにとあるの
で、自分勝手に自村へばかり水を引き込むような村があれば、たとえば一日引きこめば一日水を止め、二日ひきこめば二日水を止めるよう命ずることもある。

三、堰が大破しない前に村々で申し合わせて修理するよう命じておく。もしこれに背く村があれば嚴重に処罰する。翌年にも下郷中土狩、伏見、新宿の三村が水不足となり関係各村が取り調べをうける事件があった。これを契機に領主達は相談の上水配人に対して用水運営にかかわる申し渡しを行なっている。申し渡しの内容を要約すると次の通りである。

- ① 分水は宝永五年水論の裁許状の趣旨を遵守すべきこと
- ② 水不足の際は特に下郷村々に被害がでるので上・中・下水配人下役とともに下筋へ見分に行き相談した上で片川番水でも不公平なく分水をすべきこと
- ③ 下郷が水不足の際は下郷水配人より上郷中郷水配人へありのままを相談した上で、分量に応じて不公平なく分水をすべきこと
- ④ 水配人相互の相談によって、片川番水にする時は廻状を村々へ送って知らせること

以上の内容から水配人相互の連絡が重視されていることが読みとれる。

しかしこのような領主側からの働きかけにもかかわらず水論は依然として鎮静化しなかったようである。明和八(一七七二)年には水下村々が「水上村々我俣ニ水引先年之御裁許不相守³⁰⁾」として領主に出訴する事件がおきた。訴訟方

は佐野、茶畑、ニッ屋新田、下土狩、中土狩、新宿、公文名、稲荷、伏見、竹原、平松新田の十一カ村である。このうち佐野、茶畑、ニッ屋新田、公文名、稲荷、平松新田の各村は佐野堰にかかわるいわゆる「中郷」の村々である。下土狩、中土狩、新宿、伏見、竹原の各村は「下郷」のうち末端の村々である。相手方は久根、深良、岩波、石脇、水窪、上土狩、伊豆嶋田、御宿、千福、富沢、納米里、定輪寺、葛山、上ヶ田、金沢、麦塚、神山、一色の十八カ村であり、上郷をはじめ訴訟方村々の上流に位置するものである。この訴えは却下されたが、水 downstream 村々は翌年再び領主に出訴した。この時は役人が現地に向向したものの急に「無抛御用筋」で江戸に帰ったため審理は中止となった。安永二（一七七三）年にも水 downstream 村々は領主に出訴しているが、この時も領主役人が現地へ赴き双方を呼出して取り調べたものの結局願書は取り下げられた。水 downstream 村々がこの当時訴訟を繰り返した背景には水不足の被害に加え、村々が新たに三島宿、沼津宿の定助郷となり負担が増大したことがある。同年三月水 downstream 村々は今度は評定所に出訴した。評定所では同年十二月一九日に領主役人・訴訟方・相手方の代表者を召集した上で、「御定例を以熟談被仰付」と内済を命じた。³¹その後領主役人が現地へ赴き内済の斡旋にあたるが失敗。水 downstream 村々は再度評定所に出訴した。評定所では双方

に、訴状及び双方立会の上で作成した絵図面を評定所へ提出した上で出頭することを命じ、安永三年八月二十五日より審理を開始した。なおこの段階で相手方のうち一色、神山、麦塚の三村は箱根用水の恩恵に比べて訴訟における経済的負担が大きいとして訴訟から離脱している。³²

評定所での審理の状況と両者の主張については裁許状に対する組合村々からの請書の記載に沿ってみていきたい。まず訴訟方村々は水不足の原因について次のように述べている。「近年上郷相手方村々勝手を以散し水夜水間之水等と名附水配人差略之外我俣ニ引取候故下郷之水配人上郷堰所江相廻り堰切払水 downstream 候得共、上郷之もの共直ニ堰留水 downstream 不申度々及旱損、殊ニ去ル寅卯^{御和七}両年は下郷村々呑水も無之程」。ここでは水上村々がさまざまな名目を立てて水配人の支配を外れて不正に取水を行ったり堰を止めていることが指摘されている。さらに「上郷之もの共木瀬川を地水と唱字かろうと堰御宿古堰さの堰せんぶく堰にて切湖水計 downstream 候得共、湖水引口ニも相手深良村地内字ぶんど堰を初外堰々江多分引之湖水を地水之加水ニいたし、上郷湖水懸り高千石程之場所江引取、中郷下郷湖水懸り高四千式百石程之場所用水引足り不申近年多分田成畑ニ相成」と水上村々が箱根用水開通以前の黄瀬川用水を「地水」と称して独占しているばかりでなく、箱根用水を「地水」の

「加水」として取水していると指摘している。さらにこうした非難の論拠として宝永五年の裁許をあげ「木瀬川瀬名沢湖水無甲乙可引取旨御裁許御書下」と「湖水」「地水」を用水として区分することなく一括して扱い、分水すべきであると主張している。さらに水上村々のうち納米里・水窪・上土狩・伊豆島田の四カ村が瀬名沢川の用水を不正に奪っていると主張している。この四カ村は大堰下の村々でさらに下流の下郷五ヶ村と瀬名沢川の取水をめぐって対立していた。

これに対して相手方のうち納米里、水窪、上土狩、伊豆嶋田を除く十一カ村は次のように反論を展開している。まず「散し水」「夜水」「間の水」については「上郷村々仕附水ニ引候を散し水と唱、昼の間下郷江過分水相下ヶ上郷田方早上り候節暮頃より夜分上郷江引候水を夜水と申、水配人不參以前夜八ツ時頃も翌朝迄引入候を間の水と唱右何も宝永五年水配人相改り候節夜水間の水等之取計ひ其節御支配御代官所江伺の上引取来近年始り候儀ニは無御座」として、「散し水」等の取水は不正なものではなく宝永五年以来公認されているものと主張している。さらに箱根用水と「地水」の区分については「寛文年中右湖水掘抜出来候節地水之分子かろうと御宿古堰佐野千福等之堰々四カ所ニ地水之分量分石相極地水湖水之懸り高相分り訴訟方湖水計

可引取村方江ハ右分量之余水を下し分量迄之水ハ上郷中郷計り引取来り」と水上村々が慣例に従って箱根用水と「地水」を分水上区分していることを認めている。その上でこの慣例について、新川開削の際「野村彦太夫様御手代中地水之分量分石御極有之候故、水配人共今以字かろうと堰は差寄不申」と箱根用水開削以来公認されている正当な権利であると主張している。ここでは水配人が「地水」の分水にかかわっていないことも述べられているが、これについては他の箇所でも同様に「御領主御地頭ハ年番役人附添并水配人差略いたし候得共右は湖水之分量差略ニ而地水ニハ拘り不申」と水配人の権限が「地水」に及ばないことが述べられている。また箱根用水を「地水」に加わえているという下郷の疑念については「難心得」とその事実を否定している。さらに宝永五年の裁許については「宝永五年之水論ハ湖水之出入ニ而其節訴状ニも瀬名沢之地水を用ひ又は天水場等ニ而早損地之由書上、木瀬川と申儀ハ書載無之御書下しニも堀筋修理入用浚人足高割ニ可出旨御記有之、右は湖水普請之儀ニ而木瀬川江拘り候儀ニハ無之候処、御書下シ之内ニ木瀬川瀬名沢湖水引候分量不同有之及異論と相聞候と申御文言読続キを便りニ三水共引取来候等訴訟方より相違え儀申立候、右ハ湖水通候川々之名目御書載候と奉存候」として文章の解釈から宝永五年の裁許はあくまで箱

根用水のみを対象としたものであり「地下水」を含む全ての用水を対象としていると主張する水山村々の主張は誤りであるとしている。一方、相手方納米里、水窪、上土狩、伊豆嶋田の四カ村は瀬名沢川の用水を不正に奪い取っているとの訴訟方の申し立てに対し、従来慣例を外れた「其れ余水は無御座」と否定している。

両者の主張をうけて評定所では水配人の取り調べを行った。取り調べは定年番である小田原藩がさきに行った調書にもとづいて、領主役人立会いの下水配人個人々々に対して行なわれた。深良村水配下役伊六に対する取り調べは次の通りである。まず取り調べ役人は明和七・八年の干害について水上村々に対し水山村々の被害が著しいことを指摘した上で「地下水湖水と隔り候義には有之候得共木瀬川江落込候湖水之儀ニ付一水と相成地下水堰江も入込候様ニ可相成候。縦は一水と相心得取扱候哉又は二水と相心得候哉、二水と心得候ハ、全ク湖水ヲ以乾強地下水之加水ニ被致候得は水は至而致不足下筋迄ハ不行届筈と被存候」と尋問している。「地下水」に流れ込む「湖水」をいかに区分しているか、水上村々が箱根用水を「地下水」に加えているのではないかという点が尋問の要点である。それに対して水配人伊六は「湖水」を「地下水」に加えている事実を否定した上で「地下水」と「湖水」が区分されており、その区分の基準として「分

石」をもちだしている。これをうけて役人は「分石之儀はいつ頃何之証拠書物等ニ而も有之候哉且分石之印シハ年々水之増減ニ随ひ違候哉」と「分石」の正当性と「分石」による水量調整の実際について糺している。これに対して水配人は答えに窮している。また取り調べ役人は「間之水」「夜水」等についても証拠の明示を求めているが水配人は明快な解答ができず、職務怠慢を責められている。以上の質問と同様のものが中郷・下郷の水配人に対しても行なわれ、伊六とはほぼ同様な解答がなされている。評定所の審理の焦点が、「地下水」・「湖水」の区分方法さらにはその正当性の追求にあったことが窺える。

評定所での審理は九月中に終了して両者は帰村を命じられ、かわって検使役人二名が現地へ派遣された。検使役人は十一月六日に到着。現場の視察を行う一方、関係各村に次のものの提出を求めた。

- ① 箱根用水開削以前十年分、開削後二十年分の割付状
 - ② 安永二年以前二十年分の割付状
 - ③ 延宝五年検地にもとづく「検地帳古田新田共仕訳々写書」
 - ④ 村絵図
 - ⑤ 明細帳
- ①・③は「地下水」「湖水」掛り水田面積の確定、②は近年

の干損の状況を把握するためのものであろう。しかし①③では目的を遂げられないとして新たに「水掛り帳」の作成に着手している。そのため各村に対し水掛高、反別、畑成田高、田成畑高、深良用水にかかわる全ての堀割間数、用水路堰数を報告するよう命じている。翌年九月には上郷、下郷村々の収量を調査するため坪刈を行なっている。十二月三日には箱根用水を取入口付近で留めた上で岩波堰・深良堰・御宿古堰・佐野堰・千福堰から分石極印に従って取水し、「地水」の復元を試みている。³⁵⁾

あけて安永五年三月評定所での審理、検使役人の報告等に基づいて裁許状が下された。以下この裁許状の内容を検討してみる。まず訴訟方の主張する水不足の現状については、明和七・八年について両者を比較したところ、田成畑については訴訟方が平均六分七厘多く、畑成田については相手方が平均一割二分八厘多く、早損減米については訴訟方が平均六分七厘多いため「訴訟方水不足無相違」と訴訟方の主張が事実であることを確認している。次に相手方の主張する「地水」・「湖水」の区分については「相手方村々地水之分量分石并地水湖水之引取方品々申立候得共無証拠難御取用」と確かな証拠がないため認めることができないとしている。さらに「相手方之内水末納米里村は千福堰下木瀬川通り之水を以古田用水ニ引來旨申之、下郷五ヶ村并

中郷訴訟方之内ニは慶長慶安之検地有之寛文中湖水掘抜以前より木瀬川瀬名沢之水引取候段無相違」として相手方が主張する「地水」の水掛りの範囲が疑わしいことを指摘している。また宝永五年裁許状の解釈からも訴訟方を支持している。そして最終的な結論として「水上水下無甲乙用水可引取旨右之旁三水一ツ川江流入候用水路ニ地水湖水之差別ハ無之候」と訴訟方の主張を認め、相手方の主張を否定している。

評定所では裁定の趣旨を具現化すべく村々に次のことを申し渡した。以下箇条書に要約しておく。

- ①現在の水配人を解任し、領主役人の取り調べの上各郷より二名ずつ、計六名の水配人を新たに選任すること。
- ②慣習上の分量分石にかかわらず、「地水」「湖水」の差別なく「木瀬川通り字岩波・かろうと・佐野・御宿・千福堰・瀬名沢下字大堰・湖水掘抜通り字ぶんど堰は不及申其外堰々埋樋穴堰等迄」領主年番役人と水配人の外は近寄らず、全て水配人の支配とする。水配人は相互によく相談をし、水量の変化に従って分水を行うこと。
- ③水上堰には水下村々より番人をつけること。
- ④水配人の指示した水量・時刻を守ること。
- ⑤堰の修理費、浚人足・水配人給米は全て井組村々の高割とする。

従来の水配人に責任をとらせて、これを更迭する一方で、今迄慣例として存在していた村々独自の分水権を否定し、水配人に全ての分水権を集中させたことがうかがえる。

裁許状をうけて領主役人は三島宿で会合した結果「前々々給人共相渡置候申合定書ニ不拘、此度新ニ向後水配人勤方相極候定書」の作成に着手した。完成した定書は関係各村と水配人に渡された。その内容は次の通りである。当時の分水の手順を詳しく伝える史料でもあるためできる限り原文に忠実に訳してみた。

- 一、幕府の裁許を遵守すること。
- 一、用水路堰々浚水門埋樋等は毎年水配人ならびに村々で見分を行い、大破する前に油断なく修理すること。
- 一、水配人達は自他の差別なく用水を取り扱わなければならないので、何ごとも卒直に話しあうべきこと。えこひいきや不正があれば処罰する。罰金は水配人給の内で積み立てておき、堰入用の際に渡す。
- 一、分水が必要な季節（五月）に入ったならば、定年番より役人・小奉行が外向し、当年番からも役人が外向して用水の指示を行うこと。万一両役人が処理できないことがあり領主役人に連絡したならば早速現地へ外向すること。耕作は一日を争うことなので当年番役人が期日に到着できなかつた場合は定年番役人が全ての指示を行い、

来着の上なおまた相談すること。

- 一、植付の際は水量の多少に拘らず、井組全体に連絡することを大切に考えること。村々より水配人へ用水不足の届があつたならば他の村々に断りなく、前日に両年番役人に届け出た上で早速分水を行うこと。
- 一、分水の注進をうけたならば両役人は井組全体に連絡し、分水の際各堰口へ堰掛りの村役人・堰番が外向するように申し渡すこと。また分水の際は水配人・村役人・堰番の外はその場へ行つてはならない。もし村役人・堰番あるいは百姓達がある場合で何かと口出しをした場合は構わず分水を済ませ、その旨を早速両年番役人に届けること。
- 一、分水の初日は水配人六人がそろつて相談をした上で、黄瀬川筋を見分し、水不足ならば湖水一番戸を抜き、それ以後豊後堰を初め岩波堰より大川通り向う前迄各堰の分水を行うこと。各内堰もそれぞれ分水を行うこと。
- 一、堰番は定めに従つて水下の村々から派遣し、昼夜に拘らず監視を行うこと。堰番は大切なものなので召仕いや日雇の者は好ましくない。なるべく自分自身外向すること。高持百姓はなおさらである。
- 一、上郷水配人の二人は下郷へ下つて田の水量を見分し、その日は下郷の分水に専念すること。中郷水配人の二人は上郷へ上つて同様に、下郷水配人の二人は中郷へ上つ

て同様にすること。各々は人足を伴い、水量に従って堰口を調節すること。以上のように上中下郷水配人の分担場所が偏らないよう毎日繰り上げ繰り下げ勤めること。

一、水配人が毎日繰り上げ繰り下げ勤めるならば意志の疎通がはかりにくいので、刻限を決めて落ち合い上中下郷の様子を互いに報告しあうこと。

一、早損の年柄によって分水に不平等がないよう配慮すること。人手が足らず助水配人を願うならば、両年番役人の吟味を経た上で任命すること。助水配人は水配人の仕事に応じて勤めること。その時節によって申し付けることもある。

一、用水路において漁獵などを行い堰々水門埋樋等へ支障をきたす者があれば、取り調べの上押込手鎖過料を申し付ける。

一、分水の際障害となる用水路があれば、堰浚等水配人達の考えで早速修理すること。村々へ命じた小規模のものについては定年番小田原藩へ注進する必要はない。分水の際堰口に支障となる場所があり早速処置しなければならぬ場合は近辺の芝草等を使用して修繕をすること。

一、分水の際は急を用するので水配人や諸役人達はどの村でも居屋敷、囲い等を通り断って通り抜けることをあらかじめ各村に伝えておくこと。

一、これ迄は上中下郷それぞれの主張を尊重するあまりかえって分水の妨げとなり上中下郷とも水田が畑地となってしまう。特に下郷筋では多くの水田が畑地となった。上中下郷とも本来水田であるべきもので、これから序々に畑地を水田にしていかなければならない。そのためには下郷にはなおさら多量の水が必要である。水不足の際は水田の面積に応じて不公平がないように入念に分水を行うこと。

一、洪水の際は昼夜に拘らず三郷水配人は早速須釜土手に集まり土手の様子を見分すること。危険な状態と認めれば水門戸を下げる。川向に居た場合は特に注意すること。

この「定書」については各村々が評定所に請書を提出し、さらに相互に「定書」の趣旨に沿って諸事行うことを申し合わせた。その申し合わせの中で「定書」に見られないものがあるので次に示しておく。「当地井組之義は水不足の土地柄ニ付畑成田開き候義は先年々急度御停止ニ有之候、是迄不相届無抛田成畑に相成候場所は此後元之田作開発可致候、万一心得違之者有之此以後少も畑成田開き候者有之候ハ、御互ニ無遠慮草々御しらせ合急度相止メ可申候し」。ここでは既に「用水掛」として認められている水田に対し新規の水田を禁じたものである。従来開発された水田に対

し用水の量が限界に達していることが背景となっている。

五 天明八年の水論

安永五年より十二年後の天明八（一七八八）年十一月深良、御宿、久根、千福の四カ村が佐野、公文名、稲荷、茶畑、平松新田、二ッ屋新田、中土狩、下土狩、竹原、伏見新宿の十一カ村を相手取り評定所に出訴した。訴訟方・返答方の村々は安永五年水論の際の顔ぶれが逆転したものであった。訴状では四カ村のうち深良村の実情について次のように述べている。「深良村之儀ハ外村々と違湖水井筋字新川を村上ニ載罷在候間用水沢山之節ハ堤通より洩水等いたし自然々水腐仕、殊ニ洪水之節は湖水井筋新河水コホシ堤保兼候ニ付所々小堰等不残取払候間、村中一面ニ水追込残て水腐仕其外河かけ道橋押払流失仕候ニ付、年々田畑砂入亡所等出来仕候、尚又早魃之節ハ水下同様旱損仕候」。

以上のことから深良村が新川のために恒常的な水害に悩まされていることが窺える。次に安永五年の裁許の影響について次のように述べられている。「御裁許以前ハ湖水浚普請諸入用并水配人給至迄湖水ニ而新開仕候御田地高計リ諸出銭相懸リ候得共、安永五年 御裁許後ハ湖水地下水之無差別水配給迄古来諸入用不相懸右田地水高迄へも一同相懸難儀至極仕候（中略）御裁許以前ハ譬早魃ニ而も木瀬川地下水

ノ分量分石限り用水引取候ニ付旱損等一切無之致皆之助百姓相統仕候処、御裁許後水難無之下鄉村々同様ニ旱損仕水旱兩損毛ニ而惣百姓必至と幾詰、古来深良村百姓家数貳百四拾軒余之処安永五年以来漸拾貳三年之間七拾三軒相潰レ残り候百姓段々困窮仕候儀ハ外三ヶ村連も水元難ハ遁候計リ困窮之儀ハ深良村同様之儀ニ御座候得ハ、自然々退転仕候より外無御座候」。ここでは安永五年の裁許により、「地水掛リ」田地に新たな負担が加わり、しかも取水量が減って村が窮迫している様子が窺われる。そして深良村に限らず訴訟方残り三ヶ村も同様の状況であるとしている。その上で訴状では「安永年中迄之通地水湖水差別仕引取此上百姓相統相成候様ニ被為 仰付被下置候得ハ莫大之御是非と大勢之百姓拳而難有仕合ニ奉存候」と述べられている。安永五年の裁許を覆し、それ以前の用水慣行へ復帰するところが強く要望されている。そしてこの主張に対する他の村々の反応については「岩波村外九ヶ村ハ承知仕相手方拾壹ヶ村ハ不承知」とされており、井組全対の了解が取りつけられなかったことがわかる。また他の「地水掛リ」田地をもつ村々の動向については石脇、水窪、伊豆嶋田、上土狩の四カ村は訴訟方の主張に賛同しながらも領主によって訴訟に加わわることを制止されたとしている。評定所では訴訟方の主張について「先御裁許ニ差障リ候間御下ヶ願可仕

段御利解被 仰聞候ニ付去成^(寛政二)三月中一件御下ヶ願仕候」と安永五年の裁許に従いこれを退けている。

訴訟方の願書が却下された翌月の寛政二年四月、今度は深良村が単独で久根村を除く井組二七カ村を相手取り評定所に出訴した。訴状の内容は前回とはほぼ同様であるが、深良村が水害に悩まされるようになったいきさつについて特に詳しく述べられている。その内容は要約すると次の通りである。安永九(一七八〇)年、井組二十八ヶ村から深良村に対し、用水不足のため箱根湖水門口の床下げ普請に賛同してくれるよう要請があった。深良村は用水の水量が増加することから水害を恐れて一度は断ったものの、「須釜土手通り之儀ニ付候^而は難儀は井組廿九ヶ村一同可請難儀間、是非此度之御願一同致呉候様」と新川周辺の水害を井組村々全体で負担するとの確約を得て、証文を取って承諾した。その後床下げ普請が行なわれ用水の水量は潤沢になったものの深良村内の被害は著しくなったため、深良村は井組村々に援助を求めた。ところが井組村々は深良村に対する井組の援助を規定した宝永三年水論の裁許状をもちだし、これは「水腐損毛之助合規定ニ而無之須釜土手破候狀又ハ御田地砂入等有之候は一同ニ而可致之規定なり」と井組村々の援助は堤防の修覆と土砂の除去に限られたものであるとして深良村の要請を拒否した。以上の経緯をうけて

訴状では「当村難儀之処組合村々ニ而一統引受深良村百姓相続相成候様被 仰付被下置候」と深良村の窮状を井組村々全体の負担によって救済することを求めている。さきの訴状と今回の訴状を比較した場合、深良村は窮状を打開するという共通した目的を遂げるために、安永五年水論の見直しを求める方向から他村への援助を求める方向に手段を変更したものととらえることもできる。評定所では両者に内済を命じたが一度は失敗、しかし最終的には成立した。寛政三年四月両者より評定所へ濟口証文^証が提出された。証文では両者の主張を掲げた上で、宝永三年の裁許状に「須釜土手修覆其外之儀」との文言があり「全深良村水難之節助合為可致之証文ニ相当り」と訴訟方深良村の主張を認めている。そして二十八ヶ村より深良村へ金四十両と米一五〇俵が代償として支払われることになった。この内米一五〇俵はそのまま与えられたが、金四十両については二十八ヶ村「永代預り」として年一割半の利足をもって金一兩ずつ毎年深良村へ支払われることとした。なおその一兩は村々に割り当てられて十一月を限りとして集金係の村へ差し出すこととなった。集金係の村は各郷二カ村計六ヶ村の年番とした。

おわりに

以上箱根用水の井組について、箱根用水開通より天明八年の水論に至る迄の歴史を概述してきた。安永五年の水論以降暫くの間、安永五年の裁許を現実化していく上での摩擦と考えられる水論が頻発するが天明八年の水論もその一つである。その後は井組全体を巻きこむような大規模な水論はなくなり、水論は局地化する¹³⁾。また従来の慣例を根底から覆すような水論はなくなり、従来の慣例をより綿密化する方向で解決されていく。明治に入ってから依然としてこうした慣例は尊重され、近代的用水制度の下で生きつづけていく。以上のことから逆に言えることは宝永五年・安永五年の水論が井組の歴史の上でいかに重要な意義をもっていたかである。この二つの水論の過程とその裁許を通じて井組組織の大枠は形造られたといえる。

宝永年間には箱根用水開通による水田の造成が限界に達し、分水に人々の関心が集まる時期であり、宝永五年の水論はそれが表面化したものといえる。水上・水新村々は対立し、評定所により裁許状が下される。その趣旨は水上村々のもっていた分水上の特権をとりあげ、水新村々と同一の立場にならすものであった。しかし、裁許状の趣旨は現実には貫徹されなかった。水上村々は新たに「地水」という形で既得権を正当化していく。そして裁許の趣旨が実現するの

は実に安永五年の裁許迄待たなければならなかった。

次に残された今後の課題について記しておく。本稿は井組の歴史上重大な水論を限定してとりあげ、あくまで井組組織の全体のアウトラインを描くことを心懸けたものである。用水体系の中で各村がどのように位置付けられるかについては小規模な水論も含めより広範で詳細な検証が必要である。また本稿はほとんど古文書の分析を通じてのみテーマに迫ろうとした。文書にあらわれる水論から復元された用水体系は極めて大雑把なものである。より正確な用水体系を知るためには今後絵図の分析、最近の地学・地理学の成果の導入、フィールドワークなどを行なっていく必要がある。さらに本稿のテーマに対する見方をより深化させていくためには箱根用水開削事業それ自体の検証と評価が不可欠であることも改めて強調しておきたい。

最後に本稿は「裾野市史」作成のための基礎作業としての性格をもつ。「市史」のもつ大きな目的の一つは、裾野地域の地域的特徴を明らかにし、その上で地域の結びつきをとらえることである。冒頭では少し視野を広げて「駿東」といふ言い方をしているが、これは「駿東」地域の把握がある。「裾野」地域をとらえる上での前提であると考えたからである。「駿東」地域を地域的に特徴づけるものは水利問題に限らない。譬えば道・入会・商品流通・鉄道等さまざま

なものが考えられる。今後はそうしたさまざまな要素をも多角的に分析していく必要があると思われる。

註

- (1) 静岡県芦湖水利組合『深良用水の沿革』一三四頁
- (2) 箱根用水にかかわる用水組合についての代表的な先行研究は、静岡県芦湖水利組合前掲書と佐藤隆氏の『箱根用水史』である。前者は近世初頭から現代に至る用水組合の歴史を概述しているが、史料分析は一部のものに留まっている。後者は箱根用水開削の意義を中心テーマに据えて綿密な分析を行なっているが、用水組合自体の歴史や組織についてはテーマにかかわる部分に限り言及されているに留まっている。
- (3) 佐藤隆氏前掲書では箱根用水開通以前の黄瀬川用水の復元が試みられている。その際手掛かりとされているのは、後世の水論に登場する旧用水の記載と現在の水系・湧水地点である。その結果当時黄瀬川水系には御厨上郷と御厨下郷という二つの井組が存在していることが明らかにされている。御厨上郷とは黄瀬川・久保川の上流にあってこれ取水する村々であり、岩波、神山村を末端とする。御厨下郷とは神

山・岩波村の余水及び新たな湧水を含む久保川などの小河川が流入した黄瀬川から取水する村々である。

- (4) 裾野市深良「志村家文書」
- (5) 「乍恐以御請書ヲ申上候事」(裾野市石脇「大庭和彦家文書」)
- (6) 「乍恐返答書を以奉申上候控 安永二年水論」(裾野市久根「勝又家文書」)
- (7) 「志村家文書」註(4)
- (8) 多くの史料が元締解任の時期を貞享五年としているのに対し、宝永三年二月深良村からの訴状(裾野市富沢「渡辺家文書」)では「式拾八年以前未年右元締水支配放甲以後前御地頭様御役人中より富沢村勘兵衛深良村源之丞兩人ニ掘抜海面々木瀬川落合迄諸色普請ふれ役被 仰付」と元締の解任の時期を延宝八年としている。さらにこの時百姓二名が「諸色普請ふれ役」に任命されたとしている。この訴訟の相手方の返答書(裾野市富沢「渡辺家文書」)にも「湖水掘抜堰筋役小田原先御地頭之砌り深良村源之丞富沢村五兵衛兩人被仰付候」とさきの二名が「堰筋役」という肩書で登場している。百姓から任命されたこの二名と元締支配との関連、後の水配人との職掌上の相違を確定することは今後の課題である。なお史

料中の「前御地頭様」とは小田原藩主稲葉氏である。

- (9) 裾野市茶畑「柏木家文書」
- (10) 裾野市茶畑「柏木家文書」
- (11) 「勝又家文書」註(6) など
- (12) 「水支配人茶畑村甚右衛門御宿村半右衛門口書」(裾野市茶畑「柏木家文書」)
- (13) 「書付を以奉願候」(長泉町本宿「高田家文書」)
- (14) 「志村家文書」註(4)
- (15) 長泉町本宿「高田家文書」
- (16) 「柏木家文書」註(12)
- (17) 「志村家文書」註(4)
- (18) 「志村家文書」註(4)
- (19) 「乍恐返答書を以申上候」(裾野市公文名「市川家文書」)
- (20) 「宝永四亥年二月廿六日御評定所ニおゐて駿河国深良村と同国公文名村外式拾七ヶ村争論出入御裁許書」(長泉町「下郷文書」)
- (21) 裾野市富沢「渡辺家文書」
- (22) 「乍恐返答書を以御訴訟申上候」(裾野市富沢「渡辺家文書」)
- (23) 「欠書を以申上候事」(裾野市茶畑「柏木家文書」)
- (24) 「水論御裁許書」(裾野市「佐野区有文書」)
- (25) 「差上申一札之事」(裾野市富沢「渡辺家文書」)
- (26) 「駿州駿東郡箱根湖水掛り式拾九ヶ村一同ニ私領ニ罷成候ニ付向後湖水支配之御地頭之儀依願御相給方拾人一同ニ申談遂吟味候上向後水支配之儀相定石廿九ヶ村江銘々地頭ニテ申渡之覚」(裾野市茶畑「柏木家文書」)
- (27) 「駿州駿東郡御厨湖水懸之儀ニ付自今申上候定書」(裾野市富沢「渡辺家文書」)
- (28) 「十給役人中相談之上相極メ候申付書」(裾野市富沢「渡辺家文書」)
- (29) 「水配下役」の設置時期は直接の史料を欠いているため断定できないが、「箱根湖水諸色覚」(裾野市深良「志村家文書」)では享保十二(一七二七)年より水配人が上役三人、下役三人の体制を確立したとしている。
- (30) 「差上申一札之事」(長泉町「下郷文書」)
- (31) 「用水出入」(裾野市富沢「渡辺家文書」)
- (32) 裾野市公文名「市川家文書」
- (33) 「下郷文書」註(30)
- (34) 「於江戸表三郷水配人尋書写シ」(裾野市石脇「大庭和彦家文書」)
- (35) 「安永三年水論江戸表公儀日記帳 午八月」(裾野市

石脇「大庭和彦家文書」

(36) 「安永五丙甲年御拾給御役人中様立会御定書写」(裾野市久根「勝又家文書」)

(37) 「為取替証文之事」(裾野市富沢「渡辺家文書」)

(38) 「天明八年深良村御訴状写 申十一月」(裾野市富沢「渡辺家文書」)

(39) 「寛政三亥年深良村と廿七ヶ村出入濟口并ニ預リ証文控」(裾野市茶畑「柏木家文書」)

(40) 「訴訟状」(裾野市「佐野区有文書」)

(41) 「柏木家文書」註(39)

(42) 安永六年には一色村と富沢が穴堰からの取水をめぐる争論となり、安永五年の裁許状・定書の趣旨に沿って解決されている。

(43) 水窪大堰からの取水をめぐる、水元四カ村と水 downstream 下五カ村の対立が幕末に至る迄継続していることなどが目につく。

(しば まさふさ・調査委員・県立長泉高校教諭)

湯山半七郎の思想 — 教導職時代を中心として

岩 崎 信 夫

はじめに

- 一 従来半七郎像
- 二 説教講録の分析
 - (一) 史料の性格
 - (二) 内容の分析
 - (三) 客観的位置付け
- 三 半七郎の活動と思想

はじめに

駿州駿東郡御宿村の豪農湯山半七郎の名は、駿東地方の歴史に関心を持つ者の間ではよく知られている。

その名前は『静岡県史』、『静岡県教育史』、『駿東教育史』、『御殿場市史』等の地方自治体の編纂物の中に登場するし、その活動は原口清氏や高橋敏氏の著作に於て論じられてい

る。

これらの著述によって、私達は豪農湯山半七郎（以下半七郎と略記）の多彩な行動を知ることができる。そして半七郎の個々の活動についての知識が増えるに従い、半七郎の統一的な全体像をつかみたいという思いに駆られる。

しかし、今日迄のところ、半七郎の諸活動を統一的に把握し、半七郎の全体像を提示するという試みは高橋敏氏の諸論稿以外にはないというのが実情のようである。ことに、そうした諸活動を貫く半七郎の内面あるいは思想といったものについての研究はない。もし半七郎の内面的な世界の幾分かでも理解できれば、それを導びきの糸として、半七郎の諸行動の統一的な把握への道が開かれるのではなからうか。

小稿は、半七郎の教導職時代の著述をまず検討する。つ

いでその中に彼の確立した思想が展開されていると見る理解に立ち、この時代の思想から半七郎の活動の背景の一面について若干の試論を提出してみたい。

一 従来の半七郎像

従来半七郎について最も多く言及されているのは、学区取締としての活動である。右に挙げた『県史』、『県教育史』、『駿東教育史』、『御殿場市史』等は、学制発布以降の近代教育の発達を叙述する文脈の中で、第二大学区第十四番中学区取締湯山半七郎の駿東における学校設立や就学奨励等の奮闘を描いているのである。⁽¹⁾

それとともに、ほぼ同時期に教導職として国民教化や復古神道の地域への定着に力を尽くしたことも『県教育史』は指摘している。⁽²⁾

さらに半七郎には「駿東郡屈指の豪農」⁽³⁾として様々の顔があることを具体的に分析、指摘したのは原口清氏である。氏によれば、半七郎の豪農としての経営規模は、明治五年で所有田畑が御宿村に「総計七町四反余」であり、うち「一町四反余は手作経営を行ない、他は三七人の小作人に貸与」している。これが明治一八年になると、その所有地が駿東郡各村から君沢郡佐野村に及び、「田三〇町八反余、畑一五町九反余で」これに「宅地・山林・原野を合計すると総

計五〇四町六反余の大地主」に成長したという。⁽⁴⁾ そうした成長の背景には、松方デフレ下における御厨銀行頭取としての活動があったろうことが示唆されている。⁽⁵⁾

氏はまた半七郎の社会的活動として、「名主戸長」を歴任したことや、地租改正に当って「地位等級詮定人」に選ばれたこと⁽⁶⁾、更に自由民権運動の高揚の中で、明治一四年には駿東の演説結社「愛郷社」で「身家盛衰の点」と題する演説を行っていること⁽⁷⁾、なども指摘された。

これらの諸論稿によって、私達は半七郎の活動の多彩さを知ることができる。しかしそれらはいずれも半七郎自体を主題としたものではないから、半七郎の活動はそれぞれの行文の必要上バラバラに取り上げられている。活動相互間の関係や、その結合された関係から浮かび上がって来る筈の半七郎の思想とか人間像といったものについての言及はない。それは初めから問われていないのである。

これに対し、半七郎の多彩な活動振りを統一的に描き出した論稿としては、高橋敏氏の「日常から変革へ——明治一〇年代の民衆と豪農——」⁽⁸⁾、「地域民衆と自由民権運動」、「民衆結社の時代」の三論文がある。この三論文もそれぞれ個別のテーマを持っているのであるが、それ以前に著者はより根本的な問題関心を抱いており、その関心を個別のテーマに即しつつ、豪農半七郎を一つの有力な手懸りとし

て分析することで究明して行くという手法をとっているため、半七郎自身についても初めて総合的な考察が行われたのであった。

右の三論文を一貫する高橋氏の基本的な問題意識は、幕末維新期という未曾有の変革期に当り、民衆がいかに変革に関わったかということ、民衆の主体の内部にまで踏みこんで明らかにしようとする点にあったと思われる。⁽⁹⁾しかし民衆は自らを語る文字史料を残さない。それ故右の諸論文は唯化名号碑や民俗慣行なども史料として活用する一方、豪農半七郎の書き遺した日記や半七郎の行動自体などを有力な手懸りとして、その向こうに民衆の実像を浮かび上げさせようとするのである。

それらの論文で半七郎は、豪農として、民衆と相対する位相に位置づけられている。即ち半七郎は、第一に豪農主導による村落の統合を推進した代表的人物であり、村落の内部に同族団的組織を張りめぐらし、民衆の「もう一つの共同体」に対峙した。⁽¹⁰⁾第二に明治国家の開化啓蒙路線の忠実な推進者として、教導職及び学区取締の活動に非常なエネルギーを発揮した人物である。⁽¹¹⁾第三に半七郎は、豪農として、松方デフレの下で経営農地を拡大したばかりでなく、さらにこの明治一〇年代を区切りに地主経営から金融業を中心とする「勸業型の経営」に発展した、いわば「富国強

兵、殖産興業の国策を地で行くような」優れた経営手腕の持ち主である。⁽¹²⁾

一方、民衆の側は、「もう一つの共同体」を構成していると措定され、そのエネルギーは危機に直面すると行動或いはその限界点にまで高まるとされる。それは例えば半七郎の主宰する御厨銀行の襲撃を計画したり、⁽¹³⁾半七郎らの尽力した嶽南学校設立に反発したりする「貧民党」の動きとして現れるのであり、或いは又、半七郎の長子柳雄らが推進した豪農民権を拒絶し、その限界を鋭く露呈させる、⁽¹⁵⁾という風に働くのである。

変革期の民衆を単に社会経済史的分析によって、いわば外側から把握することで満足せず、それに加えてその主体の意識や心意といった内部に入り込んでその非日常的なエネルギーをとらえようとする様々の試みは、精彩に富み民衆の実像についての鋭い問題提起をなしており、教えられるところは極めて大きい。

そして半七郎についても、その全体像が初めて提示されたと言えよう。しかしながら、半七郎自身について言えば、氏の把握はむしろ外側からの把握であり、半七郎の主体の内側からその活動を統一的に理解するという課題は未だ残されているように思われる。

半七郎は確かに民衆と相対する位相にいた村落指導者で

あったと思う。そして明治国家に忠実な啓蒙家であり、豪農として優れた経営手腕を發揮した人物であったこと、こうした諸点に異論があるわけではない。しかし半七郎はいかなる意味で明治国家に忠実であったのであろうか。半七郎にとって明治国家とは何だったのであろうか。啓蒙家であり、敏腕な経営者であった半七郎を内面から支え、衝き動かしたものは何だったのであろうか。私の関心は主としてこうした点にある。

註

- (1) 『静岡県教育史』通史篇(上) 三四一頁〜三四七頁、『駿東教育史』一四〇頁〜一六五頁、『御殿場市史』第八卷通史編上六三一頁〜六三二頁、六三七頁〜六三九頁(又第五卷近代史料編I三〇〇頁には湯山半七郎日記が抄録されている)等。尚『静岡県史』は資料編近代I、七〇一頁に「中学区取締湯山半七郎巡回日誌」を採録している。
- (2) 『静岡県教育史』通史篇(上) 二八九頁。
- (3) 原口清『明治前期地方政治史研究』下巻五九頁。
- (4) 原口清前掲書、下巻五九頁。
- (5) 原口清前掲書、下巻二六七頁。
- (6) 原口清前掲書、上巻二八九〜二九二頁。
- (7) 原口清前掲書、下巻六〇頁。

(8) いずれも高橋敏『民衆と豪農——幕末明治の村落社会』所収。尚以下個別論文で示す頁数は本書の頁数である。

(9) 「日常から変革へ」では「数表化された社会構造の分析からは、階層間の対立は予見し得ても、人々を日常から変革へ駆りたてる心意やエネルギーなど、微妙な活動の有様を究明することはできない。」とその問題意識が明示されており、この論文ではこれがそのままテーマとなっている。「地域民衆と自由民権運動」では「幕末維新の一大変革期を民衆はどのように受けとめ、生きぬいたのか」と基本的な関心を提起しつつ、「民衆の生活史や民俗誌から地域の自由民権を照射」することを課題とされている。又「民衆結社の時代」は「変革期特有の村落における民衆の歴史創造へ向けての躍動」に基本的な関心を寄せつつ、「村落内部で息する民衆の視角から」明治一〇年代の民衆結社の分析が行われている。

- (10) 高橋敏「日常から変革へ」参照。
- (11) 高橋敏「地域民衆と自由民権運動」一九四〜二〇〇頁。
- (12) 高橋敏前掲書、一七一〜一七二頁、二〇七頁等参照。
- (13) 高橋敏前掲書、一八三〜四頁、二一〇〜二一一頁等。
- (14) 高橋敏前掲書、二一一〜二一四頁。
- (15) 高橋敏前掲書、一八五頁、二〇五〜六頁及び「民衆結

社の時代」参照。

二 説教講録の分析

(一) 史料の性格

半七郎は沢山の記録を遺しており、それらは現在下湯山家の当主湯山匡秀氏に受け継がれている。そしてその概要は『裾野市史資料所在目録、第五集』の近代の部で知ることが出来る。日記、備忘録の類から、豪農としての経営に關する諸記録や名主、戸長、学区取締、教導職等の公職に伴う諸資料に至るまで、半七郎は多方面にわたる貴重な史料を後世に残してくれたのである。

その中に、半七郎が教導職として活動した際に書き記したと思われる一連の冊子がある。ここには、後で検討するように、まとまった形で半七郎の神学的色彩を帯びた宇宙観、人生観が表明されている。もとより教導職としての活動の産物であるとするれば、教則三条や十一兼題、十七兼題などを念頭に置いて論述されているはずであり、テーマや論旨に教理的な制約や公的な場での説教としての限界は当然あると考えられる。しかし後述の如く、教理の祖述と見られるところにも半七郎自身の選択や決断がこめられているのであり、また内容には創意や工夫も盛られている。この一連の冊子を半七郎の思想の表現と見ることは決して不

当な理解ではないと思われる。

こうした観点から小稿は一連の冊子の分析を行おうとするのであるが、その前にそれらの史料としての性格を明らかにし、分析の対象を限定しておきたい。

さて、一連の冊子は二十七冊残されており、その概要は表の通りである。⁽¹⁾

体裁は大体において、判紙を二つ折りにしたくらいの大さきの和紙を十枚程度コヨリで綴じて冊子にしてある。本文の用紙には豎の罫線が入っている場合が多いが、それの全くないものもある。

表紙には、最も整った形では、右端に年月日が例えば「明治辛亥年五月十七日 郷社二而講ス」というように使用場所と共に記され、中央には「学校説教講録」のように表題が書かれ、左端には「権少講義湯山半七郎」のように肩書付きで署名がしてある。このタイプが多いのであるが、中にはそれらの一部が欠けていたり、表紙がなくいきなり本文から始まっているものもある。

まず表紙に書かれた年代に着目してみる。表紙に年代が記されているものが十七冊ある。残り十冊は表紙からは年代不詳である。しかし内四冊は本文から年代の特定ができるので、結局二十七冊の内二十一冊の年代が分明し、六冊が不明ということになる。〈表〉は前者を年代順に並べ後

〈表〉 説教講録類一覽

年代(明治) 年・月・日	史 番	料 号	場 所	表 題	肩 書	署 名
6・12・		3	12・下和田	—————	—————	—————
7・3・26		7	3・26湯山平二郎宅、3・31沼津 妙海寺	大道説一先人道ヲ第一トス一説 教講録	御宿村	湯山忠匡主
3・30		28 2/6	—————	—————	—————	—————
————		28 1/6	—————	—————	—————	—————
3・—		6	3・静岡中教院	君臣説教講録	第一大区三ノ小区 御宿村	湯山忠匡
4・16		8	4・16平松新田服部宅 4・26又 深山天泉寺	顯幽分界説教講録	三ノ小区御宿村	湯山忠匡
5・6		9	5・6茶畑村瀧頭勝又茂十郎宅	文明開化説教	教導職	湯山半七郎忠 匡
5・16		10	5・16久根村副戸長勝又弥平二宅	説教人道	教導職	湯山半七郎
7・1		11	—————	不可不教説教講録	第一大区三ノ小区 御宿村教導職	湯山半七郎忠 匡
7・14		13	7・14佐野村蓮光寺	説教講録	教導職	湯山半七郎忠 匡
7・16		14	7・16桃園定輪寺	説教講録	教導職	湯山半七郎
7・—		15	7・深良村興禪寺	説教講録	駿陽教導職	湯山半七郎忠 匡
8・1		16	8・1今里村	孝行説教講録	教導職	湯山忠匡
8・11		17	8・11自宅 9・11伊豆島田	君臣説教	教導職	湯山半七郎忠 匡
8・21		18	8・21千福村仲野宅	説教講録	—————	湯山忠匡
9・1		21	9・1定輪寺 8年7・18上ケ田	夫婦説教	教導職	湯山半七郎忠 匡
10・18		22	—————	勤業説教講録	訓導	湯山半七郎
8・2・15		29	—————	真心説教講録	—————	湯山半七郎
4・17		30	4・17郷社前 5・12定輪寺 7・17石盤	敬神天理人道説教講録	訓導	湯山半七郎
5・17		31	5・17郷社	学校説教講録	権少講義	湯山半七郎
8・—		32	—————	—————	—————	—————
————		27	—————	敬神愛國ノ旨ヲ體スヘキ事・ ・ 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セ シムヘキ事	—————	—————
————		28 3/6	—————	—————	—————	—————
————		28 4/6	—————	—————	—————	—————
————		28 5/6	—————	—————	—————	—————
————		28 6/6	—————	—————	—————	—————
————		73	—————	身家盛衰ノ循環ハ何レノ點ニ有 ヤ	—————	湯山

者をその下方に一括して並べたのであるが、後者は年代以外のデータも殆んど記されていないので、この六冊については今回の考察の対象からははずすことにしたい。⁽³⁾

表紙から年代の分かる十七冊について見ると、その全ての表題に「説教」或いは「説教講録」なる記載がある。この「説教」や「講録」という用語は、もとより一般的に使用される場合もあったであろうが、教部省の下に置かれた教導職にとっては必ず用いるべき特殊な用語であったと思われる。

もともと教導職は明治5年に設置されるとすぐ三条教則を奉体して「説教」すべきことが教部省から達せられていたが、翌六年一月七日には改めて教部省から次のように達せられた。

従前法談説法等之名目自今廃停シ総テ説教ト可相唱候事⁽⁴⁾これは諸宗管長にあてられた達であり、法談や説法の長い伝統を持つ仏教諸宗の僧侶が教導職を勤める場合でも「説教」と称することが、命ぜられているのである。もともとそうした伝統のない神道系の教導職の場合には極く自然に「説教」と唱えていたと思われるのである。

又「講録」については、清水秀明氏によれば、静岡県の神道教導職の嚆矢たる大井管磨らは「直垂・講録を背負ひ、四ヶ所相互に往来し、説教に協力しあつた」とのことであ

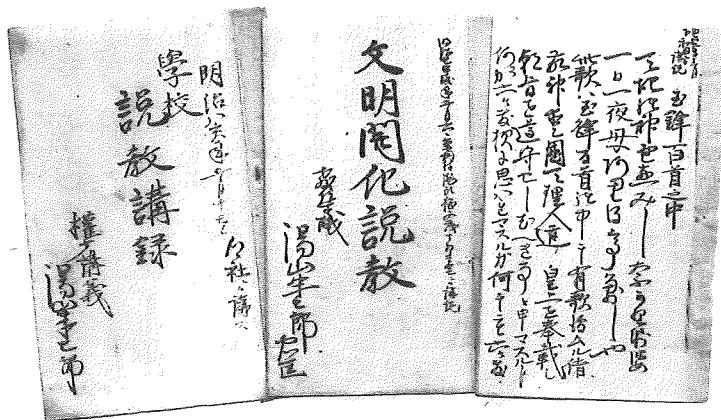
り、やはり教導職特有の用語であると考えられる。実際、半七郎の場合も自らの教化活動を記す場合は「静岡中教院ニ而講説」とか「千福村仲野氏ニ而講演」⁽⁸⁾とかいう風に「講説」とか「講演」というような言い方をするのに、表題としては「講録」として統一してあるのである。

ところで半七郎は明治六年十月八日教導職試補に補され、それ以後同九年十一月八日祠堂を辞職するまで教導職の職務を熱心に務めているのであるが、この十七冊の年代は全てこの間のものである。さらに十七冊内の大部分十一冊は「教導職」、「訓導」、「権少講義」などの教導職の階級を示す肩書が附せられている。

こうしてみれば右の十一冊に用いられた「説教」や「講録」という名辞は単なる一般的な呼称ではなく、半七郎の教導職としての「説教」やそのための「講録」であることを示すと考えてよいと思われる。またこのことから類推して残りの六冊の「説教」や「講録」の用語も又同じ意味を持つものと考えられる。即ち、この十七冊は全て教導職半七郎の説教のための手控え、説教講録なのである。

次に表紙からは年代が分からないが、本文の記述から年代の特定できる四冊について検討する。

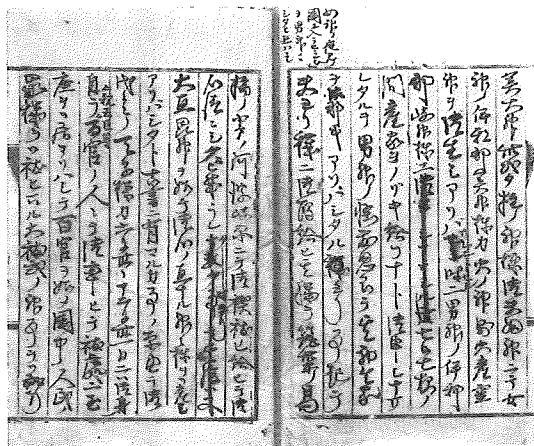
この内の一冊、史料番号三は本文の頭註の形で「明治六年十二月下和田ニ而講説」とあり、内容は「敬神愛国天理



3

2

1



4

1. 一番古い説教講録。右上に「明治六年十二月下和田二面講説」とある。
2. 明治七年五月六日付の「文明開化説教」
3. 明治八年五月十七日付の「学校説教講録」
4. 明治八年、史料番号三十二の説教講録の一部。大祓の神事について述べている。（本文113頁参照）

人道上を奉載し朝旨を遵守せしむべき事」を「火能神」の徳を通して説いたものである。「敬神愛国」以下の各条は教則三条そのものであるから、これは明らかに右の十七冊と同じ説教講録であり、しかもその最も古いものであると考えられる。

又史料番号三十二は表紙がないが本文中に「今明治八年迄式千五百三十五年ニ相成」とあるところから、明治八年の筆記であると推定されるのであるが、一方頭註の形で「大祓ノ神事ヲ聊演説ニ及フ事テム」とある通り大祓の意味について述べたものである。大祓の説は教導職がテーマとして取り組むべき十一兼題の一つであるから、この冊子も又教導職としての説教講録の一冊であると判断される。

残り二冊はやゝ性格が異なるように思われる。即ち史料番号二十八の一是第一頁に「大教院十七課題」として以下その各題目が挙げられており、次の頁にはそれに引き続いて「本省十志兼題」として以下その各題目が掲げられている。そして第三頁以下において十一兼題の各項の簡単な解説が記されている。その全体の調子は、下書きとも言うべきもので加除訂正がいたるところにあり、又筆遣いのかなり荒っぽいところもある。他方二十八の二は、十一兼題の各題目を簡潔に解釈したものであるが、こちらは清書といふべく、訂正・削除も殆んどなく、丁寧な筆遣いで書かれ

ている。そこで二十八の一と比較してみると、こちらで削除された部分を除いた文章がほぼ二十八の二の文章になっていることが分かる。従ってこの二冊は下書きと清書という関係にあるものと見てよいと思われる。

ところでこの清書と思われる二十八の二の「鎮魂説」の最後に「比説探題ニ当り差出ス第七年参月三十日ノ沼津派出所妙海寺ニ而検査済」とあるのである。探題とは、教導職の昇級のために行われた試験に際し課された課題のようなものであったらしい⁽¹¹⁾。

そうだとすると、この二冊は昇級試験のための答案の草稿とその清書であり、ここで半七郎が解いた十一兼題の内、「鎮魂説」が明治七年三月三十日に当時静岡にあった中教院の沼津派出所に提出されたということなのである⁽¹²⁾。答案というものの性質から考えれば、執筆されたのもこれからそう遠くない頃であったのではなからうか。

かくて、年代の判定できる二十一冊の内、十九冊はいずれも教導職の説教のための講録であり、内少なくとも十五冊は講説の場所が明示してあるから、実際に半七郎がこれを用いて説教しているのである。

今この十九冊についてももう少し分析してみよう。

まずそれらの使用或いは執筆の年代は⁽¹³⁾

明治六年・・・一冊

七年・・・十四冊

八年・・・四冊

である。

またその説教場所をみると、それが明記してある十五冊を分類すると次の通りである。(二冊を何回にも使用してある場合もあるから使用場所の合計は二十一カ所である。)

寺院・・・・・・・・七回

郷社・・・・・・・・二回、(四回)

個人宅・・・・・・・・六回

中教院・・・・・・・・一回

地名のみ記載・・・五回、(三回)

この地名のみの記載の内二回は半七郎日記に村社前での説教との記載があるので、⁽¹⁾それで修正すれば、郷村社が四回、地名のみが三回ということになる。

この集計では寺院及び個人宅での説教が多く、郷村社での説教がそれに次ぐということになるが、日記を見ると、郷村社の祭典でしばしば説教を行っている。従って、説教場所としては、郷村社が最も多く、寺院、個人宅がこれに次ぐと考えた方が妥当のように思われる。

註

(1)『裾野市史資料所在目録、第五集』中の近代第三次調

査、「神道関係」の項に冊子名が収載されている。尚、表中の史料番号は右の目録中の番号であり、(但し、二十八の封筒には六冊入っているので、筆者が仮に一六の番号をふった。)又表中の年代は、冊子の表紙に記してある年月日のうち最も古いものを以て年代としたものである。

(2)前掲目録、史料番号三十一。以下単に史料番号のみが記してある場合は、全て上記史料目録の番号である。

(3)史料番号二十七及び二十八の三、四、五、六は、内容から言えばいずれも説教講録である。しかし七十三は一連の冊子の中ではやや異質のものようである。この冊子は表題の通り、「身家盛衰ノ循環ハ何レノ點ニアルヤノ大意」を述べたものであるが、原口清氏によれば半七郎は明治十四年九月十八日、愛郷社第四回常会で「身家盛衰循環の点」と題して演説をしたとのことである。(原口前掲書、下六〇頁)題名の類似から言って、あるいはその時の演説草稿であるかも知れない。内容の点でも他の冊子にあるような神(神々)への言及もないなど、教導時代の記録と異っている点もこの推測を助ける。しかし不明の点もあり、後考を期したい。

(4)例えば明治五年四月二十八日の「三条ノ教則」を定めた教導職宛ての教部省無号達では「右ノ三条兼テ之ヲ奉

体シ説教等ノ節ハ尚能注意致シ御趣意ニ不悖様厚相心得可申候事」とされ、又、同年六月九日、府県宛に出された教部省第三号では「今般教導職設置候ニ付テハ兼テ被仰出候三ヶ条ノ大旨ヲ体認シ各管轄内社寺ニ於テ追々説教可執行候条・・・」とされるなど、教導職は説教を行うべきものとされているのである。(引用は法令全書)

(5) 教部省達番外、法令全書。

(6) この間の事情については安丸良夫『神々の明治維新』一八八頁参照。

(7) 清水秀明「静岡・浜松両県下における教導職の活動」

(上)、『神道学』七五) 五五頁参照。

(8) 史料番号一八

(9) 史料番号一八

(10) 後述、二の(三)及び三参照。

(11) 田中初夫「十一兼題・十七兼題」(『神道宗教』五八号) 五八〜九頁参照。

(12) 田中前掲論文によっても試験の実態は不明の点が多いようであり、又静岡県における実態は不明なのであるが、今は一応このように解釈しておきたい。いずれにせよ、年代については問題ない。

(13) これら説教講録の内、年代が講説の場所と共に何日某所二而という風に記してある場合は使用の年代であるこ

とが明らかである。(それが二つ以上ある時は古い方をとった。)又単に年月日だけが記されている場合は、何を意味するのか断定はしがたい。今は仮りに使用或いは執筆の年代としておくことにする。

(14) 史料番号二十一、明治八年七月十八日は『湯山半七郎日記』同日の項に上ヶ田村々社神明社で説教したとの記載がある。又史料番号三十、明治八年七月十七日は同様に、石脇村々社三島神社で説教したと記されている。

(二) 内容の分析

年代の明らかな二十一冊について、その内容を検討したい。先述したように、この内二冊は十一兼題に対する半七郎の解であり、十九冊は半七郎が明治六年から八年にかけて、教導職として活躍した際の説教講録である。

説教講録についてまず指摘できるのは、その全てが神(神々)についての見解を含んでいるということである。そこでこれに着目して更に分類すると、

A、神(神々) 自体について説くもの・・・三冊

B、神(神々) から出発して他の徳目を説くもの

・・・十六冊

というように分けられる。

一方、十一兼題の解と見なされる二冊(実質的には一冊)

は、大体に於て神学的世界観の論述である。元々十一兼題は平田派神道家が中心となつて作製したと言われ、神学的設問を主としているのである。因みにその題は、神徳皇恩、人魂不死、天神造化、顕幽分界、愛国、神祭、鎮魂、君臣、父子、夫婦、大祓の十一であつた。

そこでまず、この二冊とAの三冊とから、半七郎の神学的世界観を探つてみることにする。

Aの三冊は「顕幽分界説教講録」(八)、「敬神天理人道説教講録」(三十)、と三十二(大祓神事について述べたもの)を指すのであるが、八と三十二は顕幽分界観が前面に出ている。

八ではまず顕幽分界の由来が神代における「高皇産靈神」の「勅」にあることが述べられる。即ちその神勅により「顕露事」は「皇孫」が統べ、「幽冥事」は「大己貴神」(大国主神)が支配することに定まつた。「顕露」とは「天下人民ヲ治ル今日ノ天子様ノ御政事」のことであり、「幽事」とは「目ニモ見ヘス聞ヘモセス鬼神ヲ統ヘ治メ人ノ靈魂ヲ賞罰スル幽り事」である、と。そして以下「幽事」を具体的に説明する。「縁結ビト申テ人ノ夫婦トナル」のは、「始め神ノ御定メ有テ」後人が媒妁するのであるから、神の「幽り事」であり、善人が生まれるか悪人が生まれるかは親の心掛を見て授ける「大国主神ノ御所業」で「人ノ見聞ノナ

ラヌ事」である。或いは又「人ハ知ルマジト思テ小盗ミヲイタシ陰ニ人ノ妻女ヲ犯ス杯都テノ悪事」が「自然ト顯レテ」法律によつて処置されるのは、大国主神とこれを助け津々浦々を分掌する「産土神氏神様」等の幽政によるのである、と。

こうしてこの冊子では、顕界と幽界が分界されそれぞれ皇孫と大国主神とが分掌するという見解と共に、皇孫の権能を顕界における政事いわば現世における人の目に見え耳に聞える現象の世界に限定し、その背後にあつて人に見えない隠された世界への、幽界の主たる大国主神の関与が強調されるのである。なぜ大国主神にそれが可能かと言えは「幽冥トハ暗キ靈顯露トハ明ルヒ靈其暗キ靈カラ明ルヒ靈ヲ見ル故神様ノ目ニハ人ノ腹ノ中マテ秀通シテ見ヘル」のであるという。

三十二は「大祓ノ神事」について説く。即ち「大祓式」とは「伊邪那岐神」が「阿波岐原」で「楔祓ヒ」をした例に倣つて、毎年六月と十二月の晦日に「天子様」自らが「百官ヲ始メ國中ノ人民ノ罪穢ヲ御祓ヒ下ル」神事であるから「各モ各モ比大祓ノ御祈禱ニハ慎テ参拝致シ罪穢ヲ解除セネハナラヌ筈ジャ」と。

そしてここでも顕幽分界論が顔を出す。即ち、大祓で祓うのは、「知ラス知ラスシテ犯シタル罪穢」である。例え

ば婚姻の席で「不斗死タ咄又ハ病気杯ノ咄」をしたとかい
ったことである。つまり人が目に見えず耳に聞こえぬま
ま犯している罪であつて、幽事に属する罪なのである。「顕幽
分界ト申テ見ニ見エ耳に聞エル丈ケノ儀顕界ト言、則今日
天子様御身自ラ御政事ヒ下マスル事ハ」例えば人殺、火附
ケ盗賊など、それぞれの法律があつて所置されるのであり、
「今日ノ祓式ヲ以テ祓清ムルト申儀テハ有マセヌ」。

三十の論旨は、人は死ぬと神となり、その子孫の第一の
守護神となるのであるから、よく祖先を祭らねばならない
と説くものである。ここでも顕幽分界論は前提となつてい
る。即ち、「大祖先ノ神様ヨリ始メ親カラタ々ト順々ニ此
顕界ヲ去テ其靈魂ハ・・・身ニ取テ第一ノ守護神テ有マス」
と述べるのであつてみれば、人は死して後その靈魂は幽界
に行き、そこから子孫を見守っていると考えられているの
であらう。

こうして、Aの三冊は天子の権能を政事に限定し、大国
主神の幽事を広く考ふる顕幽分界論が基調をなしていると
言える。それはまた十一兼題の解たる二十八の二の顕幽分
界では次のように説かれている。

顕幽二道ハ神世ノ御制令ニシテ顕露ノ事ハ今日ノ朝廷是
ヲ治メ・・・陰善陰惡幽冥ノ事ハ大国主神是ヲ治メ顕幽
分界スト雖トモ褒賞刑罰神明ノ大活眼ヲ以テ高天ニ是ヲ

視聞シ善惡邪正ノ糺断速有トモ一ツトシテ洩ル事ナク
死後靈魂ノ苦痛ヲ愧テ慎スンハ有ヘカラス

と。幽界にある大国主神は幽事を以て顕界に関与すると共
にさらに人の死後、その靈魂の審判もするのである。

次にBの十六冊について検討したい。

Bの十六冊については、その内の過半、九冊に、説教の
進め方に共通するパターンが見られる。⁽²⁾即ち典型的には、
①天地万物一切は造化三神の創造であるが、

②その中で人は特別の思召に預かっている。例えば、靈魂
を与えられているとか、万物の靈長であるとか、神の子
孫であるとかいう風に。

③従つて、人は人たるにふさわしく「真心」を以て尽せ、
とか、学問に励め、などと説いていくのである。

典型的な例を示せば、「君臣説説教講録」(六)がそれ
である。

凡人タルモノハ造化ノ三神即チ天ノ御中主神高皇産靈神
神皇産靈神ノ御産靈ニ依テ生出テ生キトシ生ケル物ノ中
ニ誠ニ可愛ク思シ召シテ鳥獸虫魚トハ違ヘル靈魂ヲ御授
ケ遊ハシテ君臣父子夫婦昆弟朋友ノ五倫ノ道ヲ生レナガ
ラ御備ヘ下サレテ鳥ヤ獸トハ異ナル者デムレバ常ニ其心
得ガナクテハナラヌ

と。即ち人は造化三神の被造物の中でも靈魂という特別の

ものを授かつて五倫の道を備えているはずであるから「其心得ガナクテハナラヌ」とした上で、その「御授ケノ俣ニ」「真心ヲ盡」せとして「其真心ヲ尽ス中ニモ君臣ノ大義」こそ第一に重要であると説いていくのである。

同様の典型的なパターンは十五、二十九などがそうである。

他は①がなく②と③で構成されているが、それは①が前提となつて省かれているだけと考えることができよう。

例えば、三十一は

諸萬物ノ靈長タル人ト生レ出テハ自主自立ノ權ヲ立テネ
ハナラヌ其權ヲ立ルニハ学文致サネハナラヌ事テム

として、学文や学校の大切さを説いていくのである。

総じてこのパターンに属する九冊は、内容的には「真心」「大和魂」「直なる心」など「心」のあり方を説くものが五冊であり、学問や家業に励めと説くものが四冊である。

しかし途中の説き方如何にかかわらず、全てその結論は、君臣の大義を生きよ、とか、富国強兵に役立てとか、布告を守れとかいう風になるのであり、要するに「天子様」の「御布告」を守つて「国家の御用に立」つことが説かれてるのである。

例えば先程例に引いた三十一の結論はこうである。

方今天朝ヨリ御世話ヒ成下ル、学文ニ勉強シテ自立ノ權

ヲ真直ニ立テ通シ国家ノ御用ニ相立四海萬国ニ美名ヲ轟
カシ天朝ノ御記録ニ乗末代マテ誉レヲ残スヤウニ心掛ケ
タヒ事テム

Bの残りの七冊については、その説き方に一定のパターンは認められない。

その扱っているテーマも、火を大切にせよとか、修業、文明開化、孝行、徴兵、夫婦など様々である。

しかし、神（神々）についての見解が必ず含まれていることやその趣旨或いは結論が天朝政府の布告を守つて、天朝政府の御用に立てとする点では、先に検討したBの九冊と変わりはない。

では、Bの十六冊を通じて、人がどうすることが、天朝政府の布告にかなう、としているのであろうか。天朝政府の布告の本旨はどこにあると考えられているのであろうか。

それはこれまで見て来たテーマからも察せられるように君臣の義を重んずるといったようなそのものズバリのことから、日常的に家業に勤めるとか学文にはげむとかいったことに至るまで様々のことがあるわけであるが、それら個々の徳目の方向性というべきもののあることも確かである。それは一口で言えば、文明開化、が天朝政府の布告の趣旨であるとする方向付けである。

すでに半七郎は、教導職の説教についてこう意味づけて

いるのである。

天下億兆ノ人民ヲシテ我カ皇國ハ造化ノ三神ヨリ始リ神國ニテ・・・実ニ無双ノ名國テム、又今日ノ御政体ヲ辯へ御布告ノ趣ヲ堅守リ種々無量ニテ文明開化ノ域ニ至ラシムルヤウニトノ難レ有モ忝クモ尊クモ篤キ思召ヲ以テ御勅意ヲ普ク布キ充ツル為ノ教導職テムカラ、則其有カタキ御勅意ヲ教導職ホカ御取次申テ各方ニ演舌ニ及ノテ有マス・・・

と。教導職とは、皇國の國体の意味と、今日の文明開化という御布告の趣とを「御取次申テ」講説するのだというのである。⁽⁴⁾

事実、説教のところどころに文明開化の観点が導入されているのであり、例えば、夫婦の縁を説くにもそれは援用されるのである。即ち、

物事進歩イタス開化之時勢テムル故分テモ夫婦ノ結ヒハ念ノ入開化ノ基本トモ申ヘキテ有・・・

と。かくて「ヨミ書事ノ出来ル人タル道ヲ知ツタ人」こそ贅嫁にふさわしいというのである。⁽⁵⁾

文明開化についてのまとまった見解を次に示そう。

諸開化ト申ハ我皇國ノ古ヨリ御定則ノ美事良法ハ取レ之又御定則ノ法ト雖モ不良ハ捨レ之・・・時世ノ沿革ニ随テ西洋各國ノ良法良教相較シテ御政事ヲ立ル

ことであり、「実ニ公平正大ノ論ヨリ出タル事テ聊モ擬議ヲ容ルヘキニ非ス」と。

こうして文明開化とは西洋文明の採長補短であるとすれば、いたづらな旧慣は旧弊として捨てねばならない。例えば、「先御廃止ニ相成タ五節句旧大陰曆杯ノ旧慣ノ弊ヲ云ス大陽曆ト申結構ナ曆ノ日月ヲ能覚ヘ」ねばならない。

しかし決して皇國の根源や國体を忘れてはならぬ。「此元ヲ知ルト申ハ何ニ付テモ当全デ日本人ハ日本ノ神國ナル尊キ元ヲ知り清國人ハ清國ノ元ヲ知り西洋各國ノ人ハ其々ノ元ヲ知カ宜ヒテム」と。⁽⁶⁾

こうしてみれば、Bでは全体として、造化三神による天地創造を前提として、人として尽くすべき様々の徳目を説くのであるが、その目的とするところは、天朝の布告を守り、文明開化にはげみ、御國の用に立て、ということ、三条教憲の言葉で言えば、「皇上奉載」というに尽きると言えよう。Aでは顕幽分界論が説かれ、特に幽界の主宰たる大國主神と人々の關係即ち幽事が強調されたのに対比して言えば、Bでは顕界における、「皇上奉載」に通ずる人のあり方が説かれているのであり、換言すれば、顕界の主宰たる天皇と人々の關係が論じられているのだということができよう。

では、何故人は天皇に忠節を尽さねばならないのである

か。その典型的な説明をみよう。

ナゼ 天子様ニ仕へ奉ルガ第一ジャト云へハ・・・天照
大御神ノ御勅命ニ天皇ノ知看ス天津日繼ト云ツテ天子ノ
御位ハ天地ノ有ラン限り日月ト供ニ窮リ無ルベシト仰セ
ラレタル如ク 天子様ハ千百万年モ御皇統ノ天子様下萬
民ハ幾万世モ臣下ジャニ依テ

である、と天照大神の神勅を持ち出すのであるが、更にこ
うつけ加えるのである。

ナゼニカク決定スルゾトナレバ我ガ身ハ父母ノ賜物父母
ハ祖父母ノ賜物其祖父母ハ又親ガアル又其親々ヲ段々と
数へ上レハ必神様カ天子様ノ皆子孫デム。其大元ノ神様
ハ天子様ノ御先祖皇孫命ノ天降り遊バサレタ時ニ随従ナ
サレタ神々ヂヤニ依テドコガドコ迄モ臣民ジャ

と、即ち、天皇も人も先祖は神(々々)なのであるが、その
神々の天降りの際に君臣主従の關係は定まったのである、
と説明するのである。⁽⁷⁾

註

(1) 田中前掲論文、五八、六一頁参照。

(2) 史料六、十、十一、十三、十五、十八、二十二、二十
九、三十一。

(3) 史料三、七、九、十四、十六、十七、二十一。

(4) 史料十四。又十六にも同趣旨の説明がある。

(5) 史料二十一。

(6) 史料九「文明開化説教」。

(7) 史料六。

(三) 客観的位置付け

右に見たような半七郎の説教内容は、当時の他の教導職
の説教と比べ、どのような特色を持ち、またどのような思
想の流れに棹さすものなのであろうか。

教導職には、周知の如く神道教導職と僧侶教導職とがあ
り、前者は神道的立場から、又後者は仏教的立場から説を
立て教えを為したのである。⁽¹⁾

この二つの流れの中で半七郎がどちらに属していたかは
前節の分析で明らかであつて、もとより神道的説教を説い
たのである。時には明瞭に反仏教的口吻をもち出すこともあ
つた。

例えば、後世安樂を願うより現世の家内安全こそ大事だ
と次のように説く。⁽²⁾

ヨク老人ノ申ニ後生ヲ願ウノ後世ヲ願ウノト云カ・・・
身ヲ清メ心ヲ清メテ今日眼前ノ家内安全ヲ願カ第一テム
では、神道教導職は皆大同小異の説教をしていたのであ
らうか。これが実は、かなりの差違を含んでいたと思われ

るのである。それは単に項目の選定や説く上での技巧といったことでなく、より根本的な神学的立場の相違があったと思われるのであり、逆に言えば、ここにこそ半七郎の選択や決断があったと思われるのである。

こうした観点から以下、神道内に於ける半七郎の位置につき、簡単ながら、一応の検討を試みることにしたい。

すでに戦前、村岡典嗣は明治初年以來の神道国教化政策は失敗に帰したとして、その有力な一因を「神道そのものに存した不成熟」に求め、次のように論じた。

即ち、「神道的教化統制」を推進した中心勢力たる平田神道が、「本居の古学神道から発達して、神学的理論を整へる中途にあり」平田その人に於いても、又平田派の学徒中にも様々な不成熟、従って見解の相違があり、それが或いは仏教側の乗ずるところとなり、或いは神道内部の対立を招いて、仏教はもとより神道そのものをも「統制しかねた」からである、と。

ではその不成熟な点とは何か。村岡は三点挙げる。第一は、「神代伝説に於ける造化神説の問題である。」「平田は天御中主神以下の「三神が先在して天地を造ったとなした」のであるが、この点が古典の解釈上やキリスト教との類似の点などで批判を受けた。

第二は「耶蘇教の影響のもとに神学的に発展した平田神

道」にとつて創造神と共に「他の重要な方面なる来世観」の問題である。それが最も議論を呼んだのは「大国主神の神学的地位に関する」点であり、出雲大社大宮司千家尊福らは「同神は地球幽政の大王宰で、天下の諸神を執行し給ひ、又人民死後の靈魂を審判し給ふ大神ゆゑ、須らく四神（造化三神と天照大神）と並べて祭」るべしと説き、一方伊勢神宮を代表する田中頼庸らはこれに反対した。反対派は例えば「要章（千家尊福の「神道要章」——筆者註）が、或は大国主神を天照大神と並称し、或は所謂造化の功を奪ひて、大国主神に帰する傾きのあるのを非難し、殊に靈魂の主宰と帰着とを同神にありとするところから、天神その他の靈魂をも、凡て同神の治下に属せしめることとなり、推究めると天皇の靈魂といへども、同神の賞罰を受け給ふといふこととなる」などと反対したのである。

第三はこうした神学的問題とは別に神道内に「進歩主義的傾向」と「保守主義的のそれ」との対立があったことである、と。³⁾

右の三点の内、さし当り神道の神学的論争についての、村岡の見解は今日の研究者の指摘によつても支持されると考えられる。⁴⁾もとより、神道内の論争点をこの平田派に関する論点だけで代表させるわけにいかないことは明らかであるが、⁵⁾しかし半七郎の神学的位置付けを目的とする限り

では、右の村岡の指摘は充分有効である。

即ち、半七郎は、第一点に関して言えば、造化三神による天地創造説をその説教の出発点にしていたのであり、第二点についていえば、大国主神が幽政の支配者であることを強調し、人民死後の靈魂の審判を為すと説いていたのである。

即ち、半七郎は、平田篤胤の神学に忠実な平田派神道家なのであるが、殊に大国主神の役割を重視する点では千家尊福の主張と同じ見解を示しているのである。

では、こうした半七郎の見解は、どの程度に半七郎個人の内面に裏付けられた信念或いは思想と考えてよいのだろうか。この問題を考えるには、少なくとも、①半七郎の国学や神道の師や盟友との関係、及び②静岡県下の神道家の状況、といったことを明らかにしておく必要があると思われる。しかし現在の私にはその用意も資料もないのでこれらの点についての一、二の資料を手掛りに、若干の指摘を試みることにしたい。

その手掛りの一つは、宮地正人氏が紹介、分析された、森重古の説教活動である。

森重古は明治五年十月教導職十三級試補に任ぜられ、明治七年には中講義に昇進していた。有渡郡草薙神社祠官であり、明治九年静岡県の神道中教院と提携して神宮教会系

の神風講社が設立されると、その席で説教をしているところからして、神宮教会系であったと見られる人物である。又半七郎自身も同人の前講を勤めたことがある。

この森重古の説教の特色を宮地氏は次のように分析された。

①森が説教のたびにくり返したことは、「旧幕時代と文明開化との強いアクセントをおいた対比」であった。

②そして新時代にふさわしい「新しいタイプの人間」であることを要請した。即ち「自棄ハワルシ、人ヲタノムハワルシ。：」「自資自立ト云テ自一分デ世渡立身スベキナリ」と説き、このコースに乗ろうとしない者を旧弊として批判した。

③しかし「文明開化を謳歌し、致富と国富のための自立を勧めはするが、国民の政治的権利とはこれは一切関係ない。政治的主体は唯一天皇で」ある。

④この天皇の絶対的な政権の源泉は神代にある。即ち「天地中開ビヤクノ始、造化三神ハ天地万物ヲ鑄造スルノ功アリ。其出来上リハ日球ヲ御主リナサルル天照大神ナリ。五穀万物皆然リ。」であるが、「我君ハ天地開闢ヨリ皇系連綿タリ」である、と。

⑤こうして天皇を頂点とする天皇制政府全体への服従を説くとともに、説教の最後を、「現世は法律の、来世は

神罰による人民への威嚇」で結ぶ。即ち、天地造化の神は幽界をも支配している。「・・・目ニミエル罪ハ天朝、地方官ヲ置テ是ヲ糺シ、右ノカルトモ必神罰ヲ受、永ノ苦界ニ入ナリ」と。⁽⁸⁾

この森重古の説教と比較してみれば、半七郎の説教は、①、②、③では共通している。半七郎も文明開化を説き、旧弊を退けた。幕府批判もしたし、自主自立も強調した。⁽⁹⁾一方政治的主体は唯一天皇に置いていたことも先に見た通りである。

しかし④、⑤についてはかなり異なっているように思われる。明らかに森は天照大神に一切を帰する精神で説いているのであって、天地創造の功も、造化三神に触れはするものの、「其出来上り」は天照大神に帰することになっている。又、顕幽分界論の片鱗は見えても、そこに幽界の主としての大国主神は出て来ないのである。

こうした森ら神宮教会系の人々が静岡中教院の主流であるとするれば、半七郎は少なくともその神学的見解において、それらと離れた位置にいたのであり、そこに半七郎なりの思想的選択を見ないわけにいかないのである。

一口に平田派神道と言っても、様々の見解やニュアンスの差が存在する中で、しかも直接地域の教導職を指導する静岡中教院の主流が神宮教会系の流れである中で、半七郎

は大国主神を重視する立場を選んだのである。その神学に平田派の教説や千家尊福の教説を越える独創があるのではないとしても、その神学を背景に天朝政府への忠誠——文明開化の実践を説くところに半七郎の思想の特色があったと考えられるのである。

次に指摘したいのは半七郎のこうした教説が教導職に就任してにわかには言い出されたというようなものではなく、従来すでに半七郎が抱いていた考え、それが師説の祖述であろうとも、いわば信念化した教説であつたろうということである。

半七郎が教導職に任命されたのは、明治六年十月八日である。この日付の教部省の辞令によって半七郎は「教導職十四級試補」に補されたのである。⁽¹⁰⁾半七郎四十三歳の年であつた。⁽¹¹⁾

ところでそれ以前の半七郎の経歴で注目されることがある。即ち、半七郎は、明治三年一月、御宿村名主に就任している。これが半七郎が村落の支配機構の中で確たる位置を占めた最初と思われるのであるが、その前年、明治二年三月二十七日付で半七郎は、平田鉄胤の気吹舎門に入門を許されているのである。⁽¹²⁾

そうして見れば、三十九歳から四十歳の頃にかけて、半七郎は人生の大きな節目を迎えたのではなからうか。この

頃半七郎は自らの思想的立場をはっきりと自覚しそれを氣吹舎入門で確認したのではなからうか。時あたかも半七郎が名主として、村落の指導者に迎えられたことは、こうした半七郎の成熟と無縁ではなかったのではあるまいか。

こう考えるなら半七郎の教導職時代の教説の原型はすでにこの時期には成立していたのであり、まただからこそ、教導職に任命されるや否や、積極的な説教活動ができたのではなからうか。神道教導職の場合、学力が足らず、任命されても、充分な説教ができない傾向も指摘されているのであるが、半七郎はその類の人物ではないのである。そして半七郎はこうして確立した教導職時代の思想を恐らく生涯、変えなかったように思われるのである。この点の一端について、次節で検討してみたい。

註

- (1) 安丸前掲書一八六〜一八九頁参照。
- (2) 史料十四、十六
- (3) 村岡典嗣「明治維新の教化統制と平田神道」(『続日本思想史研究』所収) 三三九〜三四八頁。
- (4) 例えば羽賀祥二「神道国教制の形成」(『日本史研究』二六四号) 一五〜一七及三一頁参照。宣教使時代の小野述信の天照大神唯一主義の神学と対比させつつ、復古神

道派に「天御中主神を最高神とする一神教的展開」と、大國主神の幽界支配を強調する」流れの二つがあったこと、小野の神学が後に神宮教に継承され、復古神道の内の後者が出雲大社教に受けつがれたことなどが論じられている。又、中島三千男「大教宣布運動と祭神論争」(『日本史研究』一二六号所収) は、右の「伊勢派」と「出雲派」の論争を詳論している。

- (5) 例えば田中前掲論文六二頁以下参照。三条教憲、十一兼題、十七兼題が定まるとこれらについての解説書が沢山出版された。右論文はその内十一兼題の解説書八種の内容比較を行っているのであるが、これだけでも多様な解釈のあったことが知られる。しかしこうした状況は一面では半七郎が単なる祖述ではすまず、自らの選択決断を行っていることを証しているのではなからうか。
- (6) この森重古の経歴については清水前掲論文上・五四頁下・四一、五〇頁等参照。
- (7) 史料十三。
- (8) 宮地正人「近代天皇制イデオロギー形成過程の特質」(『天皇制の政治史的研究』所収) 一二五〜一二八頁参照。
- (9) 旧幕批判については例えば史料三十一、又自主自立、

自主自由については(半七郎は自資自立とは言わない)

例えば史料十、十一、三十一参照。

(10) 史料二十六、「辞令」

(11) 御宿村戸籍

(12) 前掲史料目録第5集で見える限り、半七郎は元治元年名主格を与えられており、それ以前は与頭格であった。

(近世第一次調査、支配四二) しかしそれらはいくまで「格」であり、一方父吟平保豊の名主の肩書のある署名が文久二年迄は見られる(同右十五) から、この時点ではどこまで半七郎が一人立ちしていたかはやや疑問ではなからうか。

(13) 「誓詞帳」(『新修平田篤胤全集』別巻所収) 一七七頁及「門人姓名録」(同書所収) 四二四頁参照。(『新修平田篤胤全集』別巻所収) 尚、この点は高橋敏氏のご教示による。

(14) 安丸前掲書、一八二、一八六頁参照。

三 半七郎の活動と思想

以上、半七郎の明治六年から八年にかけての、教導職時代の思想を検討して来たのであるが、そこで表明された主張は、半七郎の多彩な活動とどのような関係にあるのだろうか。

私は、半七郎の諸活動や生涯は、教導職時代に半七郎が

展開した神学的尊皇的な文明開化の思想を抜きにして理解することはできないと主張するものであるが、差し当り小稿では、そうした思想と学区取締の活動との関係について検討してみたい。

教導職として、郷村社祠堂として⁽¹⁾、神社祭典奉仕や説教活動に余念のなかった半七郎は、明治八年六月二十七日、第十四番学区取締を申付けられる⁽²⁾。以後半七郎は、従来⁽²⁾の神官、教導職の職務の他に、受持区域の小学校教育の創始、振興という仕事に加わり、身辺は多忙を極める。日記によって学区取締就任直後の有様を一例として挙げてみよう。

七月一日陰天 郷社ニ於テ大被式執行、終テ説教一席宛
・・・渡辺ニ泊リ。

同二日陰天 渡辺氏与リ出立八時帰宿夫与リ所用相足シ
十二時麦塚村々社見目神社ニ出務麦塚、茶畑、ニツ屋
新田、平松新田、伊豆島田、元水窪合六ヶ村丈ヶ大被
式執行、終テ説教一席宛。

同三日雨天 午後追々降止。今里村々社浅間神社大御祭
典ニ付自身出勤奉仕夕方帰宿、但御祭典後説教一席相
勤申候。・・・

以下六日迄連日大被式執行奉務が続く。そして六日は夜に入って帰宅したのであるが、翌七日からは、県庁から学

務課の掛官の回視があるのに同伴して、学区取締としての役を勤めている。

七月七日日和 静岡県庶務課兼学務課蜂屋少属殿学区回

視ニ付茶畑村潤身館迄参り御同伴相成・・・

これから各学校の巡回に同伴し、この日蜂屋は半七郎宅に宿泊する。翌八日は朝から蜂屋に從つて各地の学校を回り、半七郎も蜂屋と共に中畑村副戸長勝又元八方に泊る。

翌九日は、須走村、用沢村に始まって、六日市場村まで足をのばし、その日は同村戸長杉山源十郎方に泊っている。

更に十日、十一日と各地の小学校を回り、十一日午後ようやく蜂屋を伴つて帰宅したのであるが、帰宅してみれば、盟友渡辺隼雄の長子民江が死去したことを知らされ、翌十二日早天須山村に向い、民江の葬儀を祭主として執り行っている。⁽⁴⁾

文字通り席の暖まる暇のない忙しさであるが、突然同年暮の十二月六日、半七郎は県令大迫貞清宛「祠掌免職願」を認める。

私儀

郷社兼村社祠掌及第十四番中学区取締拜命仕難有両職共勤務仕候処、近頃多病ニ相成奔走不得自由候間、時ニ祭祠闕席勝⁽²⁾ニ敬神之大道を失し職掌不相立神慮如何と恐縮仕、加之近隣神葬祭數十戸有之葬儀靈祭ホニ茂追々不

勤ニ成行衆人差支を醸し可申と深苦心仕、右両職在勤ニ而ハ身心裨補難成候。依之祠掌御免被成下度此段奉願候也

というのである。⁽⁵⁾ 即ち、両職兼務では多忙すぎて祠掌の職も怠り勝ちとなり、健康も保てないので、祠掌を辞めたいというのである。

多忙のため神事が怠り勝ちというのは事実であろう。又近頃多病というのも遁辞ではない。⁽⁶⁾ しかし問題は、二つの内一つを選ぶときなぜ祠掌を捨てようとしたのかということである。

この時の辞表はどうも提出を思いとどまったらしく、その後しばらく関係記事がない。しかしこの頃から半七郎の活動は『日記』によってみれば、明らかに学区取締の方に重点を置いており、結局、翌九年九月十四日再び先とほぼ同文の免職願を認める。⁽⁷⁾ そしてそれは十月二十八日に提出され、十一月八日付で免職の辞令がおりている。⁽⁸⁾

半七郎は何故学区取締を優先して祠掌を辞めたのであるうか。

この点、今一応の推測をするなら、二つの可能性が指摘できる。

一つは明治八年の、教導職をめぐる中央の動きとの関連であり、今一つは静岡県下の教導職をめぐる動向である。

前者について言えば、この年四月三十日神仏合併布教が差止となり、五月三日大教院が廃止となっている。これより先明治五年、教部省が置かれてからは、神官も僧侶も協力して国民教化に勤めるものとされて、国民教化のための実施機関として東京に大教院が置かれ、各県には各一つの中教院が設けられ、各寺社を小教院として、各教導職は、直接的には中教院、大教院の管轄下に説教活動を行って来たのであるが、仏教側から分離運動が起こり、その結果右のようになったのである。これは仏教勢力をも神道理論の下に取り込んで、神道主導の下に国民教化活動を展開しようとした神道勢力の意図が失敗したことを意味していた。⁽¹¹⁾以後神道側は東京に、大教院に代えて五月十二日神道事務局を開設し、各県中教院は多くの場合神道側が引き継いで神道事務分局とし、従来の神道教導職を統轄して説教活動を展開していこうとするのである。⁽¹²⁾

この動きに半七郎が盲目であったとは思えない。神道事務局開設直前の五月八日の日記には次のような記事がある。

正午ヨリ中教院回廊江皇朝学舎設立開講ニ付出頭、右中教院皇学舎設置御掛り宍野半先生儀東都神道事務局御繁勤之趣ニテ御不参。⁽¹³⁾

静岡中教院に設ける皇朝学舎の責任者、宍野半が東京の神道事務局の用事が多忙で皇朝学舎の開講に来れなかった

というのであるが、宍野が来れなかった「神道事務局御繁勤」というのは、先述の事情を指すのであろう。この中央の事情に直接関与している宍野に半七郎はこの頃しきりに会いたがっており、事実、八月六日には会っている。⁽¹⁴⁾

又八月八日には、佐野村岩崎佐十郎宅で「第一大区中神官会議」がありその結果、神道事務分局の支局が半七郎宅に設けられることに決まっているのである。⁽¹⁵⁾

こうみれば半七郎は神道を主軸とする国民教化の運動が、中央レベルで不利な状況に置かれていることを充分承知していると思われるのであるが、そのことによって自らの祠堂、教導職としての活動に水をさされた可能性はある。

また後者について言えば、静岡県は浜松県と比べ、当初学校設立よりも教導職を中心とする国民教化に力を入れたのであるが、明治七年一月大迫貞清が県権令になるに及び、学校設立に力を入れ始めたという清水氏の指摘する状況が指摘できる。⁽¹⁶⁾

半七郎が学区取締に任命されたのもこの動向の中でであると思うわれるが、そうだとすれば、半七郎は、天朝政府や県の支持が薄くなった神官教導職の位置に距離を置き、天朝政府とその手足である県の推進する学校設立の方に活動の場を移したとも思えるのである。

天朝政府の布告を遵守することを一貫して強調した半七

郎を考えれば、右のように解することもできなくはない。

しかし、その場合、半七郎には自己の信念はなく、ただひたすら天朝政府や県の動向に敏感であったということになる。けれども、半七郎は、祠堂免職の辞令が出て、わずか数カ月後に早くも学区取締を辞職しており、この間の推移を検討すると、もう少し慎重な解釈をした方がよさそうに思われる。

即ち、半七郎は、明治十年二月二日次のような辞表を認めるのである。

右第十四番中学区取締在勤罷在候処、性質愚鈍短方ニシテ毎事浪費之奔走公務ヲ誤候儀不懣恐懼之至リ、加之近頃頭痛疾病ニ苦ミ殆難涉仕候間、職務御差免相成度此段奉願候也¹⁷

これは三月三日付で受理されている。この辞職願いの直接の原因は「毎事浪費之奔走」とあるように学区取締としての旅費の支給をめぐるトラブルにあった¹⁸。しかし学区取締として使った旅費を県が支給してくれないことに怒る半七郎は、辞職願を出すに先立って県第五課にあて、こう申し立てているのである。

去明治九年十二月分旅費仕出シ旅籠帳相添本月十二日当
教育事務所江差出候処、右者本月十日限り差出シ不申候
テハ第五課ニテ御採用不相成候。就テハ旅費仕出し書取

進達難成旨磯部物外断然被申間。右差出シ方遅延恐縮之至ニ候得共此マ、打捨置候テハ一ヶ月中空手ニ過候様相聞ヘ可申哉ト心痛仕候ニ付、不顧恐今般旅費仕出シ旅籠帳相添進達仕候。旅費御下ケ無之共不苦候間御披見丈ケ御採用被成下度此段願上候也²⁰。

旅費の不支給は手続の遅れた自分も悪い。しかし、このまま請求書類を出さないとその間「空手」に過ごしたように受け取られるのが心が痛むのだ、だから旅費仕出シ帳を見るだけを見て、学区取締としての活動振りはせめて認めて欲しい、と切々と訴えているのである。

ここには単なる天朝政府や県の動向への追隨以上の、自らの忠誠を県、ひいては天朝政府に知らせずにはおかないという半七郎の強い欲求が読みとれるように思われる。

先に天朝政府や県の意向の推移のままに活動の場を移した半七郎を仮定として推測したのであるが、それとは逆の、信念に満ちた主體的な半七郎の姿が浮かんでくるのである。そしてこうした角度から見直してみると、すでに学区取締就任自体が、教導職の思想の延長上にあつたろうことに気付くのである。

半七郎は学区取締時代こういう歌を詠んでいる。

小学能生徒乎見て与める

ミむ寿ひ能 牟寿飛し玉越美賀支あけ亭

人多流ひ登耳南連与 己良へら²¹

教育とは、ムスビの神の与えてくれた魂を、人として磨く行為であった。すでに説教の中で「倍学文ハ漢籍ヲ読モ又西洋学ヲ読モ皆我カ皇朝学ノ補翼ニ用ユル事テ有²²」と述べている通り、半七郎は、自らの皇国学の精神で学校設立や就学促進に奔走したと思われるのである。

即ち、半七郎にとって、祠堂か学区取締かというような選択、つまりどちらか一方のより高い価値を選ぶという選択があったのではなく、その根本の神学的価値観に基いて、教導職時代の信念の実現として学区取締の活動に力を注いだのであり、それ故自らの忠誠が祟、ひいては天朝政府に認められないことに根源的な「心痛」を覚えたのではなからうか。もとより天朝政府の布告はともかく遵守するということも半七郎の一面である。従って天朝政府の動向として教導職への支持が薄くなればそれに順応し、天朝の代理の梟が学区取締就任を要請すればそれに応じる。又旅費問題で天朝政府とのきずなに不安は覚えても反抗したわけではないのである。

かくて、冒頭の設問に一応の解を試みておこう。半七郎にとって、明治国家とは何であったのか。いかなる意味でそれに忠実であろうとしたのであるか。

半七郎にとり、明治国家とは、とりも直さず天皇の国家

天朝政府であり、その天皇に忠誠を尽すこと、これは半七郎の信念であった。しかしその背後には、造化三神の天地創造説や天皇も人も神（神々）の子孫であるとの見解、更には大國主神に大きな権能を認めた顕幽分界論、などの半七郎なりの皇國神学が広がっていたのであり、それがあってはじめて天皇の存在は証明せられていたのである。

そして天朝政府の布告の趣旨が文明開化であり、自主自立の勧めであつてみれば、半七郎は、何の憂もなく、というよりもむしろ義務感をもって豪農的経営に打ち込んだであらう。もとよりそれは手放しの近代化ではなく、皇國の根本を忘れない範囲での採長補短という枠がはまっていたのであるが。

こうしてみれば半七郎は観念としての天皇に忠実であらうとしたのであるが、現実の天朝政府やその代理としての梟の政策は必ずしもそれと一致しないであらう。もし半七郎がこの矛盾を見据えるなら、そこに半七郎の思想者としての自立の道が開けたはずである。しかしこれまでの検討で言えば、半七郎はその矛盾を抱えたまま生きたように思われる。

註

(1) 半七郎がいつ郷村社祠掌に任命されたのかは明らかで

ない。半七郎が教導職試補に補された時の肩書は「御宿村農」でありこの時点では未だ神官ではなかったようである。しかし現存する半七郎の日記によれば、明治八年四月以降は祠堂として活動している。

(2) 『湯山半七郎日記』明治八年六月二十七日の項参照。以下同日記よりの引用は単に日記として日付を書くことにしたい。

(3) 半七郎と渡辺隼雄の密接な関係については高橋前掲書一九五〜六頁参照。

(4) 以上、七月一日から十二日までの引用は『日記』のそれぞれの日の記事による。

(5) 『日記』明治八年十二月六日。

(6) 『日記』によれば十月廿一日から十一月六日まで「風邪籠居」とあり、その後も病気がちで、又十一月十五日から廿二日まで「風邪籠居」とある。

(7) 例えば、『日記』によると説教は明治八年七月十九日の次は、明治九年二月十一日までなく、しかもこれが最後である。(又現存の説教講録の日付では明治八年七月十八日(史料二十一)が最後である。

(8) 『日記』明治九年九月十四日。

(9) 『日記』明治九年十月二十八日。

(10) 『日記』明治九年十一月十三日。

(11) 村岡前掲論文、安丸前掲書二〇九頁等参照。

(12) 常世長胤『神教組織物語』(『日本近代思想大系・5』所収)三九三頁。

(13) 『日記』明治八年五月八日。

(14) 『日記』明治八年八月六日。

(15) 『日記』明治八年八月八日。

(16) 清水前掲論文、下、四五〜六頁。

(17) 『日記』明治十年二月二日。

(18) 『日記』明治十年三月七日。

(19) 高橋敏前掲書一九九頁参照。

(20) 『日記』明治十年一月二十六日。

(21) 『日記』明治九年四月二日。

(22) 史料三十一。

付記 史料の閲覧等につき、湯山匡秀氏及び裾野市史編さん室のご高配にあづかった。厚くお礼申し上げます。

(いわさき のぶお・調査委員・都立日黒高等学校教諭)

編さん室日誌

- | | | | |
|-------|-------------------------|-------|----------------------------------|
| 4月7日 | 中里・御宿家所蔵文書調査及び借用 | 5月27日 | 深良・高橋家所蔵文書調査及び借用 |
| 4月12日 | 公文名・有井家所蔵文書調査及び借用 | 5月27日 | 葛山居館址実測調査（～28日） |
| 4月13日 | 平松・安田宅 裾野市内の庚申塔調査資料合わせ | 6月3日 | 石造物調査員への説明会 |
| | | 6月4日 | 葛山居館址実測調査 |
| 4月15日 | 近世（深良用水編）史料の第2次選択作業。 | 6月10日 | 深良・志村家所蔵文書調査及び借用 |
| 4月16日 | 専門委員・調査委員合同会議 | 6月10日 | 近世担当委員による深良用水編史料作業（～11日） |
| 4月20日 | 深良用水隧道内調査 | 6月15日 | 大畑・市川家所蔵文書調査及び借用 |
| 4月24日 | 葛山居館址実測調査打ち合わせ | 7月31日 | 古文書整理作業（武蔵大学生他）（～8月3日） |
| 4月26日 | 石造物調査員打ち合わせ | 8月2日 | 富岡支所行政文書調査（～4日） |
| 5月10日 | 市史編さん室東小学校北校舎へ移転 | 8月6日 | 「長泉町中土狩公民館」下郷文書虫干し会にて深良用水絵図の写真撮影 |
| 5月13日 | 葛山居館址実測調査（～14日） | 8月9日 | 葛山居館址実測調査 |
| 5月13日 | 深良・松井家所蔵文書、佐野区有文書調査及び借用 | 8月10日 | 市史編さん専門委員に安田常雄氏（電気通信大学教授）委嘱 |
| 5月15日 | 御宿・勝又家所蔵文書、石脇区有文書調査及び借用 | 8月11日 | 葛山居館址実測調査（～12日） |
| 5月17日 | 深良区有文書調査及び借用 | 8月15日 | 市史だより第3号発行 |
| 5月20日 | 近世（深良用水編）史料の第2次選択目録作成作業 | 8月17日 | 葛山居館址実測調査（～18日） |
| 5月21日 | 葛山居館址実測調査 | 8月18日 | 葛山地区（田場沢区除く）民俗調査打ち合わせ |
| 5月25日 | 田場沢・中村家所蔵考古史料調査及び借用 | 8月19日 | 葛山居館址実測調査 |
| | | 8月20日 | 専門委員・調査委員合同会議 |
| | | 8月21日 | 近世担当委員による深良用水関係市内巡見 |

8月28日	須山支所所蔵行政文書調査（～31日）		家に関する聞き取り調査
9月9日	民俗部門会議、小山町史編さん関係者との情報交換会	12月10日	御殿場市神山・武藤家所蔵中世文書調査及び写真撮影
9月10日	考古部門担当委員会議	12月19日	御殿場市神山・神山区有文書調査
9月14日	葛山地区（田場沢区除く）民俗調査（～17日）	12月20日	須山支所所蔵行政文書調査及び裾野市役所所蔵史料確認調査（～21日）
9月26日	沼津市歴史民俗資料館所蔵考古遺物借用	12月26日	近世担当委員による「深良用水編」掲載史料選訳作業（～28日）
10月2日	地区協力員視察研修	平成2年1月6日	専門委員・調査委員会合同会議
10月4日	茶畑・柏木家文書調査（～5日）	1月7日	佐野原神社宝物殿奉納品の調査
10月9日	葛山居館址実測調査（～10日）	1月12日	茶畑・柏木家史料に関する聞き取り調査
10月15日	専門委員・調査委員会合同会議	2月10日	近世担当委員による「深良用水編」掲載史料選訳作業・民俗担当による葛山地区民俗調査（～12日）
10月16日	市史編さん委員会	2月13日	田場沢・芹沢正己家所蔵史料借用
10月21日	佐野原神社宝物調査・写真撮影	2月20日	小学校所蔵史料確認調査（～22日）
10月25日	裾野高校所蔵考古遺物借用	2月27日	市史編さん委員会
10月28日	富士山資料館所蔵の考古資料調査（～29日）	2月26日	長泉町八幡神社中世文書調査
10月3日	葛山居館址の井戸址確認調査（～5日）	3月15日	市史だより第5号発行
11月5日	歴史講演会に關係する資料調査（～6日）	3月26日	近代担当委員による本庁所蔵史料調査（～30日）
11月12日	第二回歴史講演会、「近世・裾野の生活と文化」講師 高橋敏専門委員	3月25日	葛山城祉保存会講演 講師 中野国雄専門委員
11月15日	市史だより第4号発行	3月28日	地区協力員連絡会
11月19日	近代担当委員による聞き取り調査		
12月1日	深良用水関係写真撮影		
12月3日	柏木正男氏（沼津市在住）からの、茶畑・柏木		

裾野市史編さん関係者名簿

(平成元年12月1日現在)

◆市史編さん委員

○委員長 ○副委員長

○勝又 寿 学識経験者

芹沢 充寛 学識経験者

鈴木 強 学識経験者

羽田 勲 学識経験者

伊藤 政秋 学識経験者

渡辺 藤男 教育委員長

有光 友学 専門委員代表

◎久保 文和 助役

芹沢 仁 教育長

杉山 政康 企画調整部長

飯塚 光雄 総務部長

渡辺 武彦 財政課長

小林 敏彦 企画調整課長

坂田 正治 学校教育課長

◆市史編さん専門委員

有光 友学 横浜国立大学教授

高橋 敏 国立歴史民俗博物館教授

中野 国雄 日本考古学協会会員

福田アジョ 国立歴史民俗博物館教授

安田 常雄 電気通信大学教授

四方 一瀬 国土館大学附属学校長

◆市史編さん調査委員

井口 俊靖 加藤学園暁秀高等学校教諭

石田 義明 静岡県立裾野高等学校教諭

岩崎 信夫 都立目黒高等学校教諭

岩田 重則 早稲田大学大学院生

菊池 邦彦 都立航空工業高等学校教諭

斉藤 弘美 明治大学大学院研究生

坂本 紀子 早稲田大学大学院生

柴 雅彦 静岡県立長泉高等学校教諭

新谷 尚紀 山村女子短期大学助教諭

杉村 齐 三島市教育委員会郷土館学芸員

関根 省治 静岡県立沼津東高等学校教諭

前田 耕司 国土館大学文学部教育学科専任講師

松崎 真吾 横浜国立大学大学院生

湯川 郁子 一橋大学大学院生

渡瀬 治 裾野市立西小学校教諭

脇野 博 秋田工業専門学校講師

◆地区協力員 ()内は旧村名

植松甲子男	西地区	(石脇村)
杉山 光正	"	(佐野村)
加藤 信雄	"	(大畑村)
水口 清文	"	(二ツ屋新田)
歌崎 久作	"	(定輪寺村)
渡辺 富雄	"	(富沢村)
水口 忠栄	"	(伊豆島田村)
渡辺 幸男	"	(水窪村)
中西 保男	"	(二本松新田)
杉山 繁雄	東地区	(久根村)
藤原 善次	"	(稲荷村)
渡辺 香	"	(公文名村)
清水 四郎	"	(茶畑村)
杉山 寛美	"	(茶畑村)
飯塚 政高	"	(麦塚村)
星野 直司	"	(平松新田)
大庭 三郎	深良地区	(深良村・和市)
倉沢 秀雄	"	(深良村・町震)
小林 秀年	"	(深良村・上須)
高橋 利治	"	(深良村・原)
増田 一男	"	(深良村・和市)

一ノ瀬和雄 深良地区 (深良村・切久保・遠藤原)

長田 稔	"	(深良村・新田)
藤森 茂良	"	(深良村・上原)
井上 丹令	"	(岩波村)
西島 秀雄	富岡地区	(千福村)
土屋 誠吾	"	(御宿村)
勝又 常一	"	(葛山村)
柏木 仁	"	(上ヶ田村)
小野 春隆	"	(金沢村)
杉本 隆彦	"	(今里村)
真田 林蔵	"	(下和田村)
野田 達郎	須山地区	(須山村)
土屋 邦彦	"	(須山村)

◆市史編さん関係職員

芹沢 仁	教育長
西川 久雄	教育次長
長谷川 博	市史編さん室長
袴田 稔	主事
浜田 明	事務職員
今関 浩子	事務職員
丸山ゆかり	事務職員

編集後記

市史編さん事業が本格的な活動を始めて二年、元号も「昭和」から「平成」に改められて一年余がまたたく間に経過し、月日の経つのは本当に早いものだと感じます。

『市史研究』第2号をお届けします。

本号へは、昨年第二回歴史講演会で高橋敏氏が講演された「江戸時代裾野の生活文化と女性・子ども」を掲載しました。石造物から、当時の民衆の生活・文化を観ることや、従来、歴史のなかに登場することが難しいとされた女性、子どもについてわかりやすくまとめられています。

渡瀬治氏の論文は、箱根、愛鷹山麓等の遺跡発掘にかかわる報告書をもとに、先土器時代・縄文時代の草創期から中期の土器、石器を論じています。

市では、平成二年度に市史・史料編初巻として「深良用水編」を発刊の計画で、近世担当委員を中心に史料等の悉皆調査、研究が鋭意進められています。調査の中間で、その基礎資料となる論文を担当の調査委員が執筆されました。

脇野博氏は、深良用水開鑿の技法として、鉾山技術が用いられた事実、これに従事した「かねほり」としての人物を追っています。柴雅房氏は、江戸時代に用水掛の二十九ヶ村が用水管理を目的にまとまった「井組」について、これら村々が管理上の問題や配水等の慣例をめぐっての争

いを考察されています。

岩崎信夫氏の論文は、明治初期御宿村戸長であった湯山半七郎が、学校設立に尽力されながら、教導職としても祭典奉仕や説教活動等諸活動されたことを、その時代背景を通じて考察されているものです。

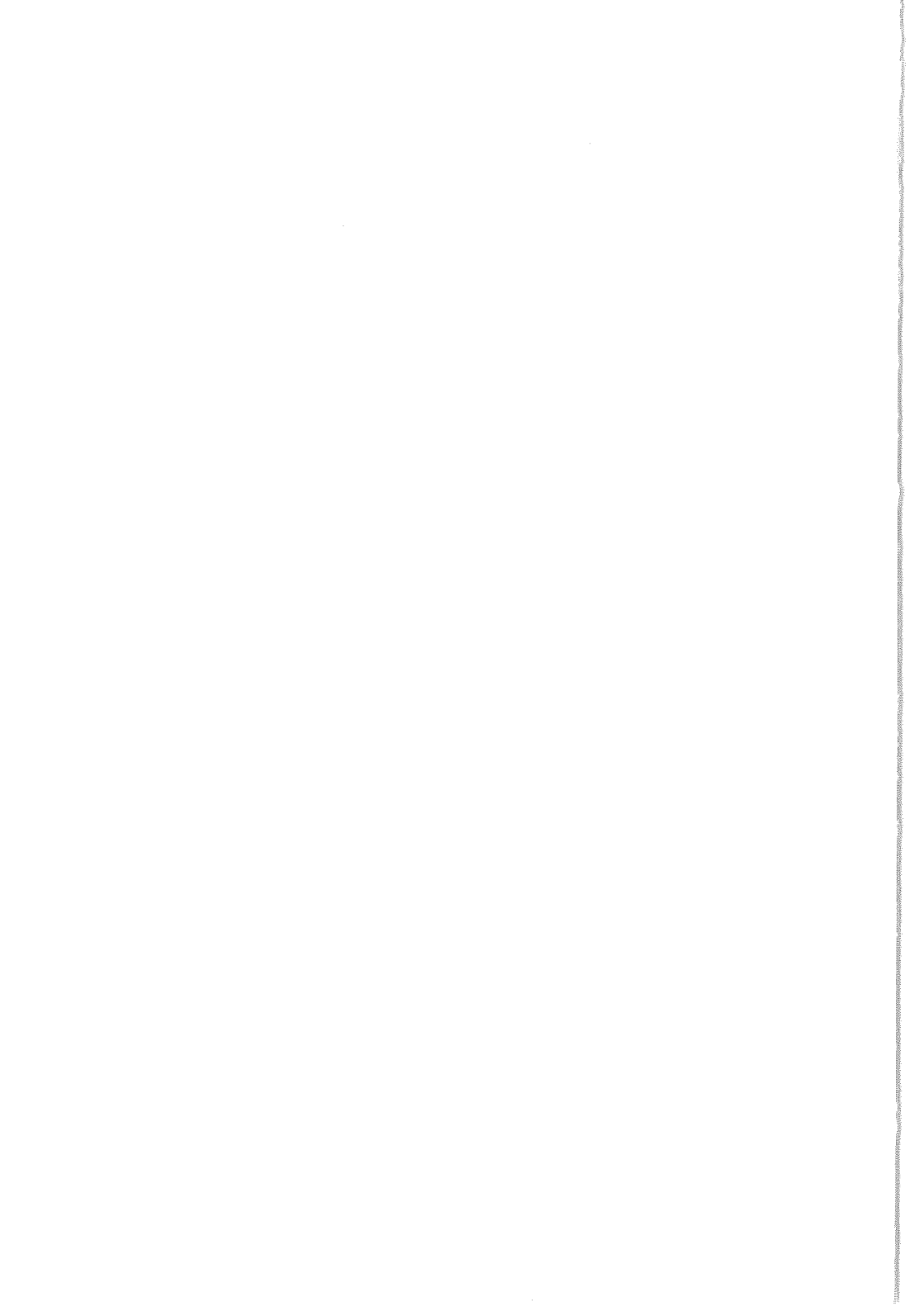
仙年寺住職、入山光信氏からは同寺ゆかりの「葛山氏」について、その系図等所蔵される史料をもとに随想を寄稿していただきました。

お忙しい中、執筆下さいました先生方に厚くお礼申し上げますとともに、今号も読みごたえのあるものと確信しております。

市史編さん室では、皆様の論考、その他投稿をお待ちしています。なお、本誌への忌憚のないご叱正、ご指導と今後とも本事業へのご支援を心からお願いいたします。

裾野市教育委員会

市史編さん室長 長谷川 博



裾野市史研究 第2号
平成2年3月25日発行

編集 裾野市史編さん委員会
発行 教育委員会市史編さん室
裾野市茶畑399
電話 0559-93-7170
印刷 みどり美術印刷株式会社

(題字：裾野市教育長 芹澤 仁)